

令和元年度版

# 長崎県の労働事情

(令和元年度労働条件等実態調査結果報告書)

令和2年3月

長崎県産業労働部雇用労働政策課

## はじめに

本県の景気は、「全体として緩やかな回復基調」を続けており、雇用・所得環境については、一部に厳しさが見られるものの、今年1月の有効求人倍率が1.13倍と47か月連続で1.1倍台を維持するなど、堅調に推移しております。

さて、県内で働く方の現状を見ますと、労働時間が全国平均に比べて長い状況にあります。労働力人口の減少時代において持続可能な社会を作っていくためには、労使が一体となって、長時間労働の抑制や、子育て期、中高年期といった人生の各段階において仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、誰もが働きやすい魅力ある職場をつくり出していくことが重要です。

この報告書は、県内事業所を対象に、労働条件などの現状を把握し、今後の労働行政をさらに推進していくため、令和元年6月30日現在で実施した「令和元年度長崎県労働条件等実態調査」の結果等をまとめたものです。労使をはじめ関係の皆様、参考資料としてお役立ていただければ幸いです。

最後に、本調査の実施にあたり、ご多忙中にもかかわらずご協力をいただきました各事業所の皆様とともに関係各位に心からお礼を申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年3月

長崎県産業労働部雇用労働政策課長

# 目 次

## 第1章 労働条件等実態調査

1. 調査概要	1
2. 調査結果の概要	
I. 事業所の概要	
回答事業所の状況	3
II. 雇用と取組	
1. 採用状況	4
2. 配置状況	5
3. 管理職の配置状況	6
4. 女性の活躍の推進状況	8
5. 職場におけるハラスメント防止対策	9
III. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	
1. ワーク・ライフ・バランス	10
IV. 労働時間	
1. 年次有給休暇	13
2. 週休制	16
3. 労働時間	18
V. 育児休業制度・介護休業制度	
1. 育児休業制度	21
2. 育児休業の利用状況	22
3. 男性の育児休業取得について	24
4. 介護休業制度	25
5. 介護休業の利用状況	26
VI. 子の看護休暇制度・介護休暇制度	
1. 子の看護休暇制度	27
2. 介護休暇制度	28
VII. 高年齢者の雇用状況	
1. 高年齢者雇用の概況について	30
2. 高年齢者雇用に関する制度等について	33
3. 統計表	
県合計	35
4. 調査票	
令和元年度長崎県労働条件等実態調査票	63

## 第2章 労働事情の全国比較

I. 労働力人口	77
II. 就業形態別の平均年齢・平均勤続年数	82
III. 賃金・労働時間	83
IV. 労使関係	93
V. 高齢者雇用確保措置実施状況	94

# 第 1 章 労働条件等実態調査

## 1. 調査概要

# 1. 調査概要

## 1. 調査目的

県内の民間事業所における労働者の労働条件等の現状を把握し、各種施策の基礎資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査対象

事業所母集団データベースによる事業所名簿を母集団とし、日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業, 郵便業」「卸売業, 小売業」「金融業, 保険業」「不動産業, 物品賃貸業」「学術研究, 専門・技術サービス業」「宿泊業, 飲食サービス業」「生活関連サービス業, 娯楽業」「教育, 学習支援業」「医療, 福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者5人以上を雇用する事業所のうち、産業別・規模別に層化無作為抽出により選定した1,300事業所。

## 3. 調査基準日

令和元年6月30日現在

## 4. 調査方法

郵送による自計方式

## 5. 調査項目

- (1) 事業所の概要
- (2) 雇用と取組
- (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）
- (4) 労働時間
- (5) 育児休業制度・介護休業制度
- (6) 子の看護休暇制度・介護休暇制度
- (7) 高年齢者の雇用状況

## 6. 回収状況

調査対象事業所から870件の回答があり、5人未満の事業所を除いた有効回答は778件であった。

（注）調査票の記入状況から、調査項目により分析対象事業所が若干異なる。

## 調査対象事業所及び集計事業所

規模・産業分類	調査対象事業所数 (配布数)	集計事業所数 (有効回収数)
計	1,300	778
5～29人	1,123	620
30～99人	141	121
100～299人	29	28
300人以上	7	9
建設業	121	73
製造業	107	62
電気・ガス・熱供給・水道業	4	3
情報通信業	13	10
運輸業，郵便業	62	42
卸売業，小売業	353	185
金融業，保険業	45	28
不動産業，物品賃貸業	17	7
学術研究，専門・技術サービス業	33	22
宿泊業，飲食サービス業	157	78
生活関連サービス業，娯楽業	61	25
教育，学習支援業	25	19
医療，福祉	226	175
複合サービス事業	18	13
サービス業（他に分類されないもの）	58	36

### 7. 利用上の注意

調査結果の利用等にあたっては、下記の点に注意を要する。

- ① 本報告書の集計結果は原則として、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、内訳の合計が必ずしも100%とならない場合がある。
- ② 複数回答を可とした設問では、選択肢ごとに設問の回答事業所数に対する選択事業所数の比率を算出している。そのため、各選択肢ごとの割合の合計が100%を超える場合がある。
- ③ 本調査の調査対象事業所は、無作為に抽出されているものであり、集計事業所について前年と同一性が確保されているわけではないため、前年以前の調査結果との比較には注意を要する。

## 2. 調査結果の概要



# I. 事業所の概要

## 1. 回答事業所の状況（統計表 I）

### ① 回答事業所の産業及び規模

有効回答 778 事業所の産業別割合をみると、「卸売業，小売業」（23.8%）が最も多く、次いで「医療・福祉」（22.5%）、「宿泊業，飲食サービス業」（10.0%）となっている。

規模別では、雇用者数「5～29人」の事業所が 79.7%を占めている。

図1 回答事業所の産業別割合

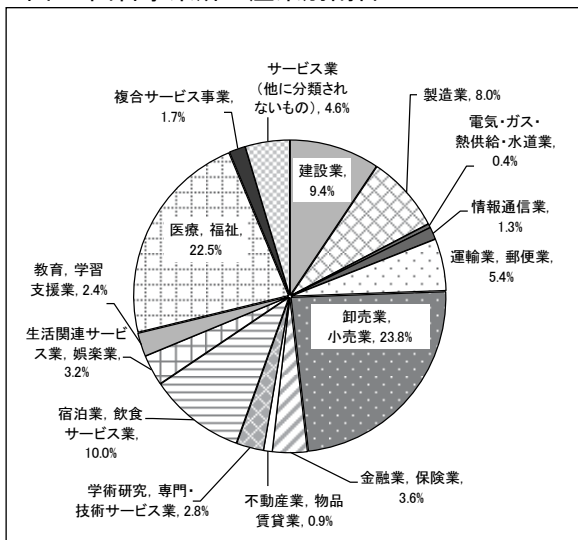
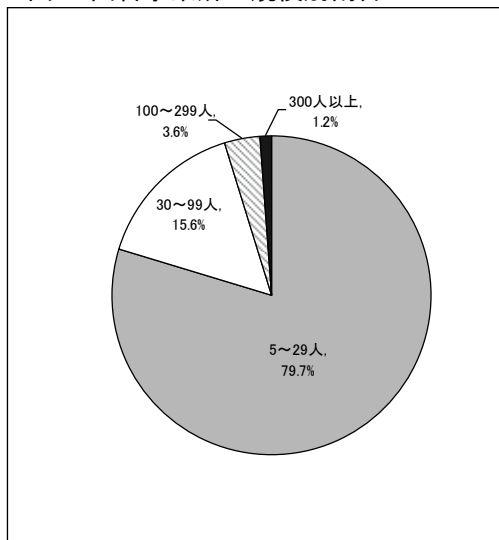


図2 回答事業所の規模別割合

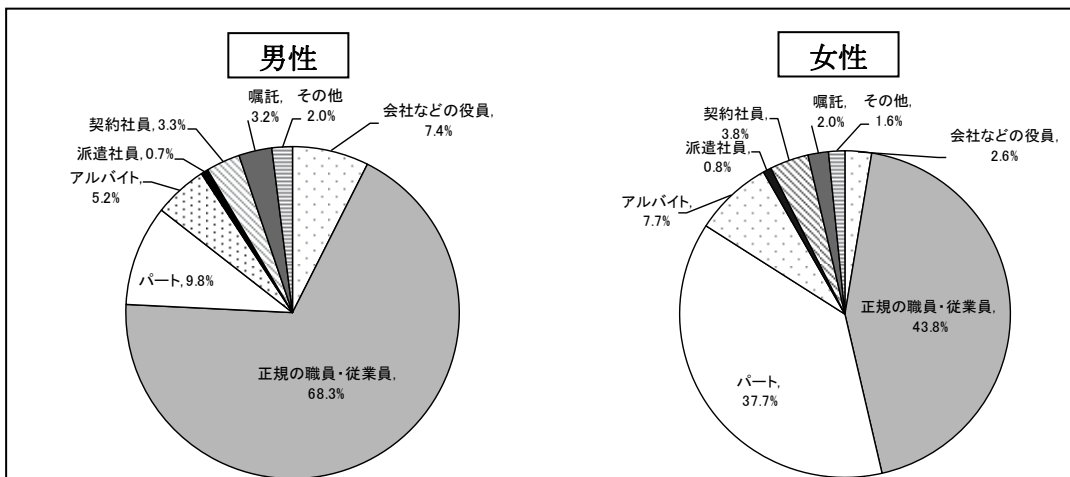


### ② 雇用者数

雇用者数は 22,904 人で、うち男性は 11,237 人(49.1%)、女性は 11,667 人(50.9%)となっている。

雇用形態別でみると、雇用者数のうち「正規の職員・従業員」の男性の割合は 68.3%であるのに対し、女性の割合は 43.8%で、女性は男性よりもパートなど非正規雇用の割合が多くなっている。

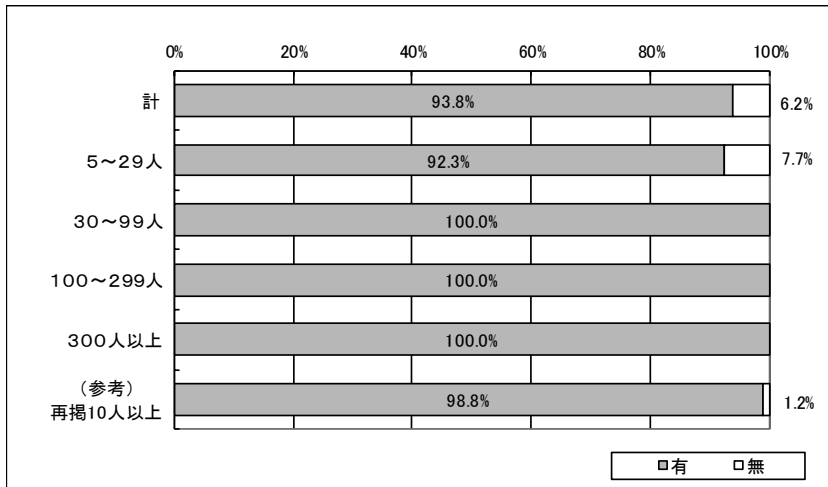
図3 男女別雇用形態割合



### ③ 就業規則

就業規則の有無について、「有」と回答した事業所は93.8%となっている。

図4 就業規則の有無(規模別)



## II. 雇用と取組

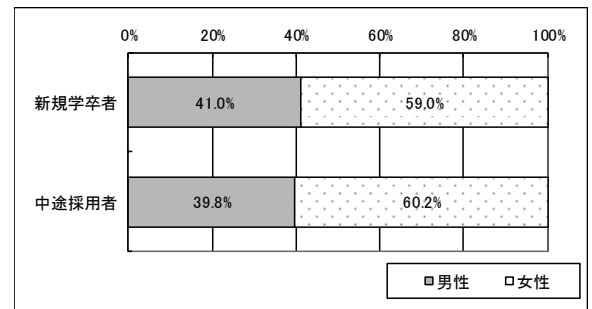
### 1. 採用状況 (統計表Ⅱ-2)

#### ① 男女別採用状況

回答事業所における平成31年4月の採用者数は828人となっている。

そのうち「新規学卒者」は268人で、男女別割合は、男性110人(41.0%)、女性158人(59.0%)となっており、「中途採用者」は560人で、うち男性は223人(39.8%)、女性は337人(60.2%)となっている。

図5 男女別採用状況



#### ② 雇用形態

##### ア. 新規学卒者

新規学卒者の雇用形態は男女共に「正規の職員・従業員」の割合が多く、男性は103人(93.6%)、女性は144人(91.1%)となっている。

##### イ. 新規学卒者のうち高卒の割合

新規学卒者のうち高卒の割合は39.6%で、男性の高卒の割合は52人(47.3%)、女性は54人(34.2%)となっている。

これを雇用形態別にみると、「正規の職員・従業員」は、男性は51人(98.1%)で女性は50人(92.6%)となっている。

図6 新規学卒者の雇用形態

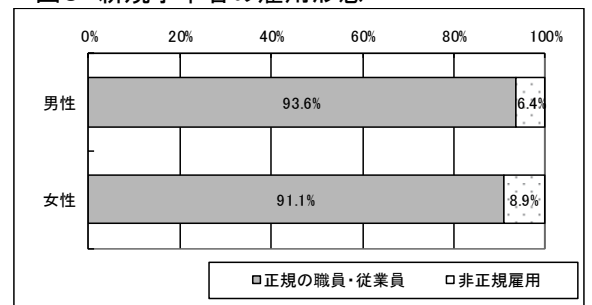
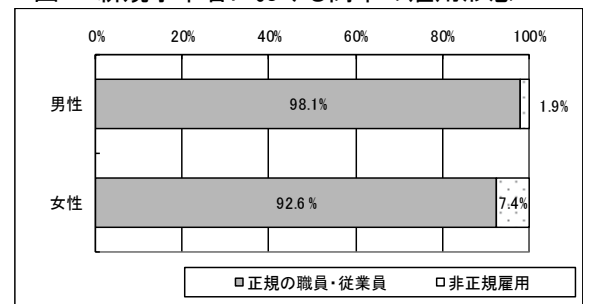


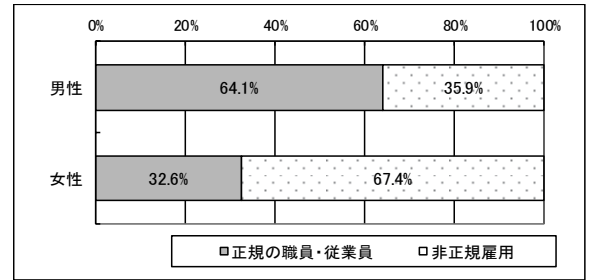
図7 新規学卒者における高卒の雇用形態



## ウ. 中途採用者

中途採用者 560 人の雇用形態は、男性においては「正規の職員・従業員」が 143 人 (64.1%) と多くなっているが、女性においては「非正規雇用」が 227 人 (67.4%) と多くなっている。

図8 中途採用者の雇用形態

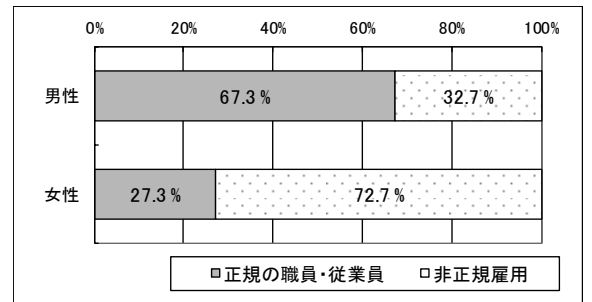


## エ. 中途採用者のうち高卒の割合

中途採用者のうち高卒の割合は 41.4% で、男性の高卒割合は 104 人 (46.6%)、女性は 128 人 (38.0%) となっている。

これを雇用形態別にみると、「正規の職員・従業員」は、男性 70 人 (67.3%) で女性は 35 人 (27.3%) となっている。

図9 中途採用者における高卒の雇用形態

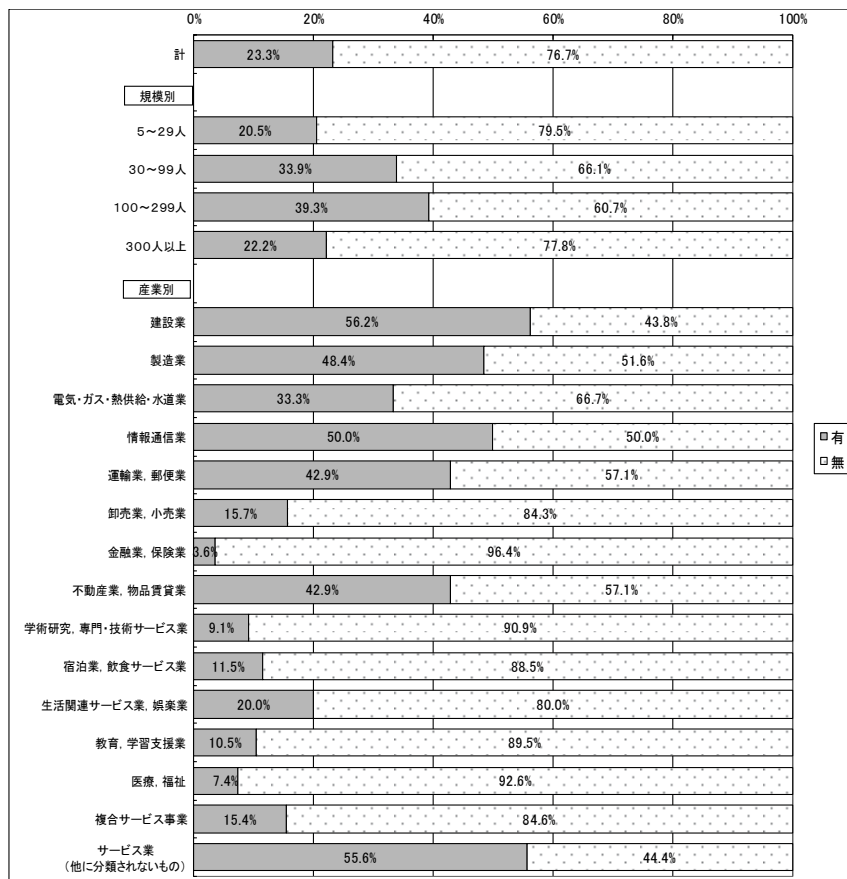


## 2. 配置状況 (統計表Ⅱ-3)

### ① 女性労働者の配置がない部署の割合

女性労働者の配置がない部署が「有」と回答した事業所の割合は 23.3% となっている。規模別では、「100~299 人」の事業所が 39.3% と最も多い。業種別にみると、「建設業」(56.2%) が最も多く、次いで「サービス業 (他に分類されないもの)」(55.6%)、「情報通信業」(50.0%) となっている。

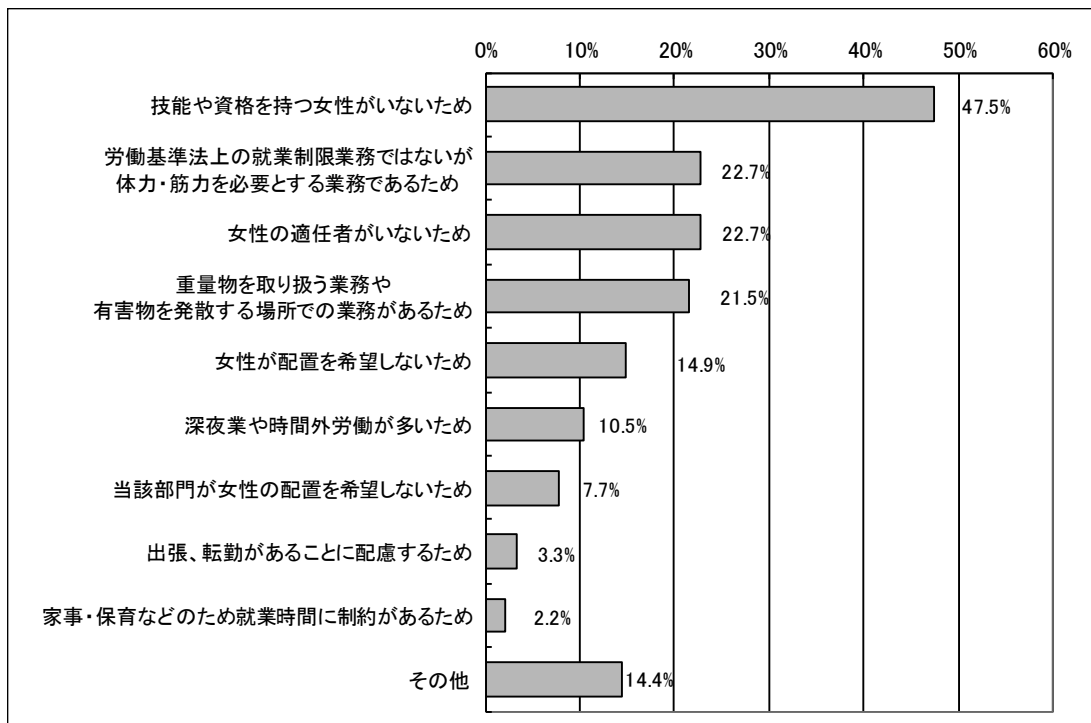
図10 女性労働者の配置がない部署の有無(規模別・産業別総数)



## ② 女性労働者の配置がない部署がある理由(複数回答)

女性労働者の配置がない部署がある理由は、「技能や資格を持つ女性がいなかったため」(47.5%)が最も多く、次いで「労働基準法上の就業制限業務ではないが体力・筋力を必要とする業務であるため」、「女性の適任者がいないため」(22.7%)となっている。

図11 女性労働者の配置がない部署がある理由(複数回答)



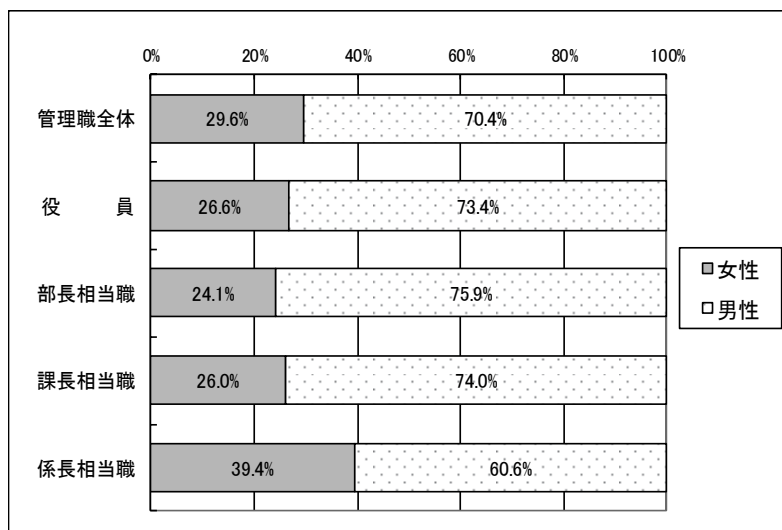
## 3. 管理職の配置状況(統計表Ⅱ-4)

### ① 管理職に占める女性の割合

管理職 3,735 人のうち女性は 1,104 人 (29.6%) となっている。

役職別の女性管理職の割合は、「役員」(26.6%)、「部長相当職」(24.1%)、「課長相当職」(26.0%)、「係長相当職」(39.4%) となっている。

図12 役職別・管理職に占める女性の割合



※ここでの「管理職」とは、

- ・企業の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。
- ・部長・課長等の役職名を採用していない場合などは、事業所の実態によりどの管理職区分に該当するか適宜判断としています。
- ・係長相当職には主任クラスを含みます。

規模別でみると、「300人以上」（41.7%）が最も多くなっている。（図13）

産業別でみると、「不動産業、物品賃貸業」（58.6%）が最も多くなっており、次いで「医療、福祉」（56.7%）、「教育、学習支援業」（42.9%）となっている。（図14）

図13 女性管理職の割合（規模別）

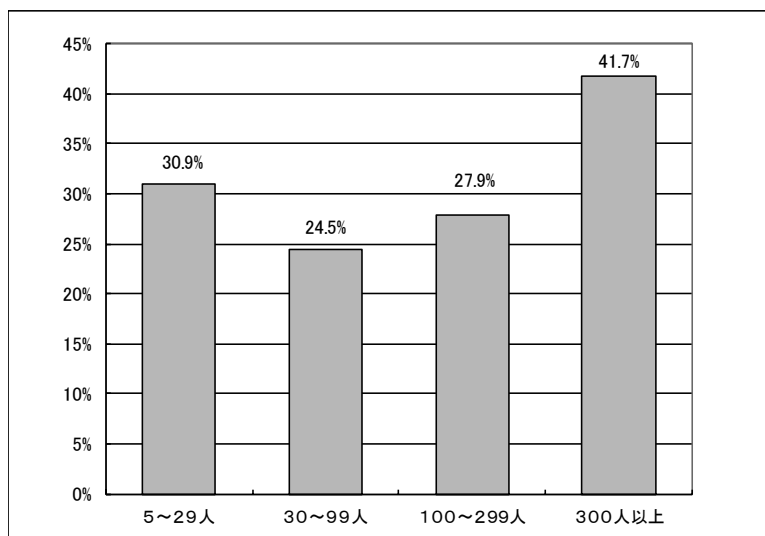
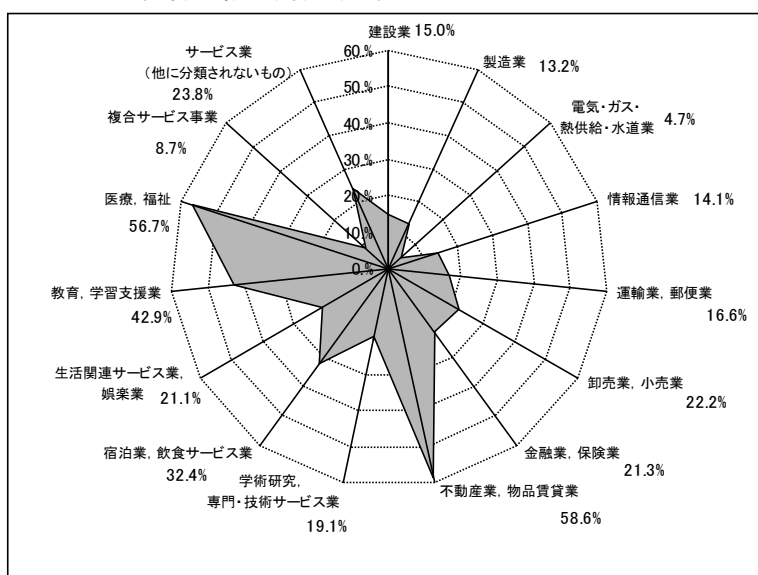


図14 女性管理職の割合（産業別）

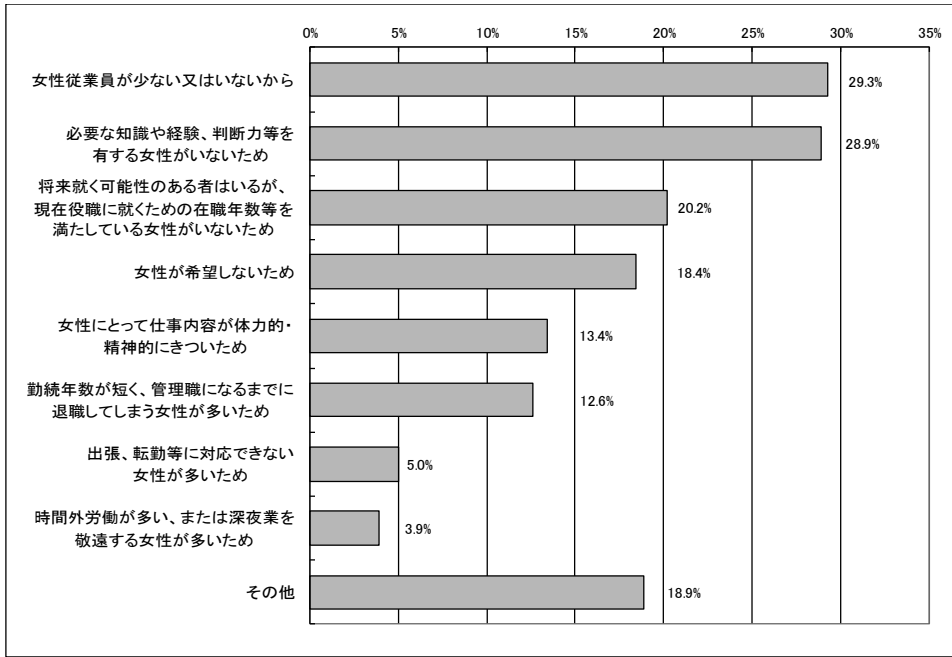


### ③ 女性管理職が1割未満、あるいは全くいない理由（複数回答）

回答事業所 778 事業所のうち、女性管理職が1割未満、あるいは全くいない管理職区分があると回答した事業所は 461 事業所（59.3%）あり、その理由としては「女性従業員が少ない又はいないから」（29.3%）が最も多く、次いで「必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいなかったため」（28.9%）、「将来就く可能性のある者はいるが、現在役職に就くための在職年数等を満たしている女性がいなかったため」（20.2%）となっている。

（図15）

図15 女性管理職が1割未満、あるいはまったくいない理由(複数回答)



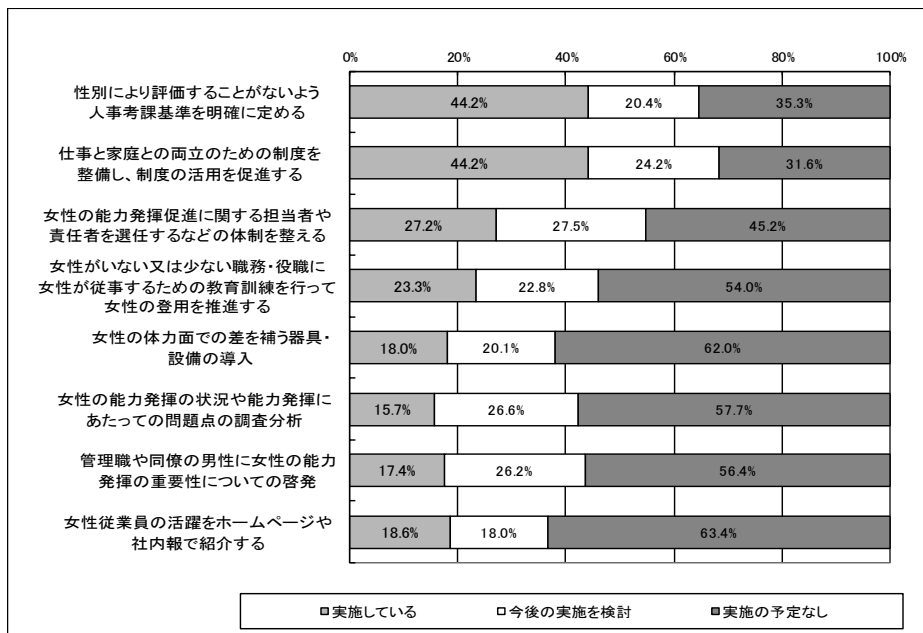
#### 4. 女性の活躍の推進状況 (統計表Ⅱ-5)

##### ① 取組実施状況

女性の活躍推進のための取組について「実施している」と回答のあった項目では、「性別により評価することがないよう人事考課基準を明確に定める」、「仕事と家庭との両立のための制度を整備し、制度の活用を促進する」(44.2%)が最も多く、次いで「女性の能力発揮促進に関する担当者や責任者を選任するなどの体制を整える」(27.2%)となっている。

「今後の実施を検討する」と回答があった項目では、「女性の能力発揮促進に関する担当者や責任者を選任するなどの体制を整える」(27.5%)、「女性の能力発揮の状況や能力発揮にあたっての問題点の調査分析」(26.6%)、「管理職や同僚の男性に女性の能力発揮の重要性についての啓発」(26.2%)の割合が高くなっている。

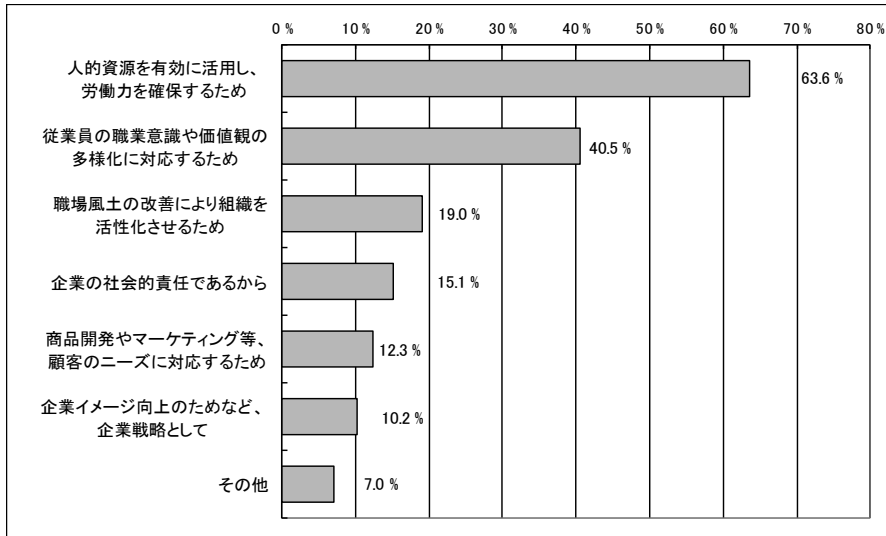
図16 女性の活躍推進の取組実施状況



## ② 取組の目的（複数回答）

女性の活躍推進の取組の目的は、「人的資源を有効に活用し、労働力を確保するため」（63.6%）が最も多く、次いで「従業員の職場意識や価値観の多様化に対応するため」（40.5%）となっている。

図17 女性の活躍推進の取組の目的（複数回答）

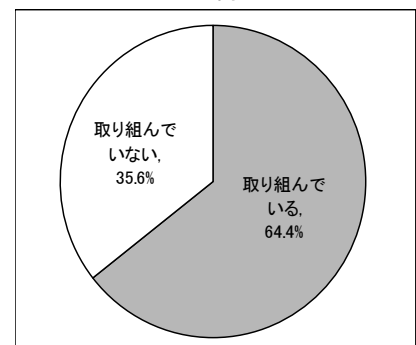


## 5. 職場におけるハラスメント防止対策（統計表Ⅱ-6）

### ① 取組状況

職場におけるハラスメントの防止対策に「取り組んでいる」と回答した事業所の割合は64.4%となっている。

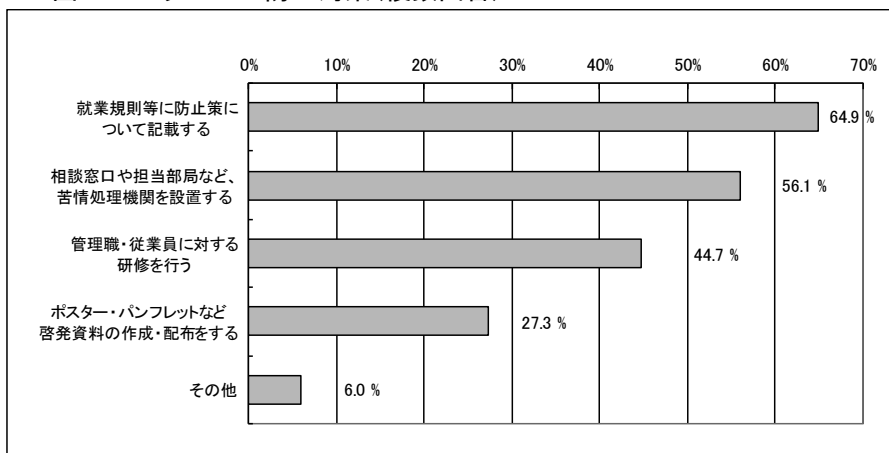
図18 ハラスメント防止取り組み状況



### ② 取組内容（複数回答）

職場におけるハラスメントの防止対策に「取り組んでいる」と回答のあった事業所の取組内容は、「就業規則等に防止策について記載する」（64.9%）が最も多く、次いで「相談窓口や担当部局など苦情処理機関を設置する」（56.1%）、「管理職・従業員に対する研修を行う」（44.7%）となっている。

図19 ハラスメント防止対策（複数回答）



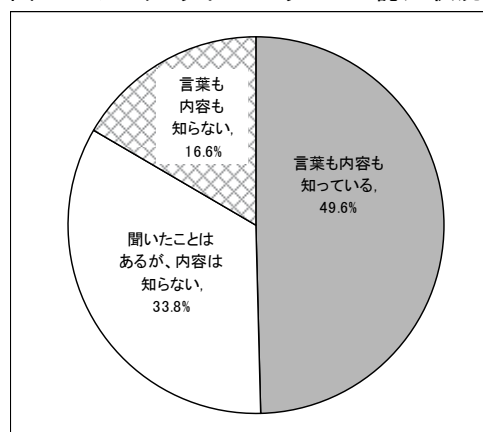
### Ⅲ. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

#### 1. ワーク・ライフ・バランス(統計表Ⅲ-7)

##### ① 認知状況

ワーク・ライフ・バランスの認知状況については、「言葉も内容も知っている」(49.6%)が最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」(33.8%)、「言葉も内容も知らない」(16.6%)となっている。

図20 ワーク・ライフ・バランスの認知状況



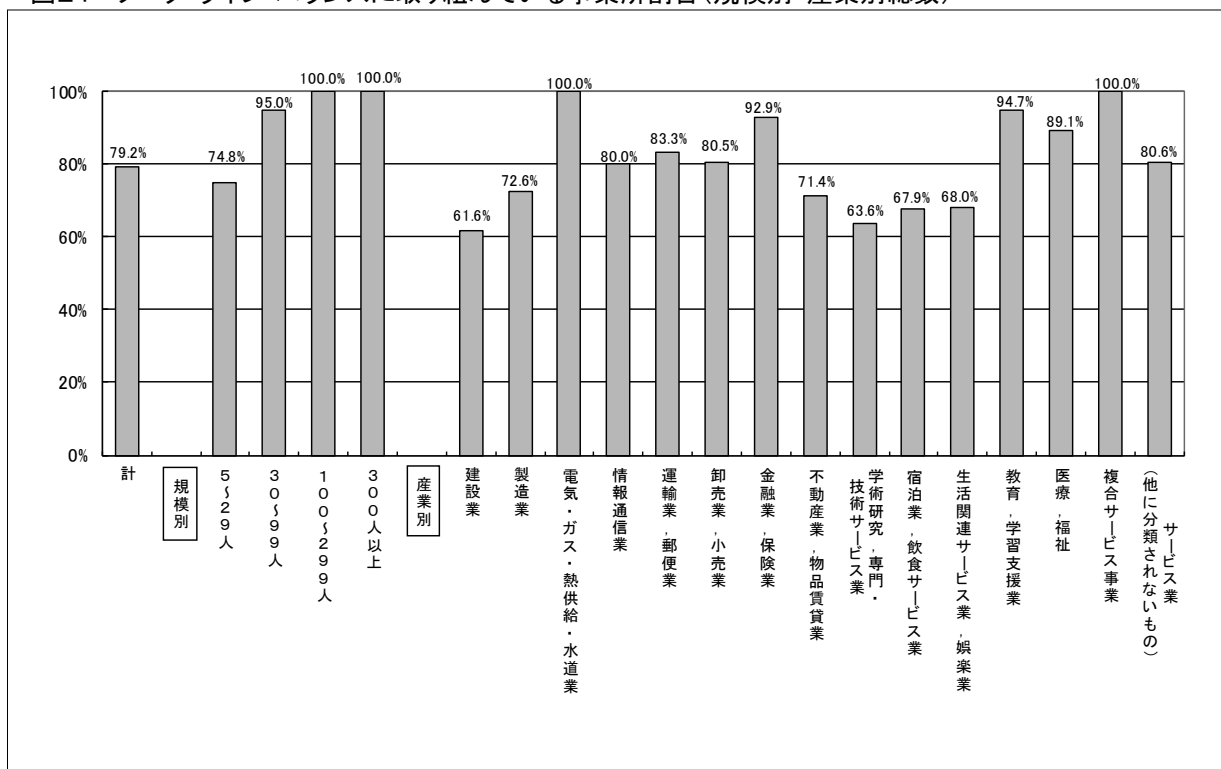
##### ② 取組状況

ワーク・ライフ・バランスの取組状況をたずねたところ、「取り組んでいる」と回答した事業所の割合は、全体で79.2%となっている。

規模別で見ると、「100~299人」と「300人以上」の回答があったすべての事業所で「取り組んでいる」となっている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「複合サービス事業」が100%で最も多く、次いで、「教育、学習支援業」(94.7%)、「金融業・保険業」(92.9%)となっている。

図21 ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所割合(規模別・産業別総数)

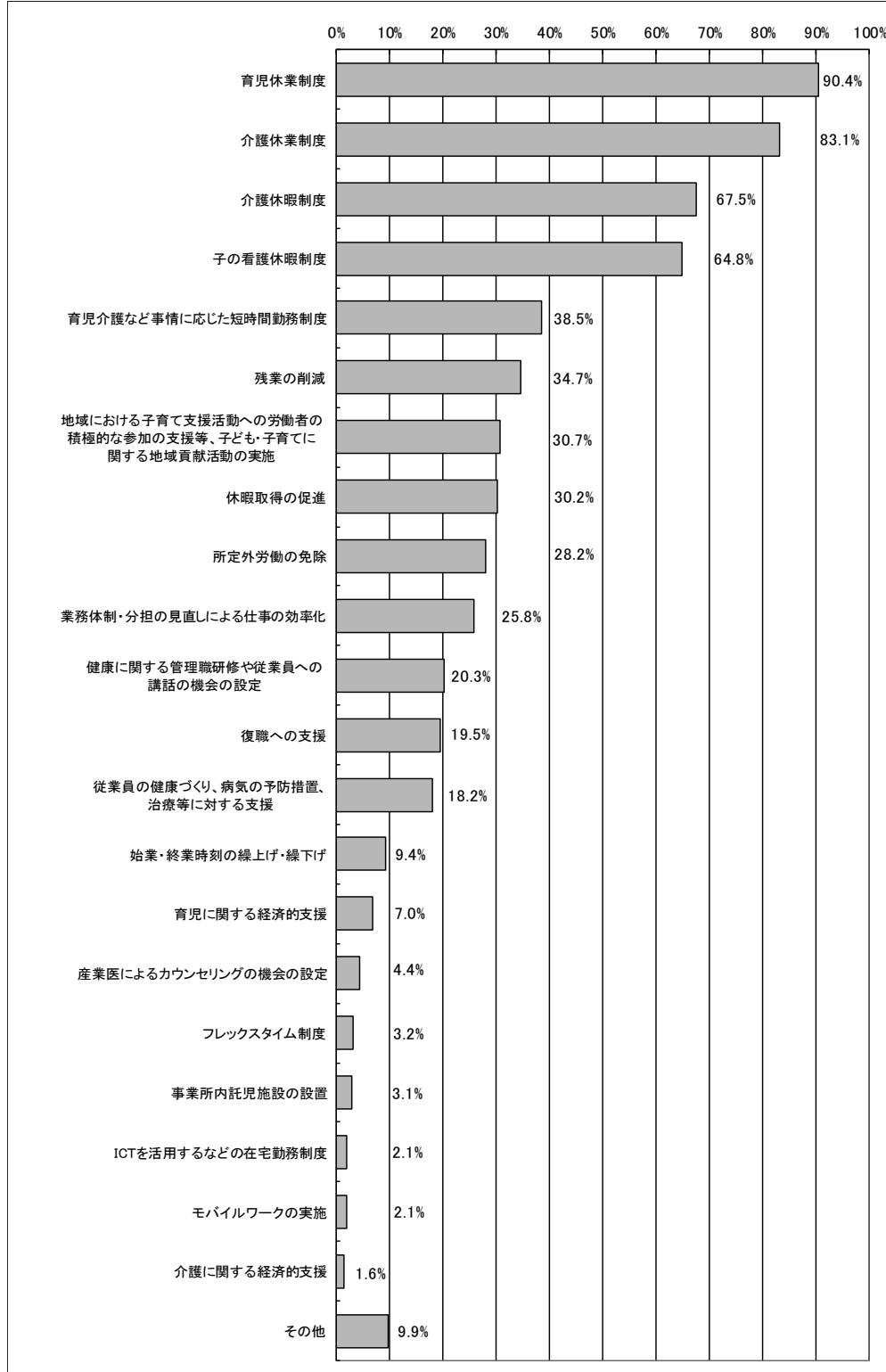




### ③ 取組内容(複数回答)

ワーク・ライフ・バランスに「取り組んでいる」と回答のあった事業所の取組内容を見ると、「育児休業制度」(90.4%)、「介護休業制度」(83.1%)、「介護休暇制度」(67.5%)の順で高い割合となっている。

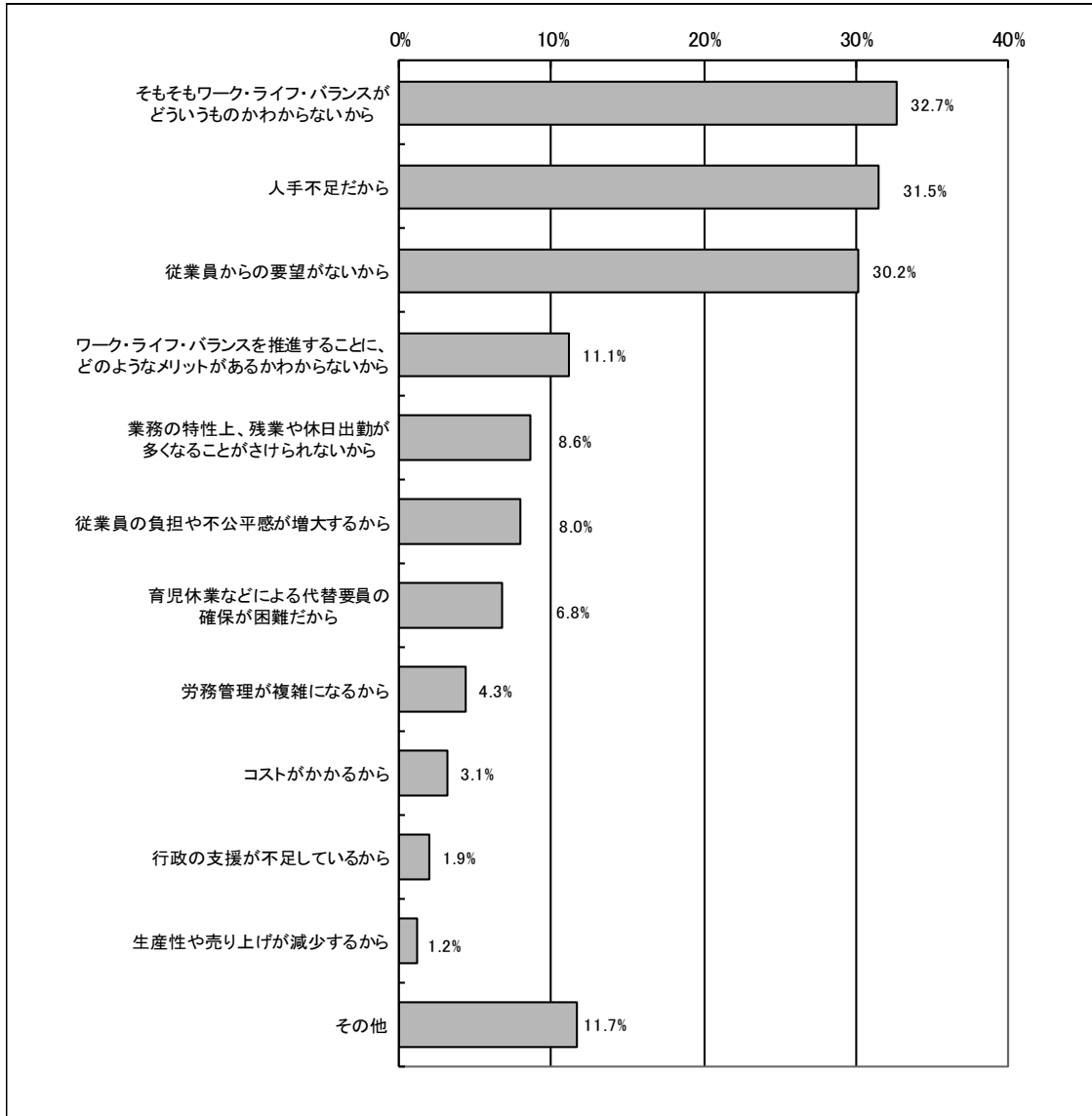
図22 ワーク・ライフ・バランス取組内容(複数回答)



#### ④ 取り組んでいない理由(複数回答)

ワーク・ライフ・バランスに「取り組んでいない」と回答のあった事業所の理由をみると、「そもそもワーク・ライフ・バランスがどういうものかわからないから」(32.7%)が最も多く、次いで「人手不足だから」(31.5%)、「従業員からの要望がないから」(30.2%)となっている。

図23 ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいない理由(複数回答)

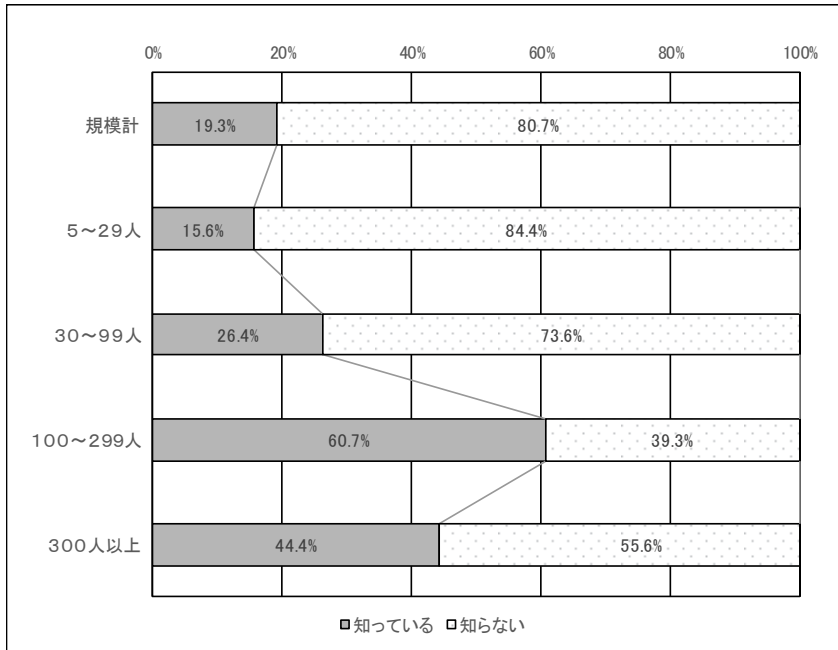


#### ⑤ 「Nぴか」(長崎県誰もが働きやすい職場環境づくり実践企業認証制度)の知名度

「Nぴか」(長崎県誰もが働きやすい職場環境づくり実践企業認証制度)を「知っている」と回答した事業所が19.3%、「知らない」と回答した事業所が80.7%であった。

(図24)

図24 「Nぴか」の知名度について



## IV. 労働時間

### 1. 年次有給休暇(統計表IV-8)

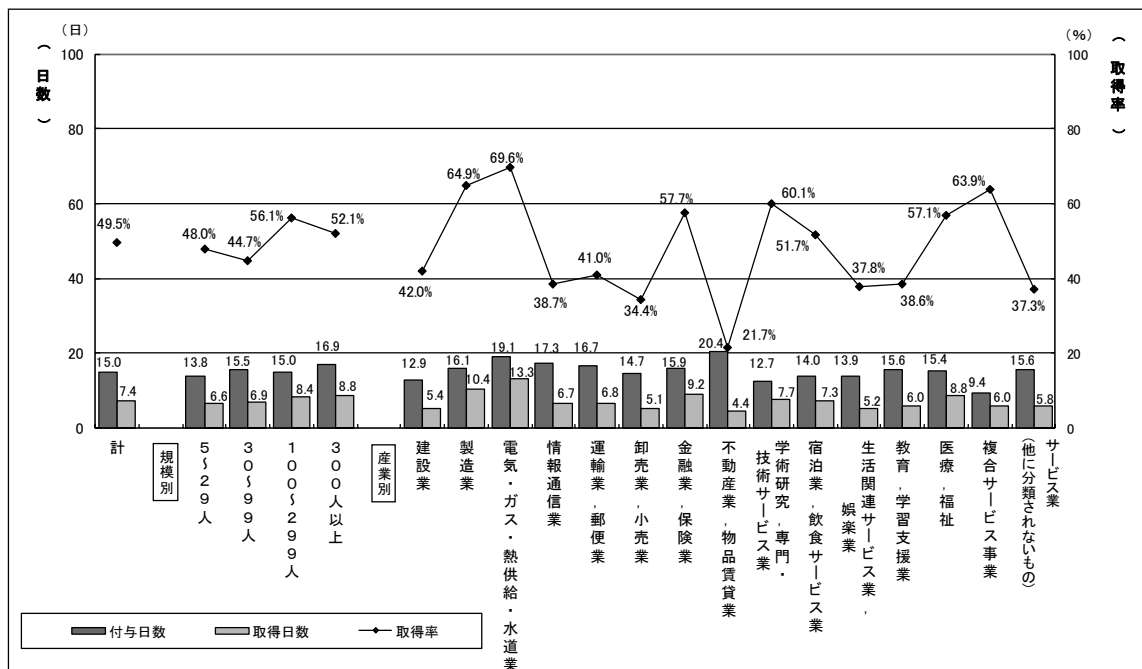
#### ① 取得状況

回答のあった事業所が1年間に付与した年次有給休暇の日数は、労働者1人平均15.0日で、そのうち取得日数は7.4日、取得率は49.5%となっている。

取得率を規模別でみると、「100人～299人」の事業所が56.1%で最も高く、次いで「300人」の事業所が52.1%となっている。

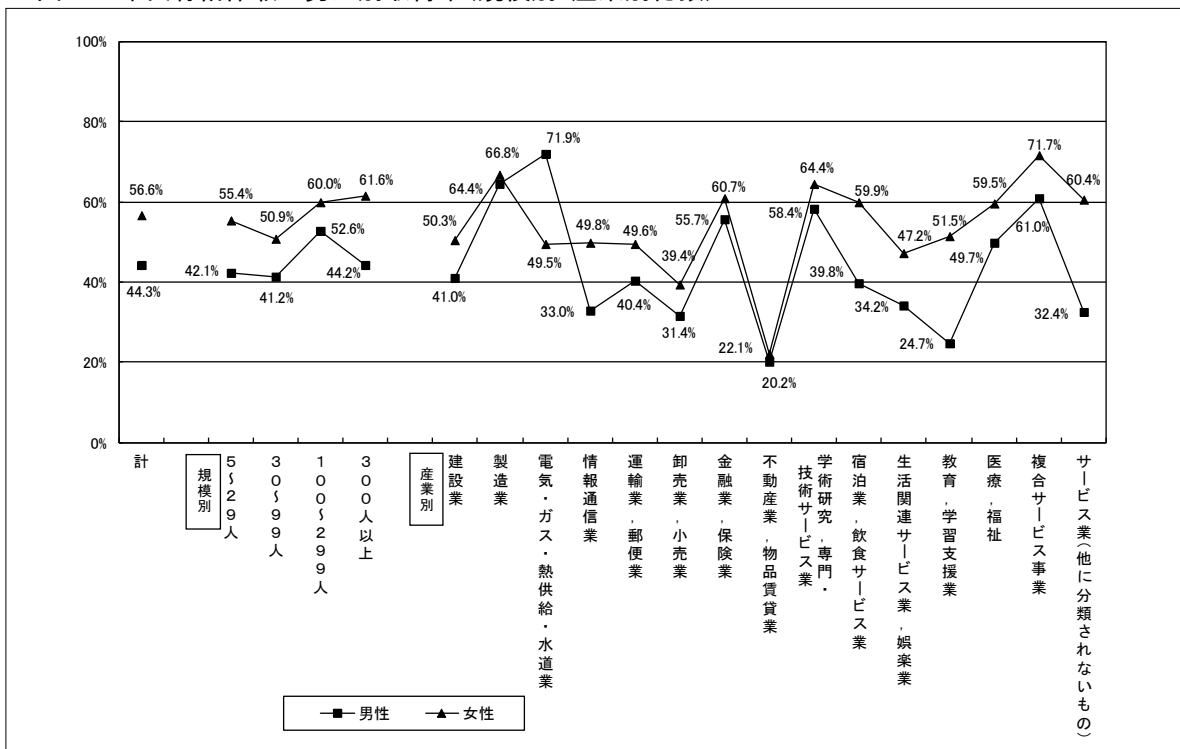
産業別でみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」(69.6%)が最も高く、次いで「製造業」が64.9%となっている。

図25 年次有給休暇の取得状況(規模別・産業別総数)



年次有給休暇の取得率を男女別にみると、規模別では、すべての規模で女性の取得率が男性の取得率よりも高くなっている。産業別では、「電気・ガス・熱供給・水道業」において、女性よりも男性の取得率が高くなっている。

図26 年次有給休暇の男女別取得率(規模別・産業別総数)



## ② 計画的付与制度

年次有給休暇を計画的に付与する制度について「制度あり」と回答した事業所は30.8%で、「制度なし」は69.2%となっている。(図27)

「制度あり」と回答した事業所における計画的に付与する日数は、「5~6日」(62.5%)が最も多くなっている。(図28)

図27 計画的付与制度の有無

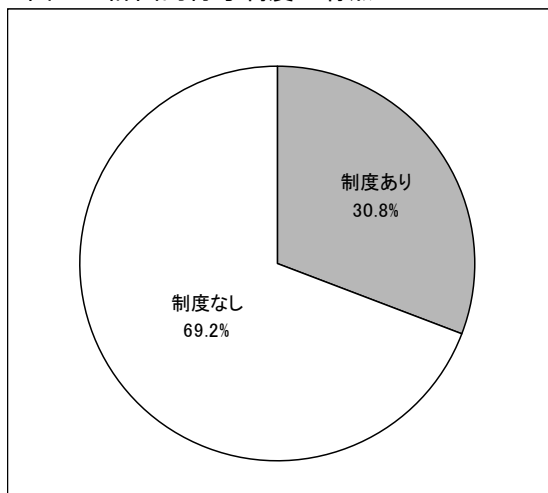
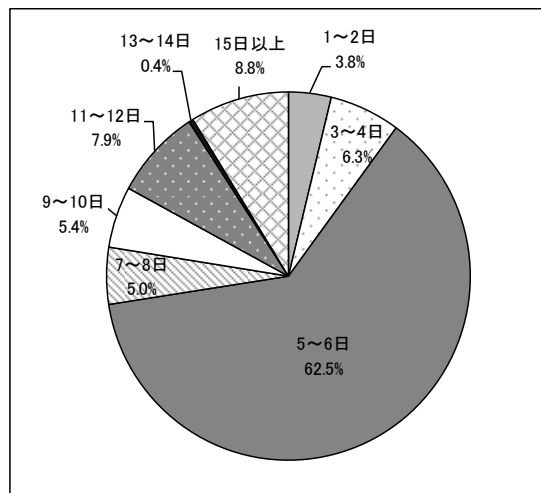


図28 計画的に付与する日数



### ③ 時間単位の取得

年次有給休暇の時間単位について「取得できる」と回答した事業所は36.6%、「取得できない」は63.4%となっている。(図29)

「取得できる」と回答した事業所における時間単位で取得可能な日数は「10日以上」が51.6%と最も多くなっている。(図30)

図29 時間単位での取得制度の有無

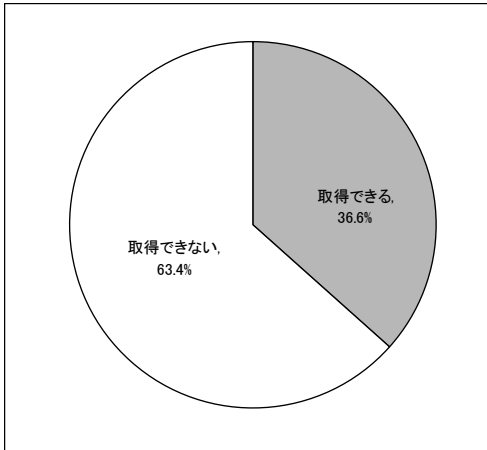
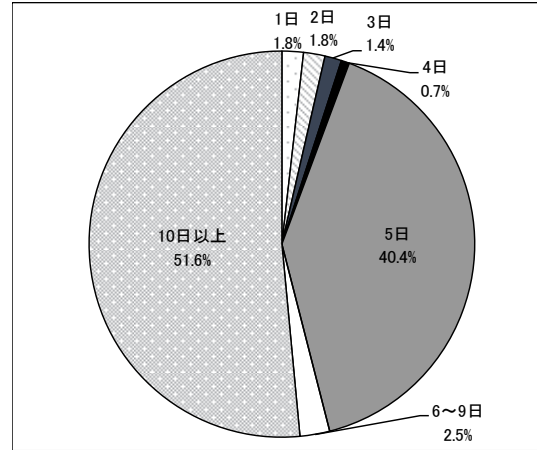


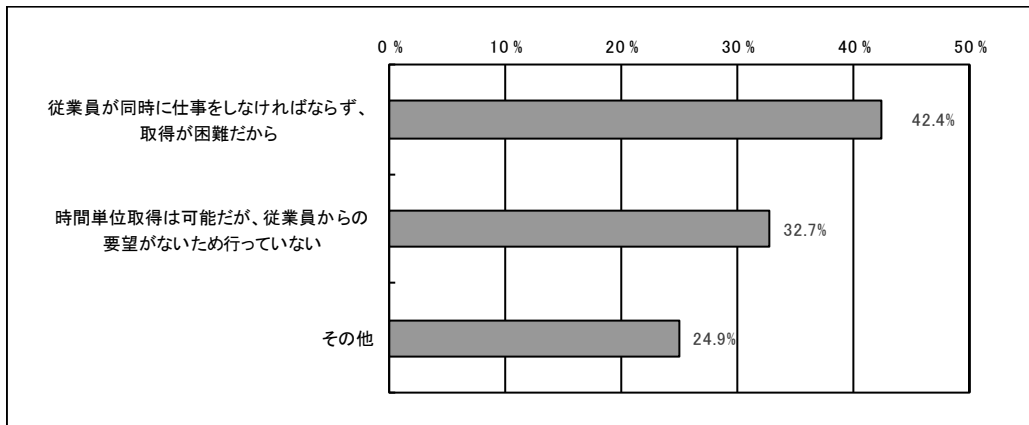
図30 時間単位取得可能日数



#### ③-1 年次有給休暇を時間単位で取得できる制度に取り組まない理由

年次有給休暇を時間単位で取得できないと回答した事業所のうち、制度に取り組まない(取り組めない)理由として、「従業員が同時に仕事をしなければならず、取得が困難だから」が42.4%と最も多かった。

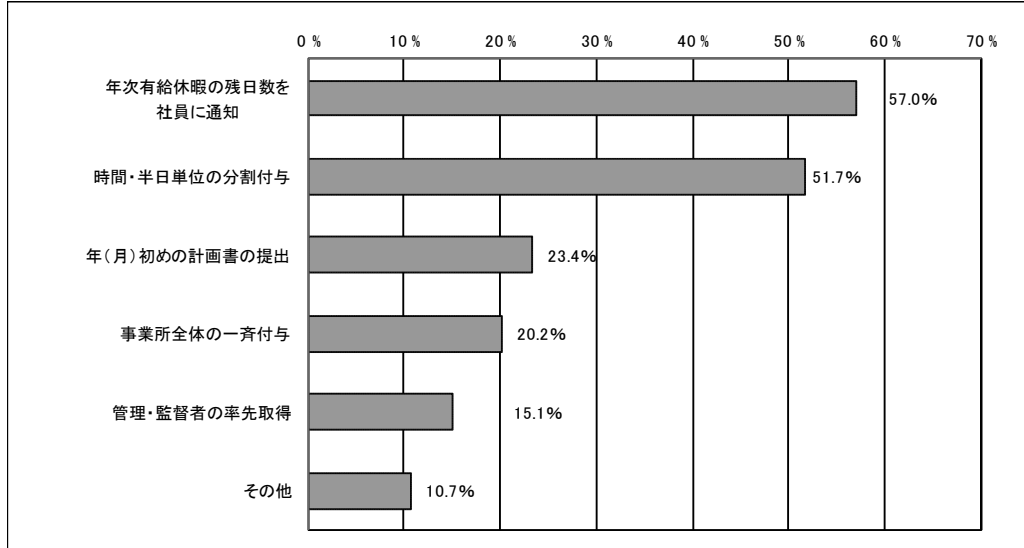
図31 年次有給休暇を時間単位で取得できる制度に取り組まない(取り組めない)理由



#### ④ 年次有給休暇取得促進のための取組

回答事業所 778 事業所のうち、年次有給休暇の取得促進のための取組を実施していると回答した事業所は 598 事業所 (76.9%) で、取組内容を見ると、「年次有給休暇の残日数を社員に通知」(57.0%) が最も多く、次いで「時間・半日単位の分割付与」(51.7%) となっている。

図32 年次有給休暇取得促進のための取組(複数回答)



## 2. 週休制(統計表Ⅳ-9)

### ① 週休制の形態

主な週休制<sup>※</sup>の事業所割合をみると、「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない」(29.3%)と「完全週休2日制」(41.5%)を合わせた「何らかの週休2日制」を採用している事業所割合は70.7%となっている。(図33)

適用労働者割合でみると、「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない」(39.5%)と「完全週休2日制」(40.9%)を合わせた「何らかの週休2日制」を適用している労働者割合が80.4%となっている。(図34)

※「主な週休制」とは、事業所において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

図33 主な週休制の事業所割合

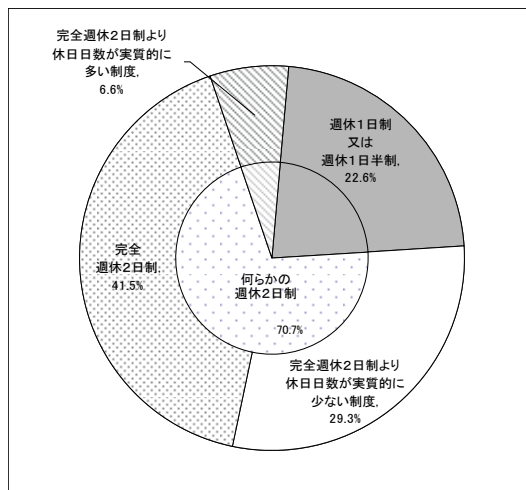
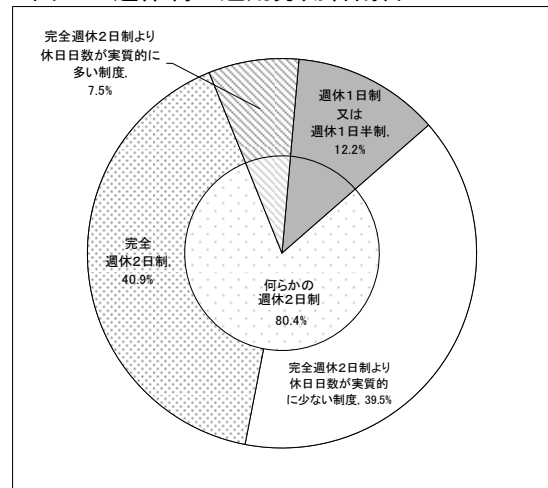


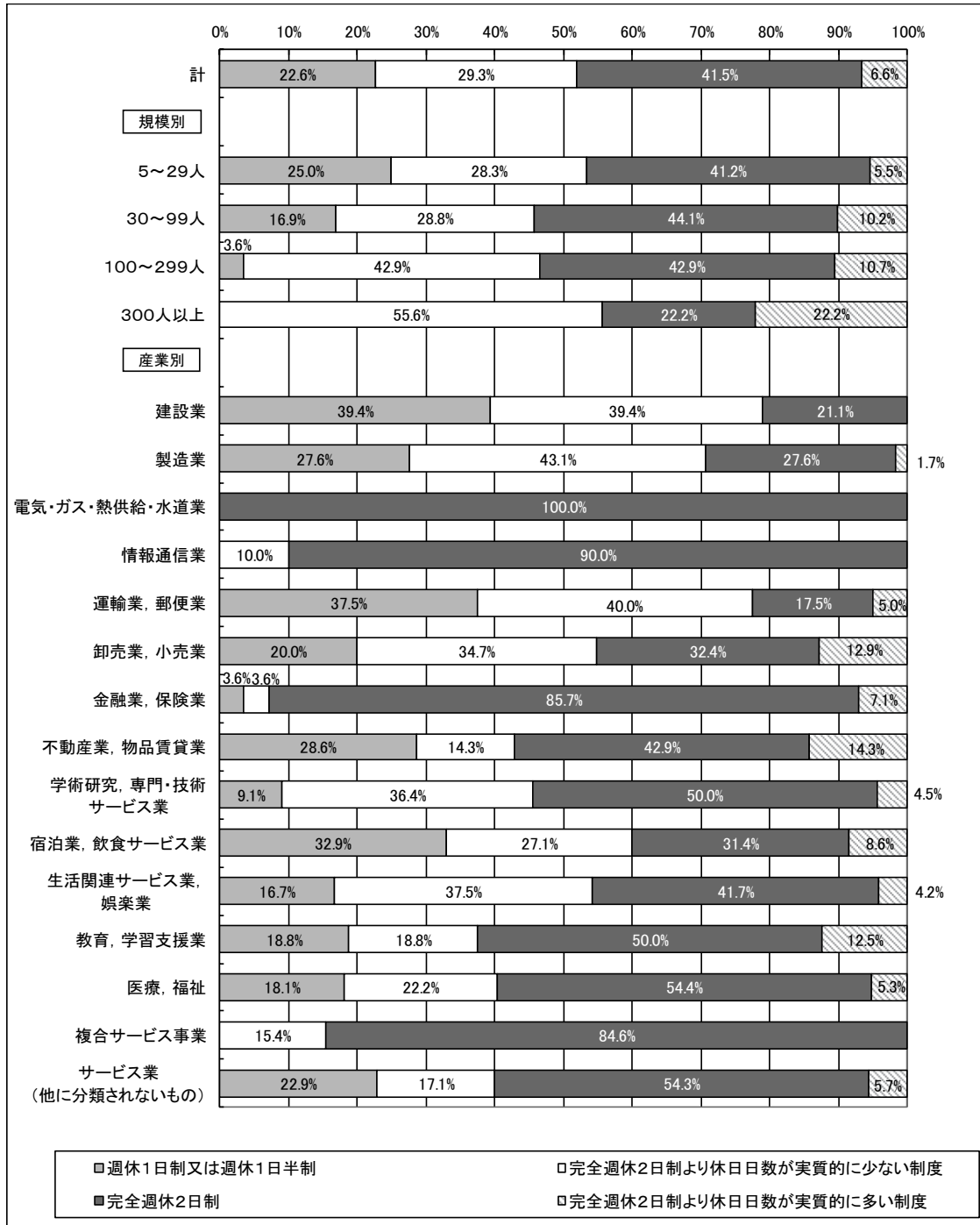
図34 週休制の適用労働者割合



主な週休制の事業所割合を規模別にみると、「30～99人」の事業所で「完全週休2日制」が44.1%と最も多くなっている。

産業別にみると、「完全週休2日制」を最も多く採用しているのは、「電気・ガス・熱供給・水道業」（100.0%）、次いで「情報通信業」（90.0%）となっている。

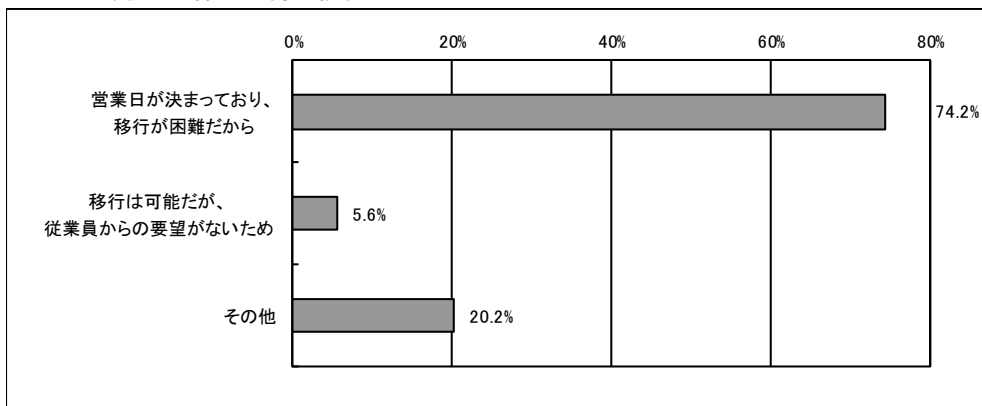
図35 主な週休制の事業所割合（規模別・産業別総数）



## ② 完全週休2日制に移行できない理由

「週休1日制又は週休1日半制」または「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」の形態をとっている事業所における「完全週休2日制」に移行できない理由について、「営業日が決まっており、移行が困難だから」という回答が74.2%と最も多かった。

図36 完全週休2日制に移行できない理由

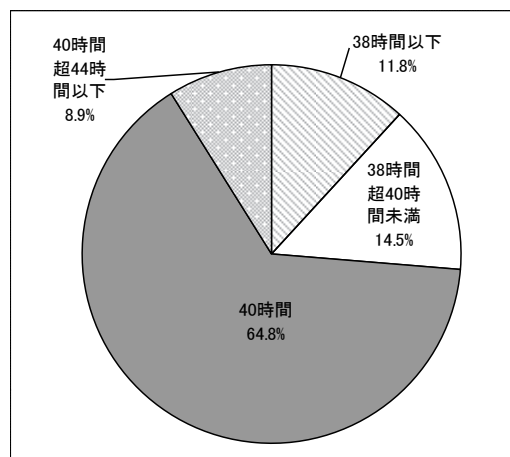


## 3. 労働時間(統計表IV-10)

### ① 所定内労働時間について

回答のあった事業所における1週間の所定労働時間は、「40時間」が64.8%と最も多く、次いで、「38時間超40時間未満」が14.5%であった。

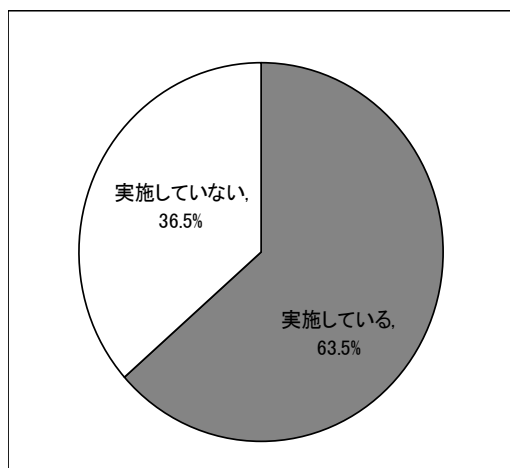
図37 所定内労働時間



### ② 所定内労働時間短縮のための取組実施状況

所定内労働時間短縮のための取組を「実施している」と回答した事業所は、494事業所で全体の63.5%となっている。

図38 所定内労働時間短縮のための取組実施状況

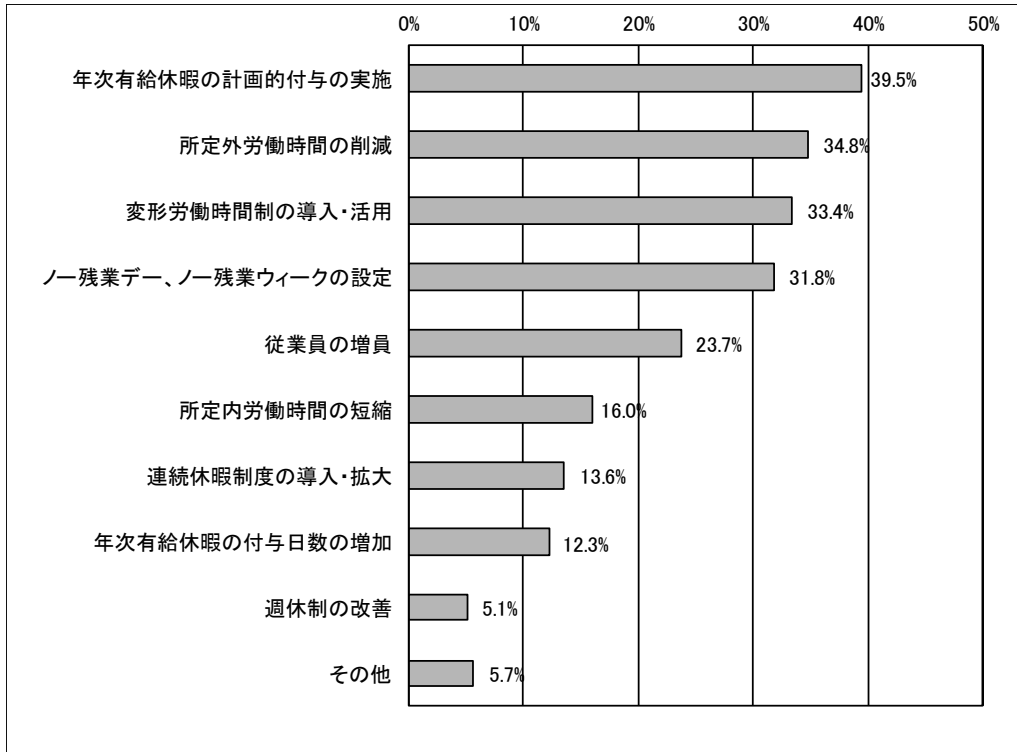




### ③ 労働時間短縮のための取組内容(複数回答)

労働時間短縮のための取組を「実施している」と回答した 494 事業所で、労働時間短縮のために最も実施されている取組は、「年次有給休暇の計画的付与の実施」(39.5%)で、次いで「所定外労働時間の削減」(34.8%)、「変形労働時間制の導入・活用」(33.4%)となっている。

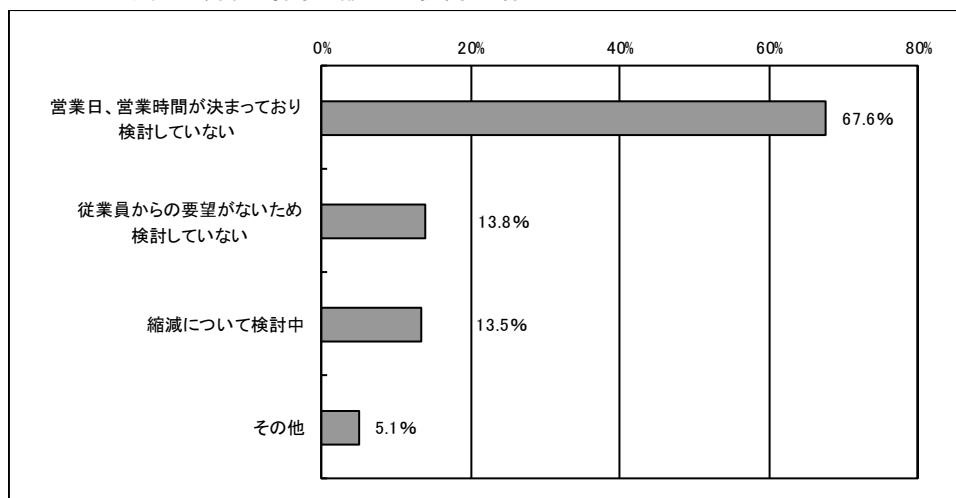
図39 労働時間短縮の取組(複数回答)



### ④ 所定内労働時間の縮減の検討の有無

所定内労働時間の縮減の検討について、「営業日、営業時間が決まっており検討していない」(67.6%)が最も多く、次いで「従業員からの要望がないため検討していない」(13.8%)となっている。

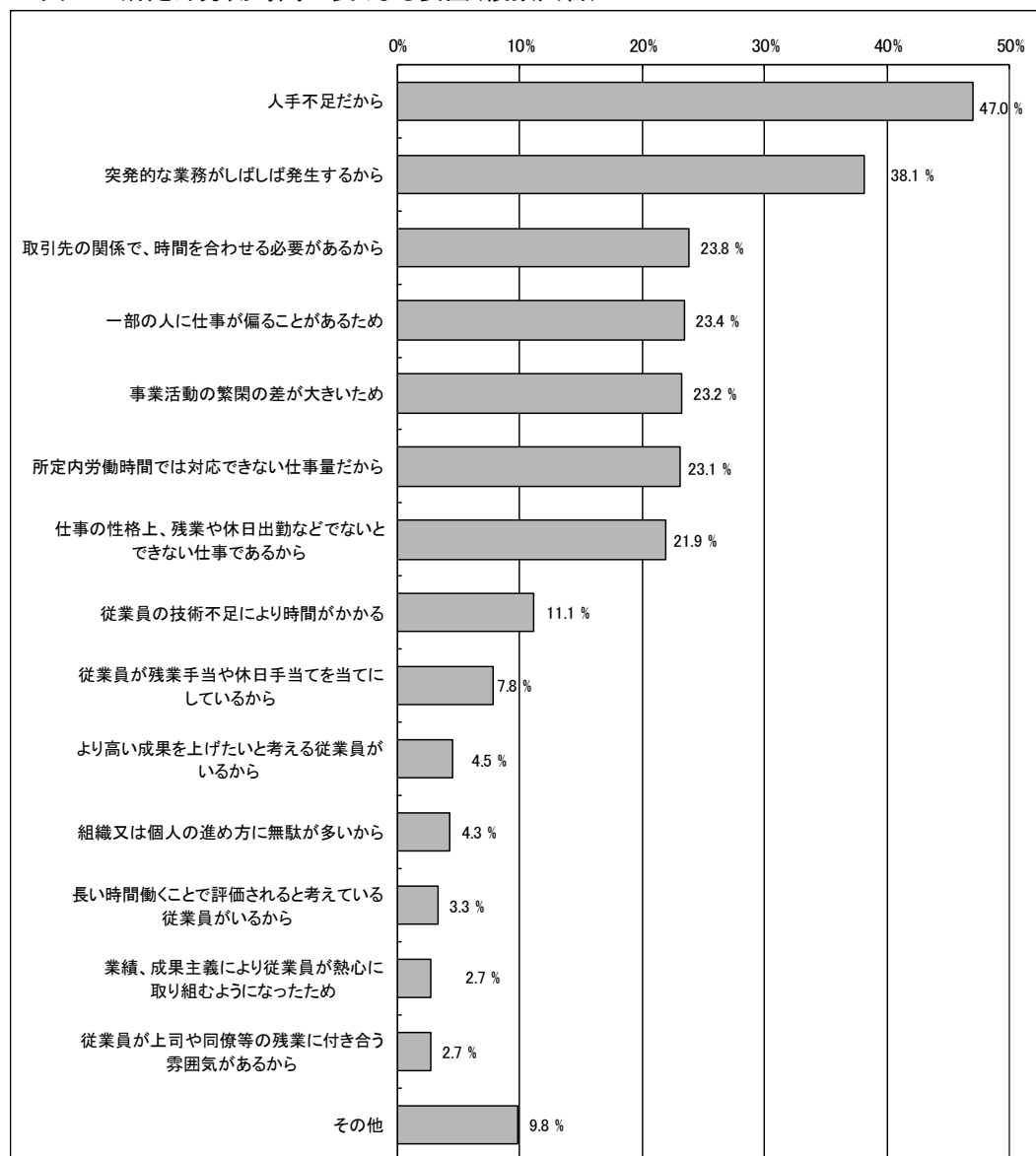
図40 所定内労働時間の縮減の検討の有無



### ⑤ 所定外労働時間が長くなる要因(複数回答)

所定外労働時間が長くなる要因は、「人手不足だから」(47.0%)が最も多く、次いで「突発的な業務がしばしば発生するから」(38.1%)、「取引先の関係で、時間を合わせる必要があるから」(23.8%)となっている。(図41)

図41 所定外労働時間が長くなる要因(複数回答)



## V. 育児休業制度・介護休業制度

### 1. 育児休業制度(統計表V-11)

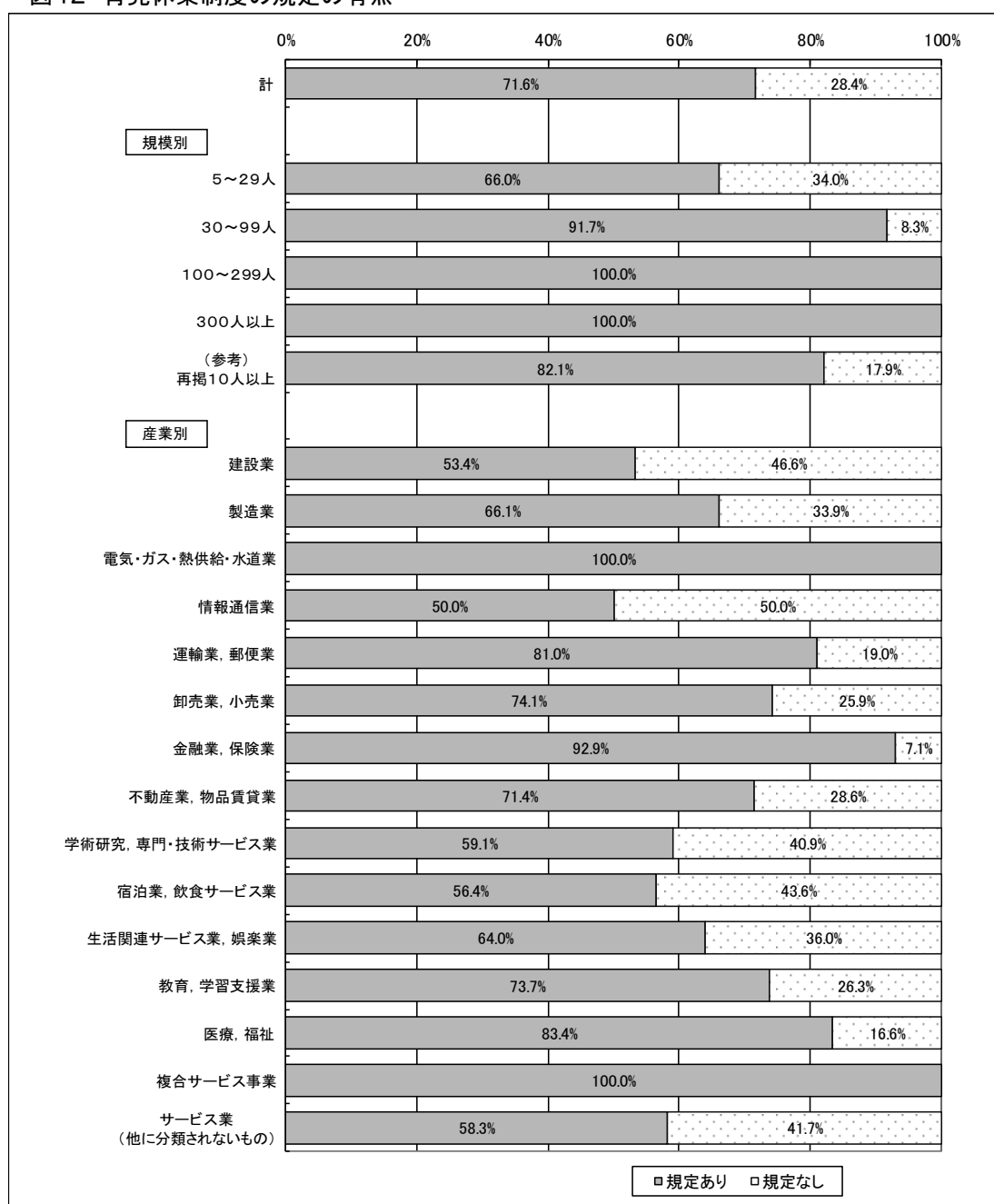
#### ① 規定の有無

育児休業制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所の割合は71.6%であった。

規模別で見ると、事業所の規模が大きくなるにつれて育児休業にかかる規定が整えられ、「100～299人」と「300人以上」のすべての事業所で「規定あり」となっている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」「複合サービス事業」のすべての事業所で「規定あり」となっており、次いで「金融業、保険業」(92.9%)、「医療、福祉」(83.4%)となっている。

図42 育児休業制度の規定の有無

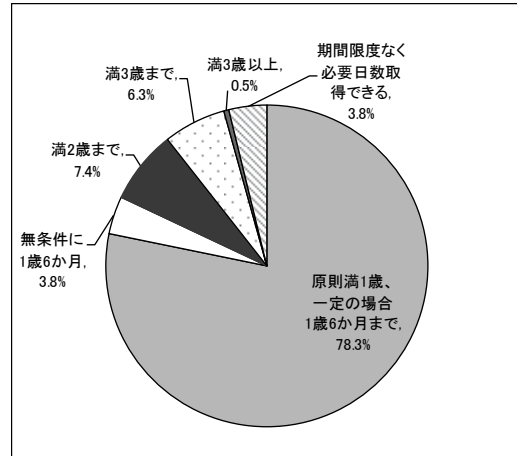


## ② 取得可能期間

育児休業の「規定あり」と回答した事業所のうち、取得することができる期間は、「原則満1歳、一定の場合1歳6か月まで」が78.3%と最も多くなっている。

※育児休業制度とは、育児・介護休業法に基づき、労働者が事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまで（両親とも取得の場合は子が1歳2か月に達するまでの間に1年間）、最長で子が2歳に達するまで育児休業をすることができる制度です。

図43 育児休業取得可能期間



## 2. 育児休業の利用状況(統計表V-12)

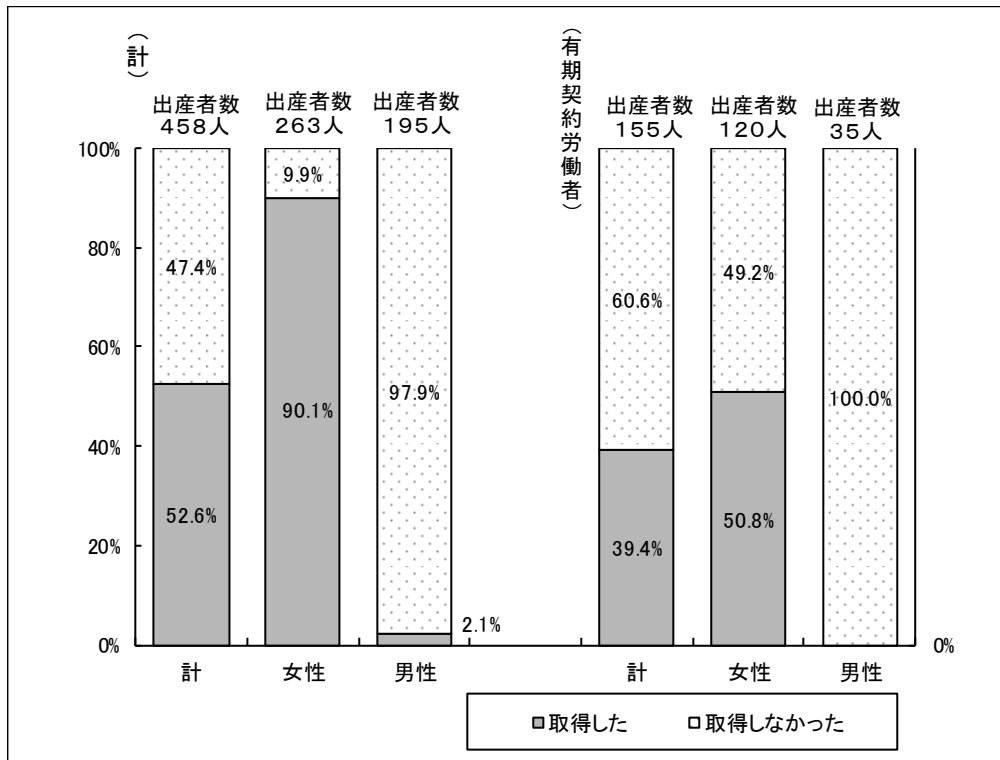
### ① 取得率

回答事業所において、平成29年7月1日から平成30年6月30日までの間の出産者数（男性の場合は、配偶者が出産した者の数）は458人で、うち令和元年6月30日までに育児休業を開始した者（調査時点で育児休業開始予定の申出をしているものを含む）は241人（取得率52.6%）となっている。

このうち女性は出産者数263人、育児休業取得者数237人（取得率90.1%）、男性は配偶者の出産者数195人、育児休業取得者数4人（取得率2.1%）となっている。

育児休業を開始した者のうち、有期契約労働者における育児休業取得率は、全体で39.4%となっており、そのうち女性は50.8%、男性は取得者がいなかった。

図44 育児休業取得状況

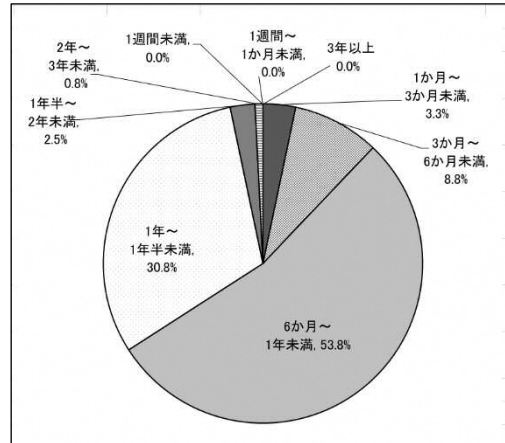


## ② 取得期間

①で育児休業を取得した者の取得期間は、女性では「6か月～1年未満」(53.8%)が最も多く、次いで「1年～1年半未満」(30.8%)となっている。

男性では取得者が4人で、取得期間別人数は、「1週間未満」が2人、「1か月～3か月未満」「3か月～6か月未満」がそれぞれ1人だった。

図45 育児休業の取得期間(女性)



## ③ 育児休業時及び復職時の対応

育児休業が生じた際の対応は、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」(45.6%)が最も多く、次いで「派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した」(20.6%)となっている。(図46)

復職時の対応は、「原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた」(91.9%)が最も多くなっている。(図47)

図46 育児休業時の対応

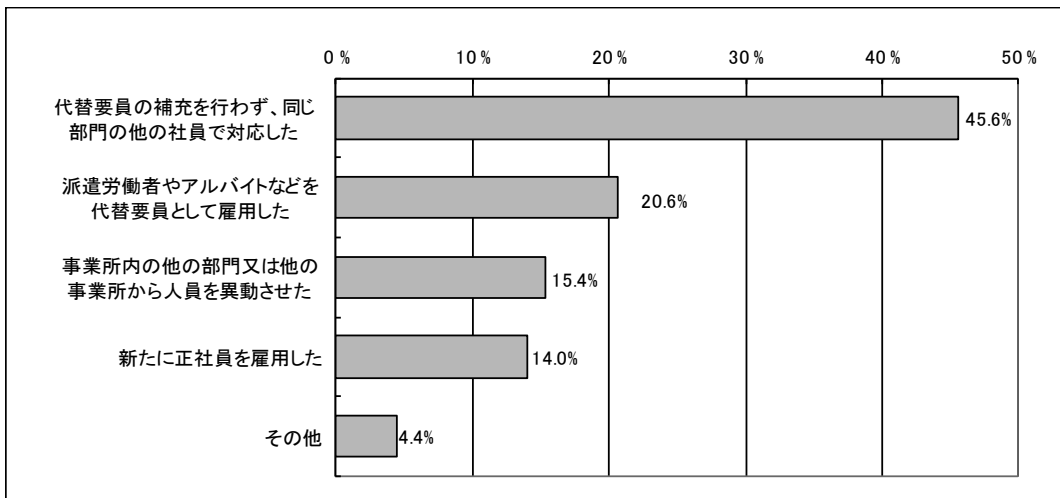
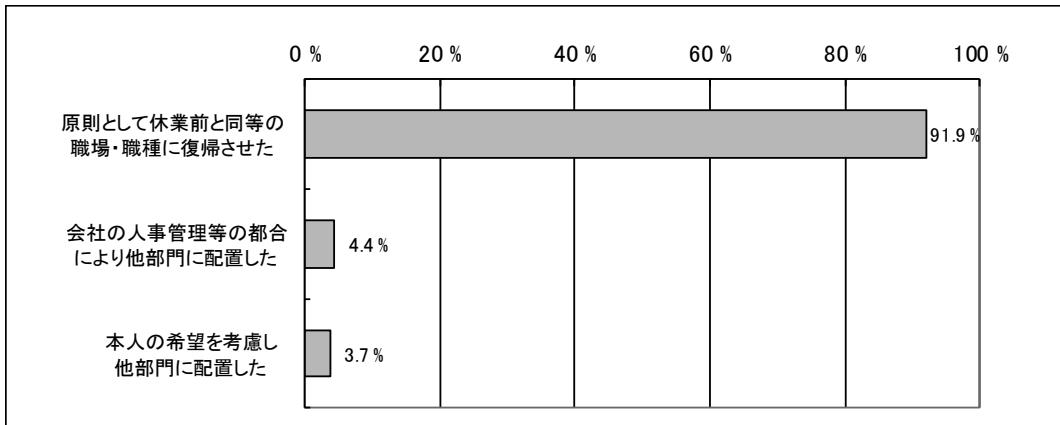


図47 復職時の対応

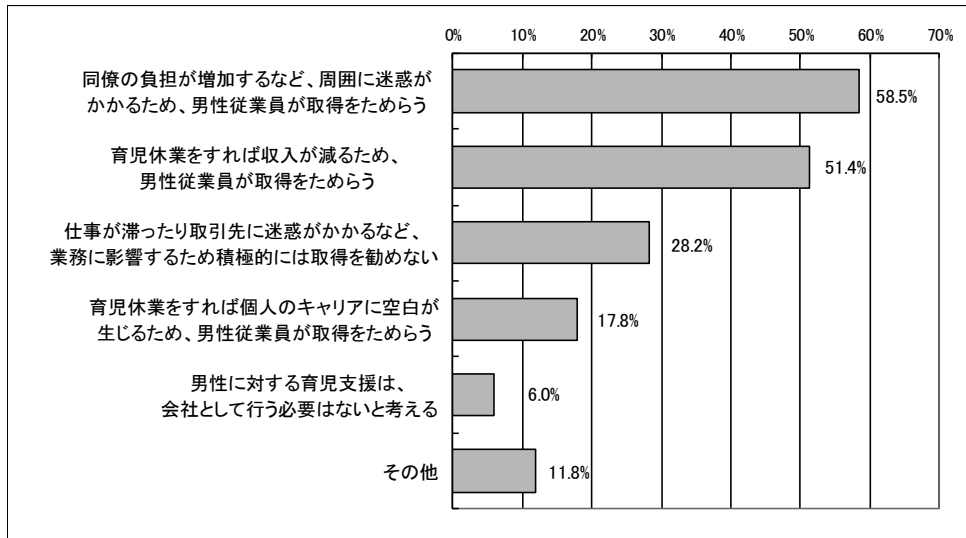


### 3. 男性の育児休業取得について(統計表V-13)

#### ① 男性の育児休業に対する状況や考え方

男性の育児休業に対する事業所の状況や考え方については、「同僚の負担が増加するなど、周囲に迷惑がかかるため、男性従業員が取得をためらう」(58.5%)、次いで「育児休業をすれば収入が減るため、男性従業員が取得をためらう」(51.4%)の割合が高くなっている。

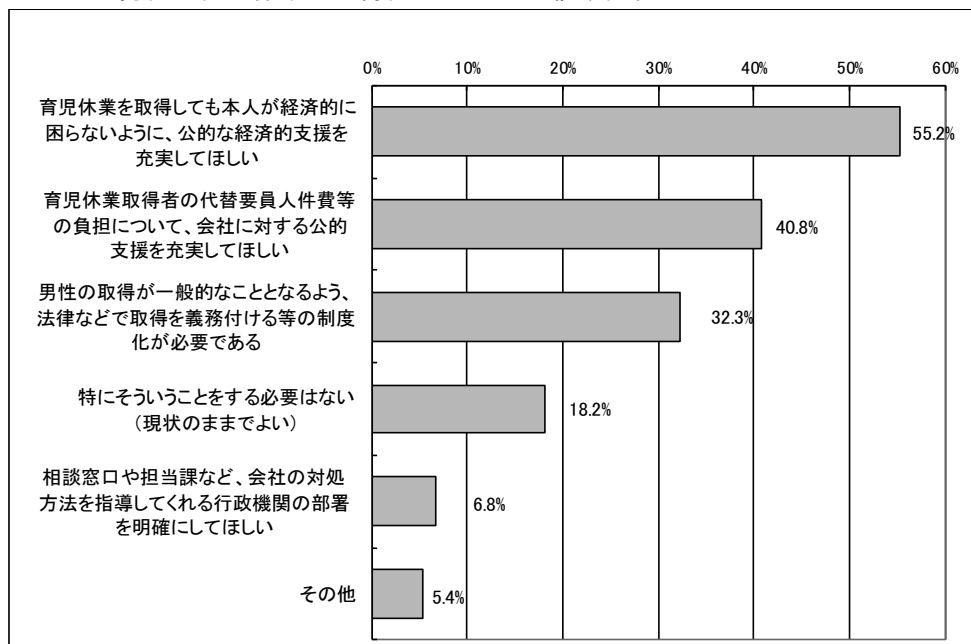
図48 男性の育児休業に対する状況や考え方(複数回答)



#### ② 取得促進について

男性の育児休業の取得促進についての考え方として、「育児休業を取得しても本人が経済的に困らないように、公的な経済的支援を充実してほしい」(55.2%)が最も多く、次いで「育児休業取得者の代替要員人件費等の負担について、会社に対する公的支援を充実してほしい」(40.8%)となっている。

図49 男性の育児休業の取得促進について(複数回答)



#### 4. 介護休業制度(統計表V-11)

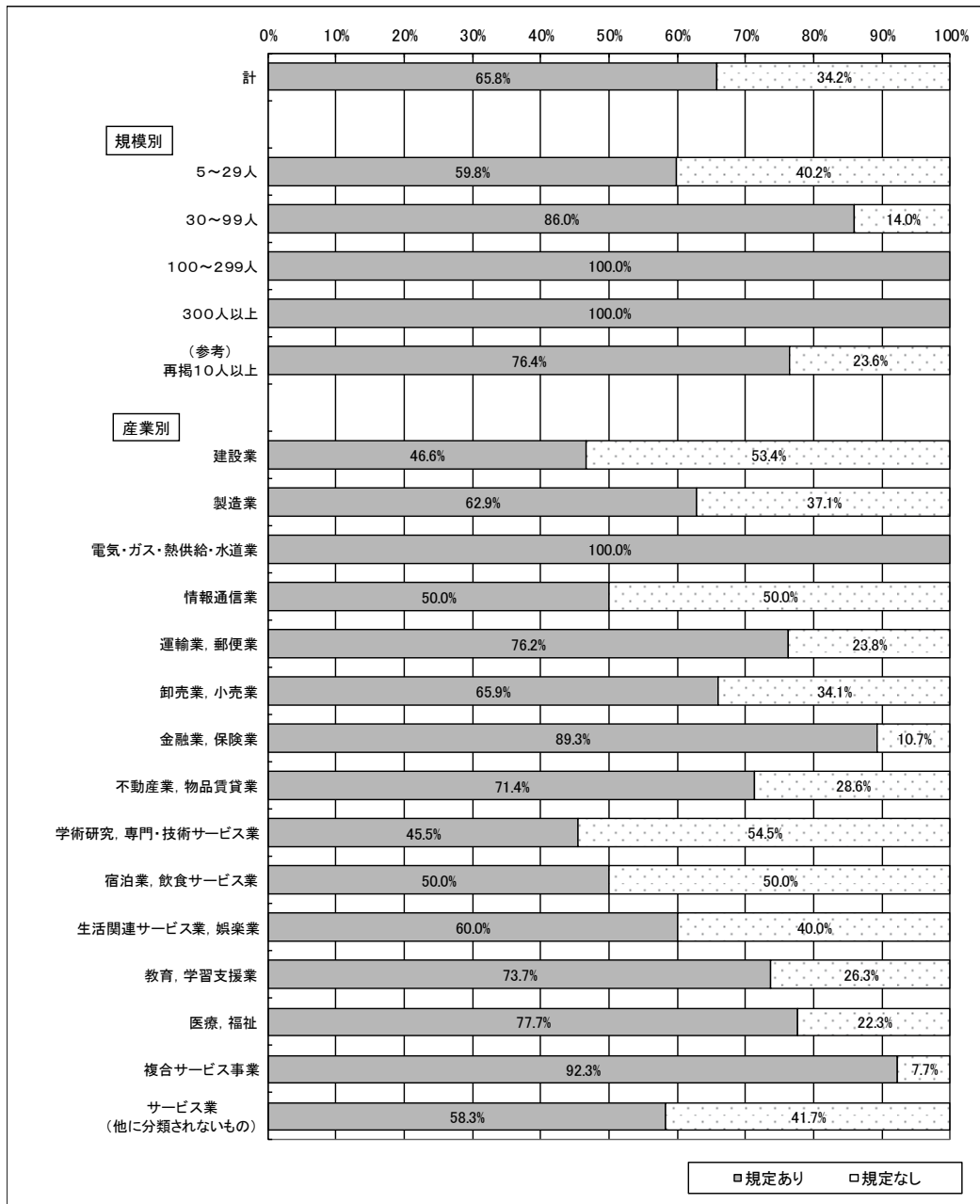
##### ① 規定の有無

介護休業制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所は65.8%となっている。

規模別で見ると、「100～299人」「300人以上」のすべての事業所で「規定あり」となっており、次いで「30～99人」(86.0%)となっている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」のすべての事業所で「規定あり」となっているが、一方で、「建設業」(46.6%)、「学術研究, 専門・技術サービス業」(45.5%)では半数を下回っている。

図50 介護休業制度の規定の有無(規模別・産業別総数)

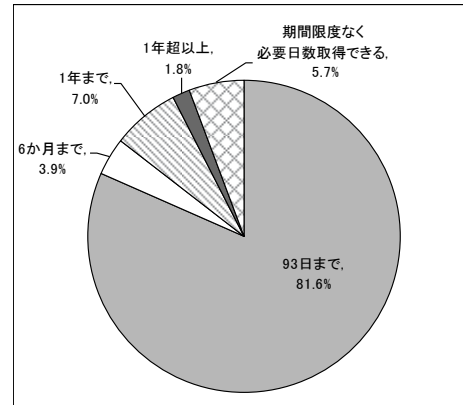


## ② 取得可能期間

介護休業制度がある事業所に取得可能期間をたずねたところ、法定期間である「93日まで」と回答した事業所が81.6%と最も多くなっている。

※介護休業制度とは、育児・介護休業法に基づき、労働者が事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割して介護休業を取得することができる制度です。

図51 介護休業取得可能期間



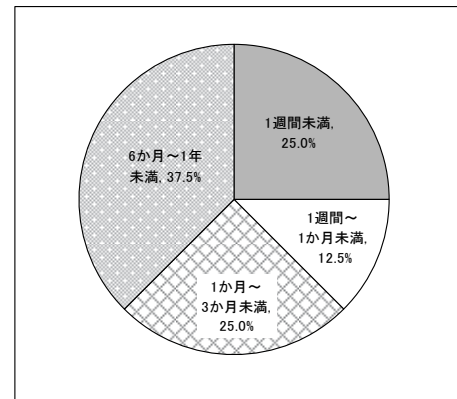
## 5. 介護休業の利用状況(統計表V-11)

### ① 取得期間

回答事業所で介護休業取得期間は、女性では「6か月～1年未満」(37.5%)が最も多く、次いで「1週間未満」、「1か月～3か月未満」(25.0%)となっている。

男性では、介護休業を取得したのは7人で、「1週間～1か月未満」が3人、「1週間未満」「1か月～3か月未満」「3か月～6か月未満」「1年以上」がそれぞれ1人だった。

図52 介護休業の取得期間(女性)



### ② 介護休業時及び復職時の対応

介護休業者が生じた際の対応は、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」(54.5%)が最も多くなっている。(図53)

復職時の対応は、「原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた」(90.9%)となっている。(図54)

図53 介護休業者が生じた際の対応

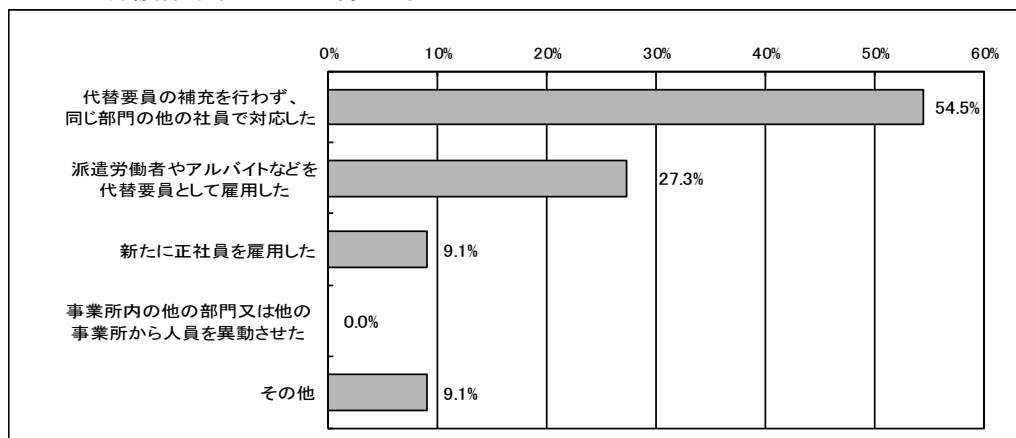
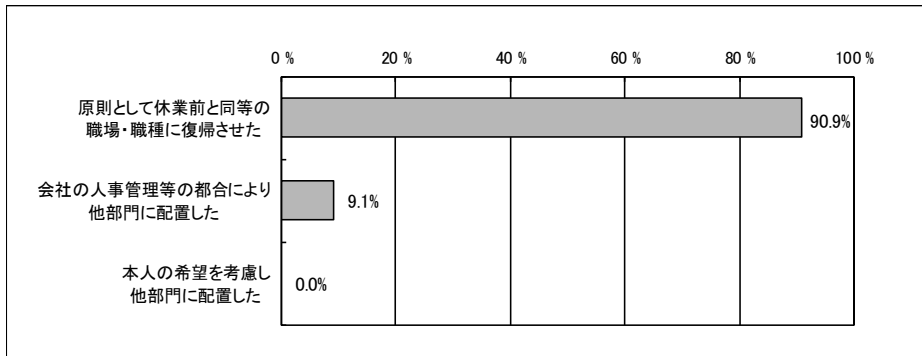




図54 復職時の対応



## VI. 子の看護休暇制度・介護休暇制度

### 1. 子の看護休暇制度(統計表VI-14)

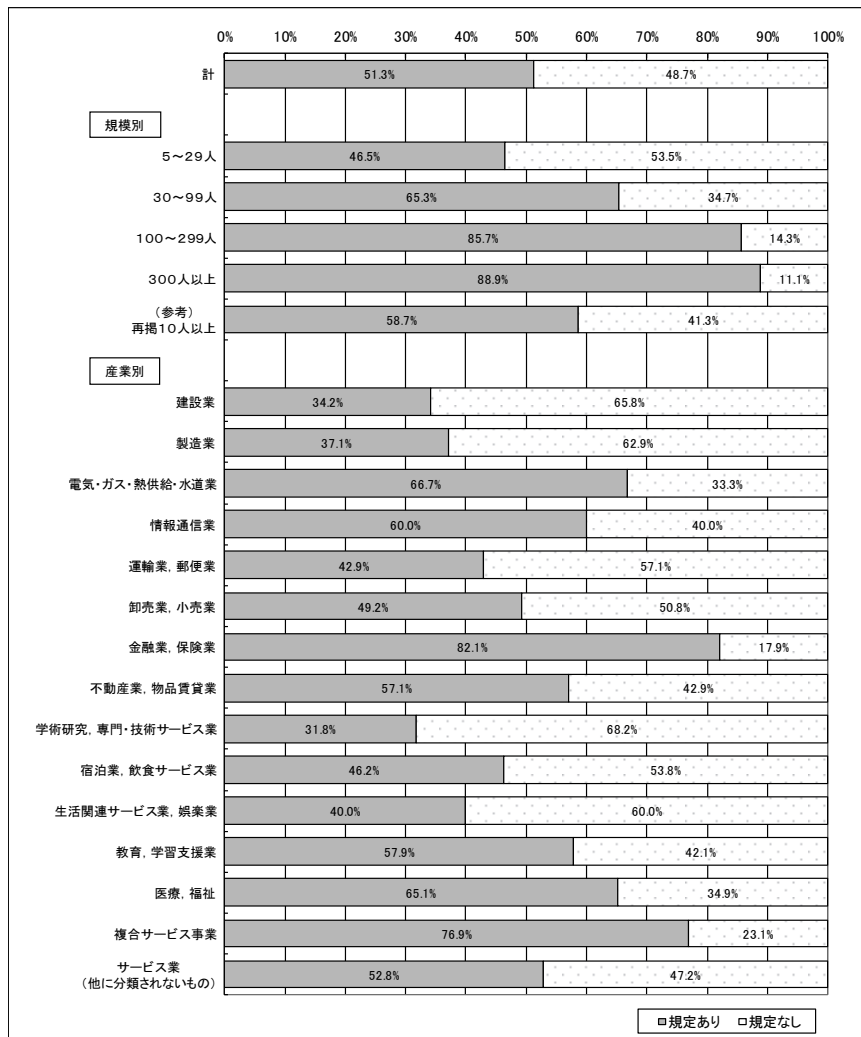
#### ① 規定の有無

子の看護休暇制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所は全体の51.3%で、半数を上回っている。

規模別にみると、「300人以上」の事業所では88.9%となっており、次いで「100～299人」(85.7%)となっている。

産業別にみると、「金融業、保険業」(82.1%)が最も多く、次いで、「複合サービス事業」(76.9%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(66.7%)となっている。

図55 子の看護休暇制度の規定の有無(規模別・産業別総数)



## ② 取得日数の限度等

子の看護休暇制度について「規定あり」と回答した事業所における取得可能日数の限度は「5日まで（2人以上は10日まで）」（94.0%）、取得可能な子の年齢は「小学校就学前」（91.7%）と、ともに法定の範囲内としている事業所が最も多くなっている。（図56、57）

また、時間単位の取得は、「できる」が48.6%となっている。（図58）

図56 取得日数限度

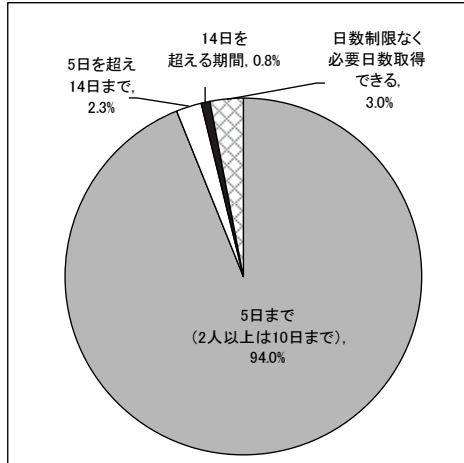


図57 利用可能な子の年齢

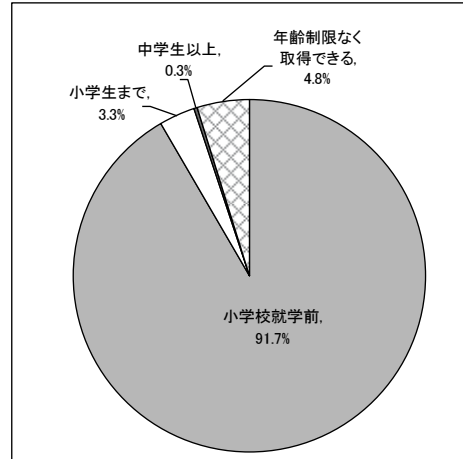
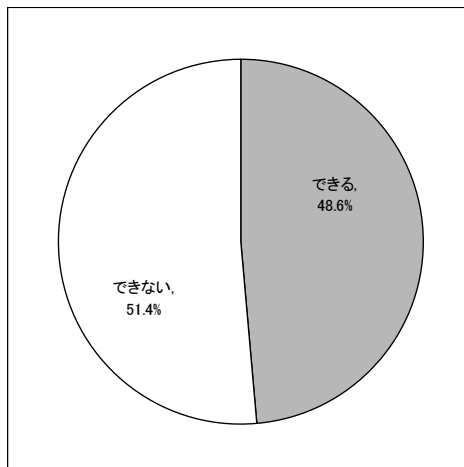


図58 時間単位の取得



## 2. 介護休暇制度（統計表VI-14）

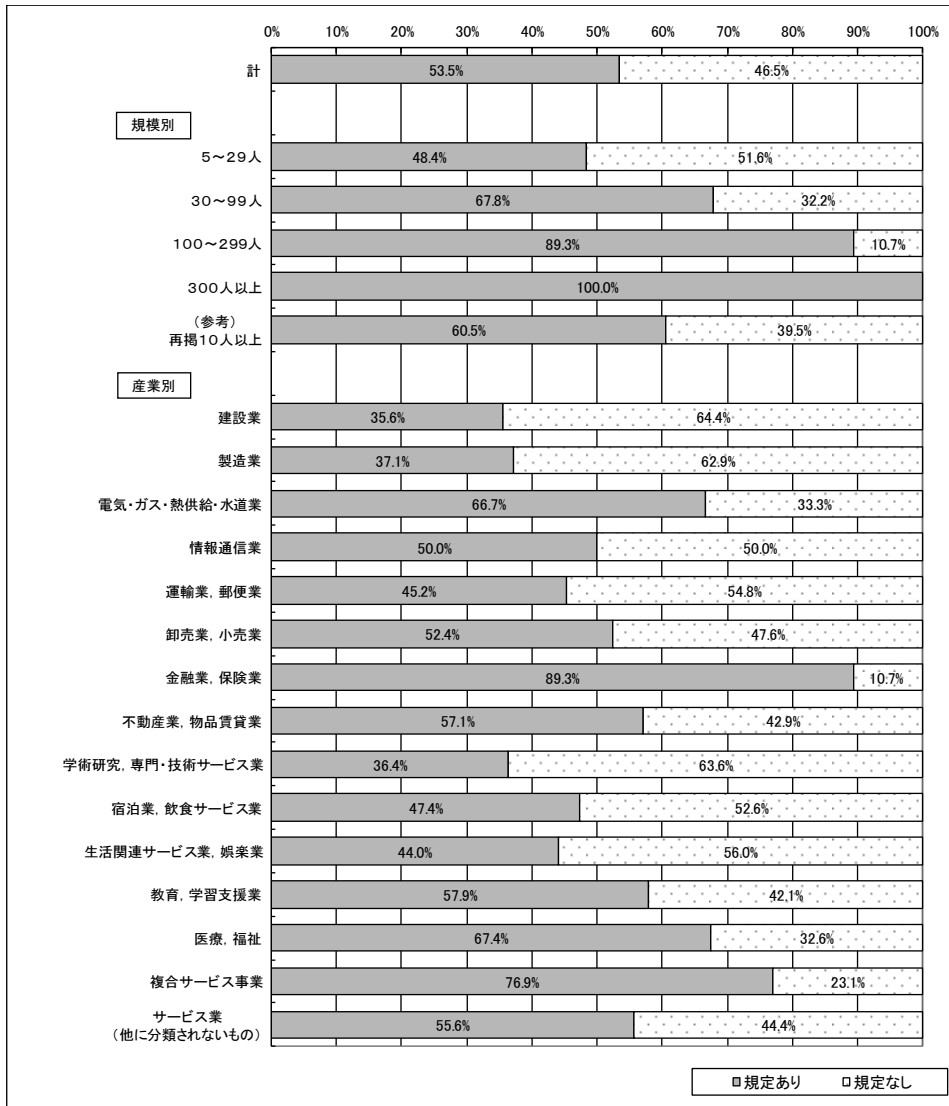
### ① 規定の有無

介護休暇制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所は全体の53.5%で、半数を上回っている。

規模別でみると、「300人以上」のすべての事業所で「規定あり」となっている。

産業別でみると、「金融業、保険業」（89.3%）が最も多く、次いで「複合サービス事業」（76.9%）、「医療、福祉」（67.4%）、となっている。（図59）

図59 介護休暇制度の規定の有無(規模別・産業別総数)



② 取得日数の限度等

介護休暇制度について、「規定あり」と回答した事業所における取得日数の限度は、「5日まで(2人以上は10日まで)」(91.3%)となっており、法定の範囲内としている事業所が最も多くなっている。(図60)

また、時間単位の取得は、「できる」が49.8%となっている。(図61)

図60 介護休暇取得日数限度

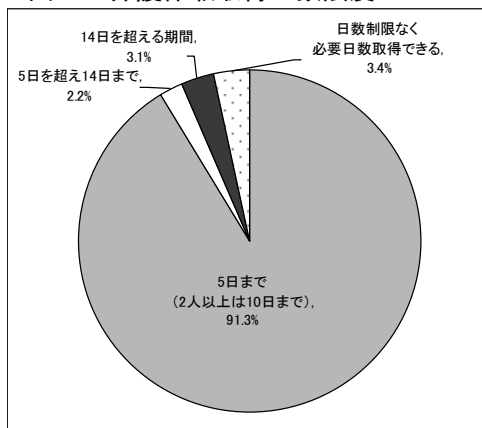
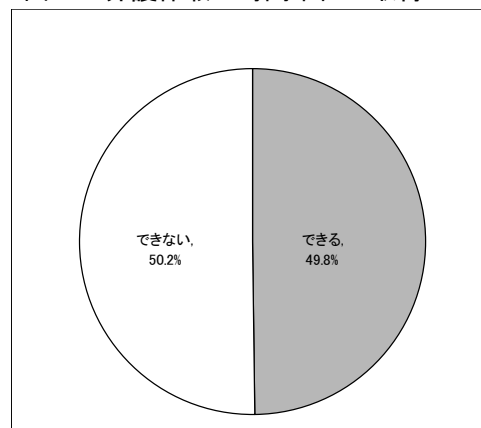


図61 介護休暇の時間単位の取得



## Ⅶ. 高齢者の雇用状況

### 1. 高齢者雇用の概況について(統計表Ⅶ-15)

#### ① 高齢者の雇用者数

回答のあった事業所における60歳以上の雇用者数を年齢別にみると、「60～64歳」(9.1%)が最も多く、次いで「65～69歳」(6.1%)、「70歳以上」(2.7%)となっている。

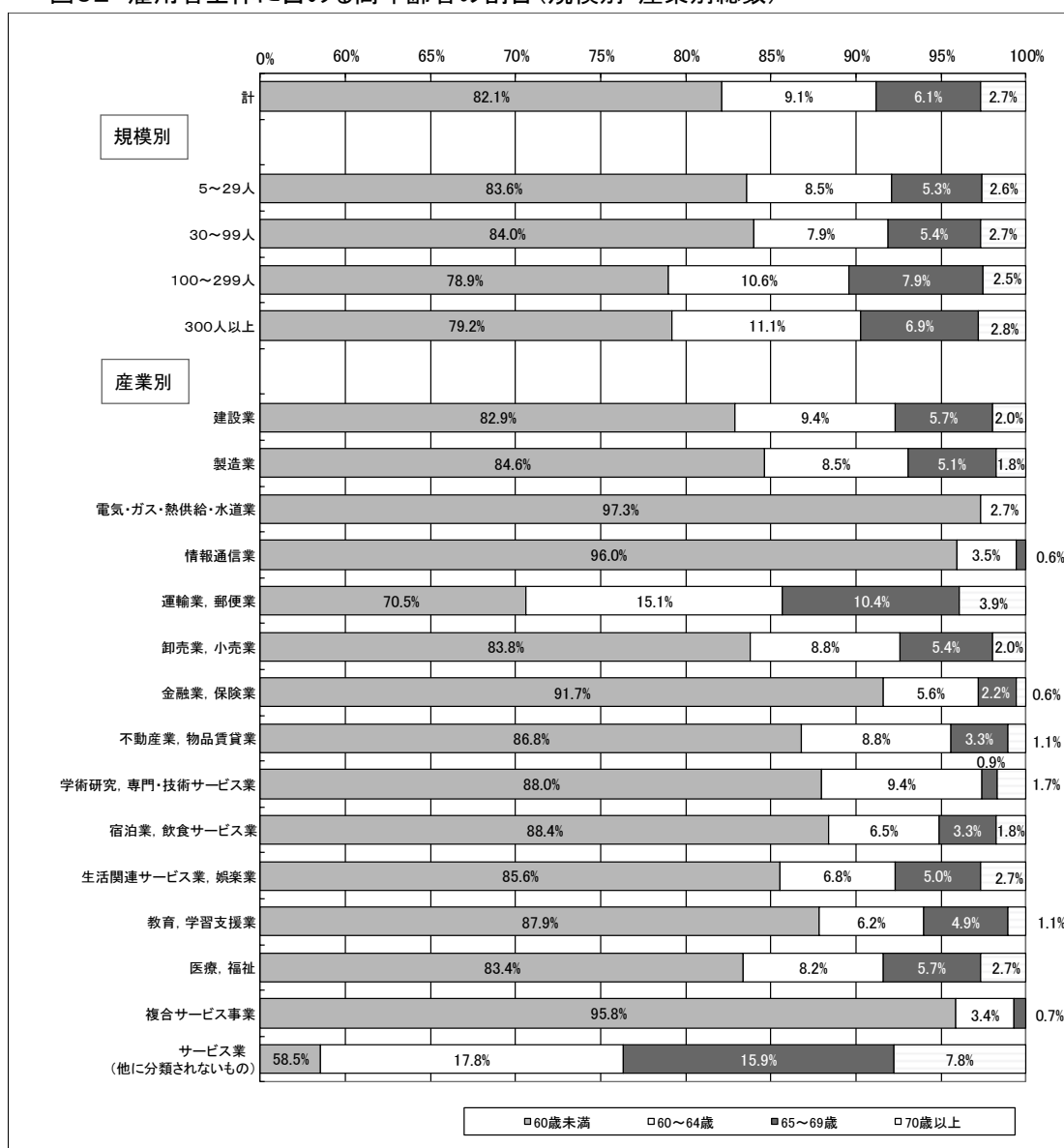
表1 雇用者全体に占める高齢者の割合

年齢	雇用者数	割合
雇用者全体	22,904	100.0%
60～64歳	2,093	9.1%
65～69歳	1,392	6.1%
70歳以上	608	2.7%
計	4,093	17.9%

規模別にみると、「100～299人」の事業所で60歳以上の雇用者の割合が21.0%と最も多く、次いで、「300人以上」が20.8%となっている。

産業別にみると、「サービス業(他に分類されないもの)」(41.5%)が最も多く、次いで「運輸業、郵便業」(29.4%)、「建設業」(17.1%)となっている。

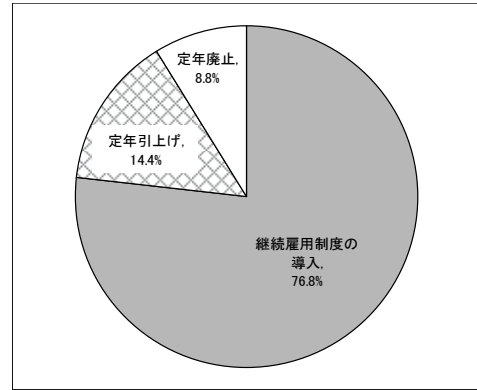
図62 雇用者全体に占める高齢者の割合(規模別・産業別総数)



## ② 改正高齢者雇用安定法への対応

改正高齢者雇用安定法への対応済の事業所においては、「継続雇用制度の導入」(76.8%)が最も多く、次いで「定年引上げ」(14.4%)、「定年廃止」(8.8%)となっている。

図63 改正高齢者雇用安定法への対応

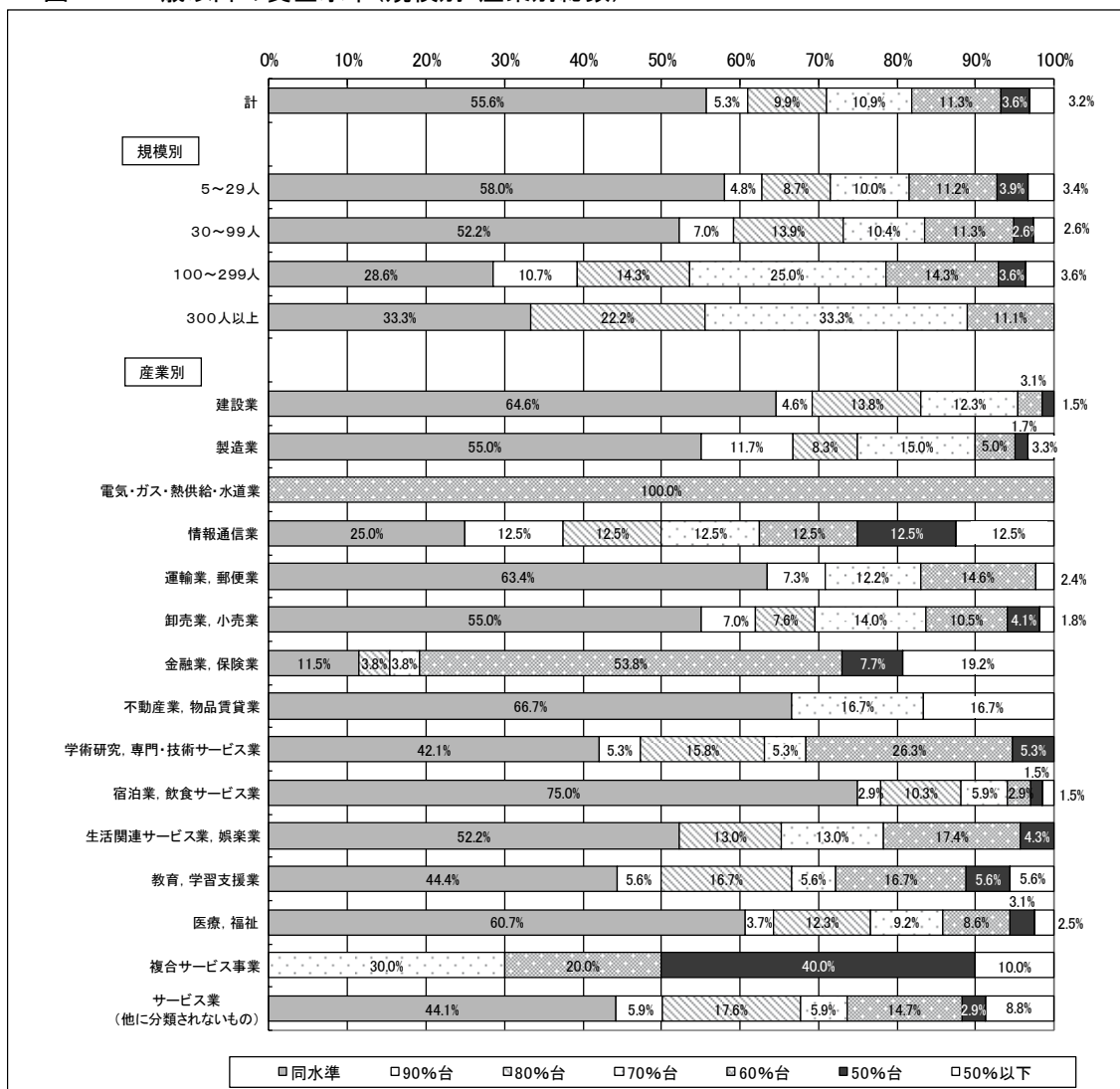


## ③ 60歳以降の賃金水準

事業所における60歳以降の賃金水準は、60歳到達時と比べ「同水準」(55.6%)が最も多く、次いで「60%台」(11.3%)、「70%台」(10.9%)となっている。規模別にみると、「5~29人」の「同水準」が最も高く、58.0%となっている。

産業別にみると、60歳以降の賃金水準を「同水準」としているのは、「宿泊業、飲食サービス業」(75.0%)が最も多く、次いで、「不動産業、物品賃貸業」(66.7%)、「建設業」(64.6%)となっている。

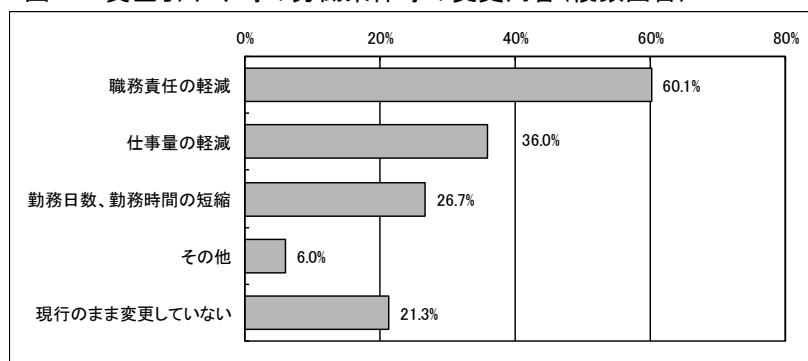
図64 60歳以降の賃金水準(規模別・産業別総数)



#### ④ 賃金引下げ時の労働条件等の変更内容(複数回答)

③で「同水準」と回答した事業所以外に、労働条件等で変更したものがあつたところ、「職務責任の軽減」(60.1%)が最も多く、次いで「仕事量の軽減」(36.0%)、「勤務日数、勤務時間の短縮」(26.7%)となっている。また、「現行のまま変更していない」という事業所も21.3%あつた。

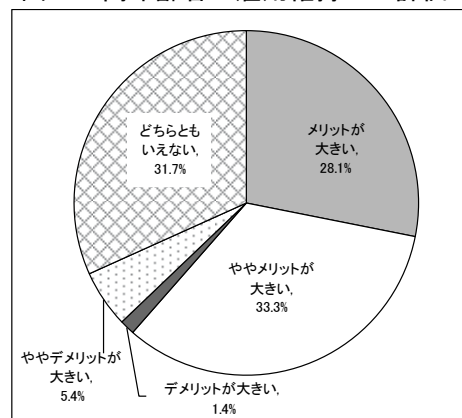
図65 賃金引下げ時の労働条件等の変更内容(複数回答)



#### ⑤ 高齢者の雇用維持への評価

事業所における高齢者の雇用維持への評価について、「メリットが大きい」・「ややメリットが大きい」と回答した事業所は合わせて61.4%で、「デメリットが大きい」・「ややデメリットが大きい」を合わせた6.8%を上回っている。このほか、「どちらともいえない」と回答した事業所も31.7%あつた。

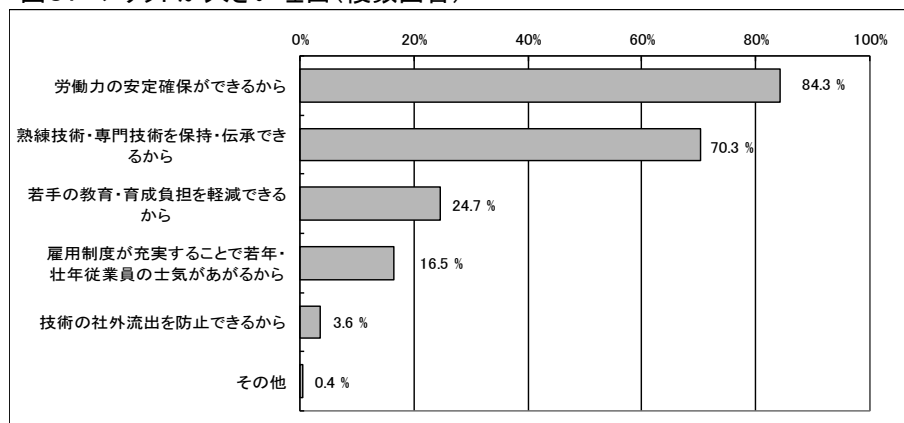
図66 高齢者の雇用維持への評価



#### ⑥ メリットが大きい理由(複数回答)

⑤で「メリットが大きい」・「ややメリットが大きい」と回答した理由は、「労働力の安定確保ができるから」(84.3%)が最も多く、「熟練技術・専門技術を保持・伝承できるから」(70.3%)次いで、「若手の教育・育成負担を軽減できるから」(24.7%)となっている。

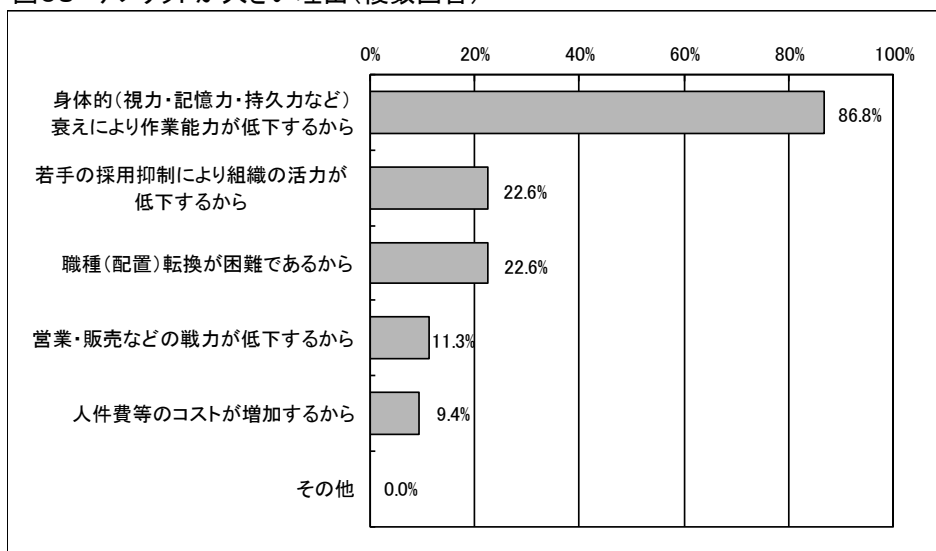
図67 メリットが大きい理由(複数回答)



## ⑦ デメリットが大きい理由(複数回答)

⑤で「デメリットが大きい」・「ややデメリットが大きい」と回答した理由は、「身体的(視力・記憶力・持久力など)衰えにより作業能力が低下するから」(86.8%)が最も多く、次いで「若手の採用抑制により組織の活力が低下するから」、「職種(配置)転換が困難であるから」(22.6%)となっている。

図68 デメリットが大きい理由(複数回答)

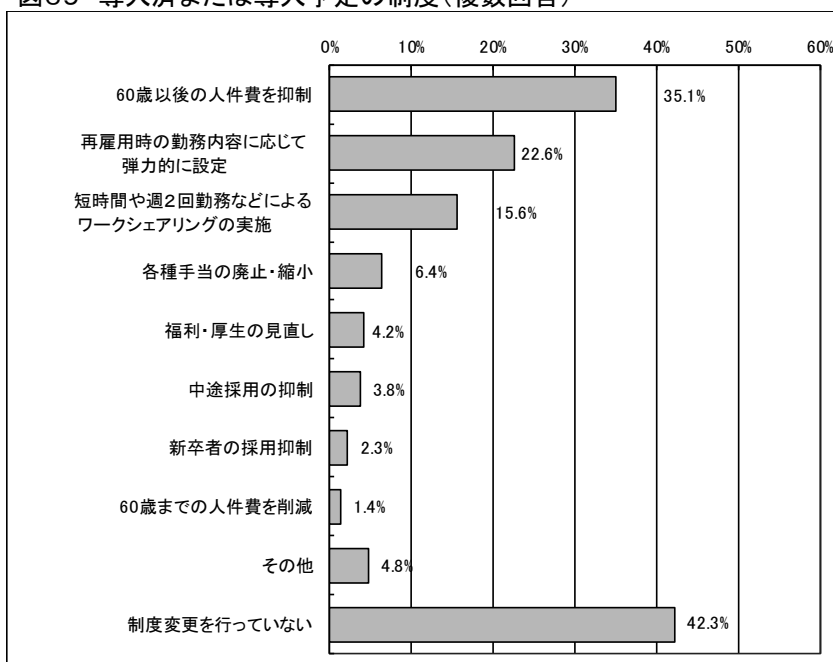


## 2. 高齢者雇用に関する制度等について(統計表Ⅶ-16)

### ① 導入済または導入予定の制度等(複数回答)

高齢者を雇用する上で、事業所において導入済または導入予定の制度等は、「60歳以後の人件費を抑制」(35.1%)が最も多く、次いで「再雇用時の勤務内容に応じて弾力的に設定」(22.6%)、「短時間や週2回勤務などによるワークシェアリングの実施」(15.6%)となっている。

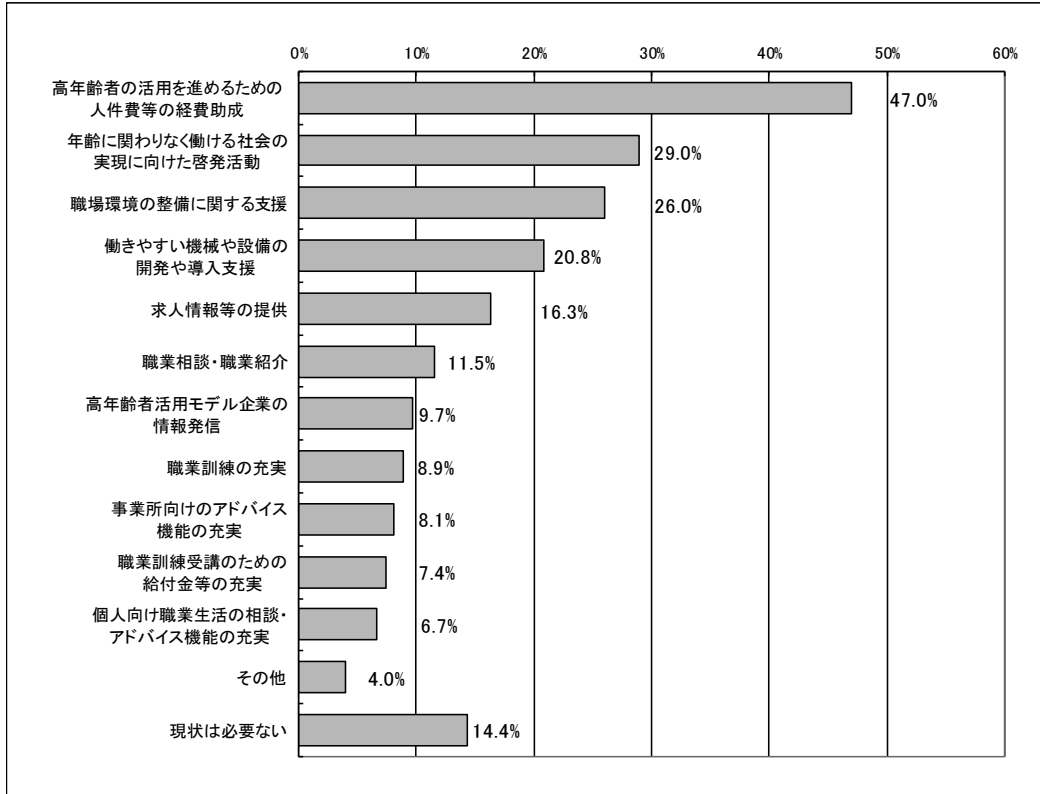
図69 導入済または導入予定の制度(複数回答)



## ② 高齢者の雇用維持のための必要な支援(複数回答)

社会全体で高齢者の雇用を維持するために必要だと考える支援は、「高齢者の活用を進めるための人件費等の経費助成」(47.0%)が最も多く、次いで「年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた啓発活動」(29.0%)、「職場環境の整備に関する支援」(26.0%)となっている。

図70 雇用維持のための必要な支援(複数回答)





### 3. 統計表

令和元年度

労働条件等実態調査

統計表－I－1

県合計

上段：事業所数 下段：%

産業	事業所数	規模				
		5～29人	30～99人	100～299人	300人以上	
計	778	620	121	28	9	
	100.0	79.7	15.6	3.6	1.2	
建設業	73	66	6	1	0	
	9.4	90.4	8.2	1.4	0.0	
製造業	62	41	16	4	1	
	8.0	66.1	25.8	6.5	1.6	
電気・ガス・熱供給・水道業	3	2	1	0	0	
	0.4	66.7	33.3	0.0	0.0	
情報通信業	10	9	1	0	0	
	1.3	90.0	10.0	0.0	0.0	
運輸業、郵便業	42	33	7	2	0	
	5.4	78.6	16.7	4.8	0.0	
卸売業、小売業	185	150	29	4	2	
	23.8	81.1	15.7	2.2	1.1	
金融業、保険業	28	26	2	0	0	
	3.6	92.9	7.1	0.0	0.0	
不動産業、物品賃貸業	7	7	0	0	0	
	0.9	100.0	0.0	0.0	0.0	
学術研究、専門・技術サービス業	22	22	0	0	0	
	2.8	100.0	0.0	0.0	0.0	
宿泊業、飲食サービス業	78	61	11	4	2	
	10.0	78.2	14.1	5.1	2.6	
生活関連サービス業、娯楽業	25	18	6	1	0	
	3.2	72.0	24.0	4.0	0.0	
教育、学習支援業	19	15	4	0	0	
	2.4	78.9	21.1	0.0	0.0	
医療、福祉	175	133	31	8	3	
	22.5	76.0	17.7	4.6	1.7	
複合サービス事業	13	10	2	1	0	
	1.7	76.9	15.4	7.7	0.0	
サービス業(他に分類されないもの)	36	27	5	3	1	
	4.6	75.0	13.9	8.3	2.8	

上段：雇員数 下段：%

事業所規模別産業別	事業所数	全体						雇員数					
		計			会社などの役員			正規の職員・従業員			正規の職員・従業員		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
計	778	22,904	11,237	11,667	1,135	833	302	12,780	7,675	5,105			
	100.0	100.0	49.1	50.9	100.0	73.4	26.6	100.0	60.1	39.9			
5～29人	620	8,337	4,082	4,255	787	557	230	4,520	2,702	1,818			
	100.0	100.0	49.0	51.0	100.0	70.8	29.2	100.0	59.8	40.2			
30～99人	121	6,630	3,533	3,097	251	195	56	3,609	2,404	1,205			
	100.0	100.0	53.3	46.7	100.0	77.7	22.3	100.0	66.6	33.4			
100～299人	28	4,415	2,101	2,314	78	65	13	2,598	1,417	1,181			
	100.0	100.0	47.6	52.4	100.0	83.3	16.7	100.0	54.5	45.5			
300人以上	9	3,522	1,521	2,001	19	16	3	2,053	1,152	901			
	100.0	100.0	43.2	56.8	100.0	84.2	15.8	100.0	56.1	43.9			
建設業	73	1,385	1,181	204	166	129	37	1,126	996	130			
	100.0	100.0	85.3	14.7	100.0	77.7	22.3	100.0	88.5	11.5			
製造業	62	2,542	1,651	891	151	125	26	1,547	1,190	357			
	100.0	100.0	64.9	35.1	100.0	82.8	17.2	100.0	76.9	23.1			
電気・ガス・熱供給・水道業	3	113	101	12	0	0	0	100	90	10			
	100.0	100.0	89.4	10.6	0.0	0.0	0.0	100.0	90.0	10.0			
情報通信業	10	173	104	69	24	21	3	114	76	38			
	100.0	100.0	60.1	39.9	100.0	87.5	12.5	100.0	66.7	33.3			
運輸業、郵便業	42	1,241	1,106	135	60	45	15	930	866	64			
	100.0	100.0	89.1	10.9	100.0	75.0	25.0	100.0	93.1	6.9			
卸売業、小売業	185	4,706	2,173	2,533	207	152	55	1,919	1,285	634			
	100.0	100.0	46.2	53.8	100.0	73.4	26.6	100.0	67.0	33.0			
金融業、保険業	28	360	179	181	26	26	0	241	138	103			
	100.0	100.0	49.7	50.3	100.0	100.0	0.0	100.0	57.3	42.7			
不動産業、物品賃貸業	7	91	28	63	14	7	7	50	12	38			
	100.0	100.0	30.8	69.2	100.0	50.0	50.0	100.0	24.0	76.0			
学術研究、専門・技術サービス業	22	233	150	83	27	21	6	170	112	58			
	100.0	100.0	64.4	35.6	100.0	77.8	22.2	100.0	65.9	34.1			
宿泊業、飲食サービス業	78	2,760	992	1,768	98	66	32	1,093	489	604			
	100.0	100.0	35.9	64.1	100.0	67.3	32.7	100.0	44.7	55.3			
生活関連サービス業、娯楽業	25	707	289	418	21	15	6	216	149	67			
	100.0	100.0	40.9	59.1	100.0	71.4	28.6	100.0	69.0	31.0			
教育、学習支援業	19	453	168	285	19	13	6	230	96	134			
	100.0	100.0	37.1	62.9	100.0	68.4	31.6	100.0	41.7	58.3			
医療、福祉	175	5,815	1,470	4,345	242	147	95	3,513	962	2,551			
	100.0	100.0	25.3	74.7	100.0	60.7	39.3	100.0	27.4	72.6			
複合サービス事業	13	408	253	155	7	7	0	329	214	115			
	100.0	100.0	62.0	38.0	100.0	100.0	0.0	100.0	65.0	35.0			
サービス業(他に分類されないもの)	36	1,917	1,392	525	73	59	14	1,202	1,000	202			
	100.0	100.0	72.6	27.4	100.0	80.8	19.2	100.0	83.2	16.8			



上段：事業所数 下段：％ 事業所数 下段：％ 上段：人数 下段：％

事業所規模別産業別	事業所の現況		事業所数	新卒・中途合計	新規学卒者				中途採用者				採用状況									
	就業規則の有無				新規学卒者 男性		新規学卒者 女性		中途採用者 男性		中途採用者 女性		新規学卒者 男性		新規学卒者 女性		中途採用者 男性		中途採用者 女性			
	事業所数	有			無	正規の職員・従業員	うち高卒	非正規雇用	うち高卒	正規の職員・従業員	うち高卒	非正規雇用	うち高卒	正規の職員・従業員	うち高卒	非正規雇用	うち高卒	正規の職員・従業員	うち高卒	非正規雇用	うち高卒	
計	778	730	48	828	268	103	51	7	1	144	50	14	4	560	143	70	80	34	110	35	227	93
		93.8	6.2	100.0	32.4	12.4	6.2	0.8	0.1	17.4	6.0	1.7	0.5	67.6	17.3	8.5	9.7	4.1	13.3	4.2	27.4	11.2
5～29人	620	572	48	308	96	29	13	6	1	48	17	13	4	272	87	58	38	19	54	20	93	42
		92.3	7.7	100.0	26.1	7.9	3.5	1.6	0.3	13.0	4.6	3.5	1.1	73.9	23.6	15.8	10.3	5.2	14.7	5.4	25.3	11.4
30～99人	121	121	0	231	79	38	23	0	0	41	16	0	0	152	35	6	30	12	20	6	67	12
		100.0	0.0	100.0	34.2	16.5	10.0	0.0	0.0	17.7	6.9	0.0	0.0	65.8	15.2	2.6	13.0	5.2	8.7	2.6	29.0	5.2
100～299人	28	28	0	160	58	24	12	1	0	32	13	1	0	102	11	1	8	1	24	9	59	38
		100.0	0.0	100.0	36.3	15.0	7.5	0.6	0.0	20.0	8.1	0.6	0.0	63.8	6.9	0.6	5.0	0.6	15.0	5.6	36.9	23.8
300人以上	9	9	0	69	35	12	3	0	0	23	4	0	0	34	10	5	4	2	12	0	8	1
		100.0	0.0	100.0	50.7	17.4	4.3	0.0	0.0	33.3	5.8	0.0	0.0	49.3	14.5	7.2	5.8	2.9	17.4	0.0	11.6	1.4
建設業	73	65	8	43	19	16	14	0	0	2	1	1	1	24	17	8	2	2	3	3	2	0
		89.0	11.0	100.0	44.2	37.2	32.6	0.0	0.0	4.7	2.3	2.3	2.3	55.8	39.5	18.6	4.7	4.7	7.0	7.0	4.7	0.0
製造業	62	57	5	57	23	16	13	0	0	7	4	0	0	34	9	4	6	2	9	3	10	2
		91.9	8.1	100.0	40.4	28.1	22.8	0.0	0.0	12.3	7.0	0.0	0.0	59.6	15.8	7.0	10.5	3.5	15.8	5.3	17.5	3.5
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	0	4	1	0	0	0	0	1	1	0	0	3	0	0	1	1	0	0	2	1
		100.0	0.0	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	25.0	25.0
情報通信業	10	10	0	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	0	0	1	0	0	0
		100.0	0.0	100.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	80.0	60.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0
運輸業、郵便業	42	41	1	36	1	1	1	0	0	0	0	0	0	35	29	18	1	0	3	2	2	0
		97.6	2.4	100.0	2.8	2.8	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	97.2	80.6	50.0	2.8	0.0	8.3	5.6	5.6	0.0
卸売業、小売業	185	177	8	138	70	35	10	2	1	31	19	2	2	68	29	13	15	10	9	3	15	11
		95.7	4.3	100.0	50.7	25.4	7.2	1.4	0.7	22.5	13.8	1.4	1.4	49.3	21.0	9.4	10.9	7.2	6.5	2.2	10.9	8.0
金融業、保険業	28	28	0	19	17	7	2	0	0	9	4	1	0	2	0	0	0	0	0	0	2	2
		100.0	0.0	100.0	89.5	36.8	10.5	0.0	0.0	47.4	21.1	5.3	0.0	10.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.5
不動産業、物品賃貸業	7	5	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	1	5	5
		71.4	28.6	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	83.3	83.3
学術研究、専門・技術サービス業	22	20	2	3	3	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
		90.9	9.1	100.0	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
宿泊業、飲食サービス業	78	67	11	115	39	13	6	0	0	26	13	0	0	76	4	1	22	8	8	0	42	10
		85.9	14.1	100.0	33.9	11.3	5.2	0.0	0.0	22.6	11.3	0.0	0.0	66.1	3.5	0.9	19.1	7.0	7.0	0.0	36.5	8.7
生活関連サービス業、娯楽業	25	24	1	29	6	3	0	0	0	3	1	0	0	23	3	3	3	3	1	0	16	10
		96.0	4.0	100.0	20.7	10.3	0.0	0.0	0.0	10.3	3.4	0.0	0.0	79.3	10.3	3.4	10.3	10.3	3.4	0.0	55.2	34.5
教育、学習支援業	19	15	4	22	14	0	0	4	0	8	0	2	0	8	0	0	0	0	3	1	5	0
		78.9	21.1	100.0	63.6	0.0	0.0	18.2	0.0	36.4	0.0	9.1	0.0	36.4	0.0	0.0	0.0	0.0	13.6	4.5	22.7	0.0
医療、福祉	175	173	2	241	66	6	2	0	0	53	4	7	1	175	22	5	18	2	63	18	72	15
		98.9	1.1	100.0	27.4	2.5	0.8	0.0	0.0	22.0	1.7	2.9	0.4	72.6	9.1	2.1	7.5	0.8	26.1	7.5	29.9	5.4
複合サービス事業	13	13	0	9	3	1	0	0	0	2	2	0	0	6	1	0	3	2	2	0	0	0
		100.0	0.0	100.0	33.3	11.1	0.0	0.0	0.0	22.2	22.2	0.0	0.0	66.7	11.1	0.0	33.3	22.2	22.2	0.0	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	36	32	4	101	5	3	3	1	0	0	0	1	0	96	26	20	9	3	7	4	54	39
		88.9	11.1	100.0	5.0	3.0	3.0	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	95.0	25.7	19.8	8.9	3.0	6.9	4.0	53.5	38.6

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	配置状況												
	女性労働者の配置がない		女性労働者の配置がある理由（複数回答）									その他	
	事業所数	部署	有	無	技能や資格を持つ女性が少ないため	女性の適任者がいないため	当該部門が女性の配置を希望しないため	女性への配置を希望しないため	出張・配属があることに対応するため	家事・保育などのために配属があるため	深夜業務が多いため		重労働（重たい荷物、重い作業）があるため
計	778	181	597	86	41	14	27	6	4	19	39	41	26
	100.0	23.3	76.7	47.5	22.7	7.7	14.9	3.3	2.2	10.5	21.5	22.7	14.4
5～29人	620	127	493	63	29	12	17	4	4	9	26	30	18
	100.0	20.5	79.5	49.6	22.8	9.4	13.4	3.1	3.1	7.1	20.5	23.6	14.2
30～99人	121	41	80	16	10	1	7	2	0	7	11	9	5
	100.0	33.9	66.1	39.0	24.4	2.4	17.1	4.9	0.0	17.1	26.8	22.0	12.2
100～299人	28	11	17	6	1	1	3	0	0	3	2	2	2
	100.0	39.3	60.7	54.5	9.1	9.1	27.3	0.0	0.0	27.3	18.2	18.2	18.2
300人以上	9	2	7	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	100.0	22.2	77.8	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0
建設業	73	41	32	18	11	5	6	2	0	1	12	14	4
	100.0	56.2	43.8	43.9	26.8	12.2	14.6	4.9	0.0	2.4	29.3	34.1	9.8
製造業	62	30	32	12	9	0	3	0	0	3	9	6	4
	100.0	48.4	51.6	40.0	30.0	0.0	10.0	0.0	0.0	10.0	30.0	20.0	13.3
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	10	5	5	2	3	0	0	0	0	0	0	0	1
	100.0	50.0	50.0	40.0	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0
運輸業、郵便業	42	18	24	14	6	1	1	0	1	7	4	5	1
	100.0	42.9	57.1	77.8	33.3	5.6	5.6	0.0	5.6	38.9	22.2	27.8	5.6
卸売業、小売業	185	29	156	10	5	3	4	4	1	3	8	5	4
	100.0	15.7	84.3	34.5	17.2	10.3	13.8	13.8	3.4	10.3	27.6	17.2	13.8
金融業、保険業	28	1	27	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	100.0	3.6	96.4	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業、物品賃貸業	7	3	4	0	1	0	1	0	1	1	0	1	1
	100.0	42.9	57.1	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3
学術研究、専門・技術サービス業	22	2	20	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	100.0	9.1	90.9	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
宿泊業、飲食サービス業	78	9	69	6	0	1	2	0	0	2	0	1	1
	100.0	11.5	88.5	66.7	0.0	11.1	22.2	0.0	0.0	22.2	0.0	11.1	11.1
生活関連サービス業、娯楽業	25	5	20	2	2	0	1	0	0	0	1	1	2
	100.0	20.0	80.0	40.0	40.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	40.0
教育、学習支援業	19	2	17	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	10.5	89.5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医療、福祉	175	13	162	8	1	0	1	0	0	0	0	1	4
	100.0	7.4	92.6	61.5	7.7	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	30.8
複合サービス事業	13	2	11	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
	100.0	15.4	84.6	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
サービス業（他に分類されないもの）	36	20	16	11	3	4	6	0	1	2	5	5	3
	100.0	55.6	44.4	55.0	15.0	20.0	30.0	0.0	5.0	10.0	25.0	25.0	15.0

事業所規模別産業別	管理職について												女性管理職が「割と満足あるいはまったく足りない理由（複数回答）」																
	事業所数		管理職全体		役員		部長相当職		課長相当職		係長相当職		事業所数		知識・経験		役職に就く		管理職に女		出勤・軽労働		仕事内容が		女性従業員		その他		
	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性
計	674	3,735	1,104	1,135	302	640	154	929	242	1,031	406	461	133	93	58	18	23	62	85	135	87	18	23	62	85	135	87	18	23
5～29人	520	1,788	553	787	230	310	92	324	88	367	143	356	96	67	37	11	15	44	63	111	73	11	15	44	63	111	73	11	15
30～99人	117	997	244	251	56	182	39	290	60	274	89	83	28	19	17	4	7	13	16	16	13	4	7	13	16	16	13	4	7
100～299人	28	648	181	78	13	116	18	207	47	247	103	17	8	4	4	2	1	3	4	6	1	2	1	3	4	6	1	2	1
300人以上	9	302	126	19	3	32	5	108	47	143	71	5	1	3	0	1	0	2	2	2	0	2	0	2	2	2	0	2	0
建設業	72	353	53	166	37	65	7	73	7	49	2	52	13	4	5	4	5	17	13	23	4	4	5	17	13	23	4	4	5
製造業	59	393	52	151	26	68	6	86	9	88	11	47	15	8	4	0	0	7	5	22	3	0	0	7	5	22	3	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	3	43	2	0	0	4	0	23	0	16	2	3	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
情報通信業	10	78	11	24	3	12	1	26	5	16	2	9	2	3	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	4	1	0	0
運輸業、郵便業	42	151	25	60	15	15	1	38	3	38	6	33	7	3	1	2	1	6	8	19	4	2	1	6	8	19	4	2	1
卸売業、小売業	152	722	160	207	55	121	19	159	19	235	67	111	40	18	19	5	11	13	26	30	19	5	11	13	26	30	19	5	11
金融業、保険業	28	122	26	26	0	14	1	34	5	48	20	23	4	16	4	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	2	3	0	0
不動産業、物品賃貸業	7	29	17	14	7	4	8	8	6	3	3	6	1	1	0	0	2	1	0	2	1	0	2	1	0	2	1	0	2
学術研究、専門・技術サービス業	14	68	13	27	6	14	5	11	1	16	1	14	1	1	0	0	0	16.7	0.0	33.3	16.7	0.0	33.3	16.7	0.0	33.3	16.7	0.0	33.3
宿泊業、飲食サービス業	59	373	121	98	32	63	10	97	31	115	48	40	12	10	5	2	0	3	9	5	9	2	0	3	9	5	9	2	0
生活関連サービス業、娯楽業	23	90	19	21	6	16	3	36	5	17	5	16	7	2	7	1	1	2	3	3	4	1	1	2	3	3	4	1	1
教育、学習支援業	12	70	30	19	6	13	6	15	6	23	12	9	4	1	1	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	2	3	0	0
医療、福祉	147	891	505	242	95	150	83	224	130	275	197	57	17	14	7	2	2	4	5	0	26	2	2	4	5	0	26	2	2
複合サービス事業	13	92	8	7	0	19	0	41	2	25	6	13	4	6	2	2	0	3	3	6	0	2	0	3	3	6	0	2	0
サービス業(他に分類されないもの)	33	260	62	73	14	62	11	58	13	67	24	28	6	4	3	0	0	23.1	23.1	46.2	7	8	1	6	7	8	7	8	7

令和元年度 労働条件等実態調査

統計表Ⅱ-5-①

県合計

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	女性の活躍の推進状況									
	取組実施状況					女性の活躍の推進状況				
事業所数	性別により評価する こととなる 異なる 1) 要件 2) 要件 3) 要件 4) 要件 5) 要件 6) 要件 7) 要件 8) 要件 9) 要件 10) 要件	評価 した 事業所	評価 した 割合	評価 した 割合	事業所	割合	事業所	割合	事業所	割合
	実施している	実施しない	実施している	実施しない	実施している	実施しない	実施している	実施しない	実施している	実施しない
計	778	344	159	275	344	188	246	212	140	482
	100.0	44.2	20.4	35.2	44.2	24.2	31.6	27.2	18.0	62.0
5〜29人	620	254	126	240	259	153	208	166	108	392
	100.0	41.0	20.3	38.7	41.8	24.7	33.5	26.8	17.4	63.2
30〜99人	121	65	27	29	60	29	32	33	26	68
	100.0	53.7	22.3	36.1	49.6	24.0	26.4	27.3	21.5	56.2
100〜299人	28	17	5	6	17	6	5	9	3	19
	100.0	60.7	17.9	21.4	60.7	21.4	17.9	32.1	10.7	67.9
300人以上	9	8	1	0	8	0	1	4	3	3
	100.0	88.9	11.1	0.0	88.9	0.0	11.1	44.4	33.3	33.3
建設業	73	13	15	45	17	18	38	5	2	57
	100.0	17.8	20.5	61.6	23.3	24.7	52.1	6.8	2.7	78.1
製造業	62	19	21	22	16	23	23	8	7	38
	100.0	30.6	33.9	35.5	25.8	37.1	37.1	12.9	11.3	61.3
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1	0	2	1	0	2	0	1	0
	100.0	33.3	0.0	66.7	33.3	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0
情報通信業	10	5	3	2	6	3	1	4	2	3
	100.0	50.0	30.0	20.0	60.0	30.0	10.0	40.0	20.0	50.0
運輸業、郵便業	42	20	9	13	10	19	13	8	4	7
	100.0	47.6	21.4	31.0	23.8	45.2	31.0	19.0	9.5	16.7
卸売業、小売業	185	96	39	50	88	44	53	56	37	112
	100.0	51.9	21.1	27.0	47.6	23.8	28.6	30.3	20.0	60.5
金融業、保険業	28	22	2	4	21	4	3	19	4	5
	100.0	78.6	7.1	14.3	75.0	14.3	10.7	67.9	53.6	71.4
不動産業、物品賃貸業	7	2	1	4	4	1	2	1	2	0
	100.0	28.6	14.3	57.1	57.1	14.3	28.6	14.3	28.6	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	22	10	3	9	8	5	9	4	1	5
	100.0	45.5	13.6	40.9	36.4	22.7	40.9	18.2	4.5	22.7
宿泊業、飲食サービス業	78	36	16	26	31	21	26	24	15	24
	100.0	46.2	20.5	33.3	39.7	26.9	33.3	30.8	19.2	30.8
生活関連サービス業、娯楽業	25	11	5	9	10	8	7	9	2	5
	100.0	44.0	20.0	36.0	40.0	32.0	28.0	36.0	8.0	20.0
教育、学習支援業	19	11	4	4	9	5	5	5	3	11
	100.0	57.9	21.1	21.1	47.4	26.3	26.3	26.3	26.3	57.9
医療、福祉	175	75	31	69	98	28	49	52	36	108
	100.0	42.9	17.7	39.4	56.0	16.0	28.0	29.7	20.6	61.7
複合サービス業	13	11	0	2	12	0	1	10	3	8
	100.0	84.6	0.0	15.4	92.3	0.0	7.7	76.9	61.5	23.1
サービス業(他に分類されないもの)	36	12	10	14	13	9	14	7	3	7
	100.0	33.3	27.8	38.9	36.1	25.0	38.9	19.4	8.3	19.4

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	女性の活躍推進の取組状況														
	女性活躍推進の取組目的 (回答2つ以内)					女性従業員に強く望むこと (回答2つ以内)									
事業所数	従業員への働き方改革の推進、企業価値向上のため	顧客のニーズに対応するため	企業の社会的責任から	人間的資源を有効に活用するため	職場の風土・組織を活性化させるため	その他	事業所数	転勤や配置転換に希望している	妊娠・出産後、復帰に希望している	新たな業務・業務の進捗に積極的に取り組むことを希望している	管理職の昇進に積極的に取り組むことを希望している	時間外労働を希望しない	その他	現状は特に望まない	
計	674	273	83	102	429	128	47	748	62	301	354	176	52	9	201
100.0	40.5	10.2	12.3	15.1	63.6	19.0	7.0	100.0	8.3	40.2	47.3	23.5	7.0	1.2	26.9
5～29人	524	214	46	62	331	94	43	590	46	223	271	121	43	8	177
100.0	40.8	8.8	11.8	14.7	63.2	17.9	8.2	100.0	7.8	37.8	45.9	20.5	7.3	1.4	30.0
30～99人	115	48	18	15	73	25	4	121	11	59	63	35	7	1	23
100.0	41.7	15.7	13.0	17.4	63.5	21.7	3.5	100.0	9.1	48.8	52.1	28.9	5.8	0.8	19.0
100～299人	26	6	3	6	19	7	0	28	4	14	15	15	2	0	1
100.0	23.1	11.5	23.1	15.4	73.1	26.9	0.0	100.0	14.3	50.0	53.6	53.6	7.1	0.0	3.6
300人以上	9	5	2	0	6	2	0	9	1	5	5	5	0	0	0
100.0	55.6	22.2	0.0	11.1	66.7	22.2	0.0	100.0	11.1	55.6	55.6	55.6	0.0	0.0	0.0
建設業	53	23	6	2	7	20	5	63	1	15	29	6	2	0	26
100.0	43.4	11.3	3.8	13.2	37.7	22.6	9.4	100.0	1.6	23.8	46.0	9.5	3.2	0.0	41.3
製造業	58	17	4	11	6	39	4	61	2	21	32	11	3	2	21
100.0	29.3	6.9	19.0	10.3	67.2	22.4	6.9	100.0	3.3	34.4	52.5	18.0	4.9	3.3	34.4
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1	0	0	2	1	1	3	1	1	2	0	0	0	1
100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	33.3	100.0	33.3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3
情報通信業	8	7	1	0	1	4	3	10	1	4	4	3	0	0	3
100.0	87.5	12.5	0.0	12.5	50.0	37.5	0.0	100.0	10.0	40.0	40.0	30.0	0.0	0.0	30.0
運輸業、郵便業	35	14	8	1	6	23	6	39	0	7	23	12	2	1	14
100.0	40.0	22.9	2.9	17.1	65.7	17.1	5.7	100.0	0.0	17.9	59.0	30.8	5.1	2.6	35.9
卸売業、小売業	168	57	19	33	32	96	36	181	27	78	81	46	19	1	40
100.0	33.9	11.3	19.6	19.0	57.1	21.4	5.4	100.0	14.9	43.1	44.8	25.4	10.5	0.6	22.1
金融業、保険業	25	20	1	0	2	20	4	27	1	19	11	18	0	0	0
100.0	80.0	4.0	0.0	8.0	80.0	16.0	4.0	100.0	3.7	70.4	40.7	66.7	0.0	0.0	0.0
不動産業、物品賃貸業	6	3	3	2	1	2	0	7	0	4	6	0	2	0	0
100.0	50.0	50.0	33.3	16.7	33.3	0.0	0.0	100.0	0.0	57.1	85.7	0.0	28.6	0.0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	18	6	1	0	4	11	2	21	0	3	11	2	1	0	9
100.0	33.3	5.6	0.0	22.2	61.1	11.1	5.6	100.0	0.0	14.3	52.4	9.5	4.8	0.0	42.9
宿泊業、飲食サービス業	69	35	10	9	3	49	10	74	7	22	31	20	11	0	24
100.0	50.7	14.5	13.0	4.3	71.0	14.5	5.8	100.0	9.5	29.7	41.9	27.0	14.9	0.0	32.4
生活関連サービス業、娯楽業	23	10	2	6	1	14	3	25	3	12	11	7	3	0	6
100.0	43.5	8.7	26.1	4.3	60.9	13.0	21.7	100.0	12.0	48.0	44.0	28.0	12.0	0.0	24.0
教育、学習支援業	17	2	4	3	2	11	4	18	1	6	12	2	0	0	5
100.0	11.8	23.5	17.6	11.8	64.7	23.5	5.9	100.0	5.6	33.3	66.7	11.1	0.0	0.0	27.8
医療、福祉	148	61	7	9	30	104	29	172	16	96	76	33	7	4	40
100.0	41.2	4.7	6.1	20.3	70.3	19.6	8.1	100.0	9.3	55.8	44.2	19.2	4.1	2.3	23.3
複合サービス事業	12	7	0	1	1	10	3	13	1	5	7	9	1	0	0
100.0	58.3	0.0	8.3	8.3	83.3	25.0	0.0	100.0	7.7	38.5	53.8	69.2	7.7	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	31	10	3	6	6	24	2	34	1	8	18	7	1	1	12
100.0	32.3	9.7	19.4	19.4	77.4	6.5	6.5	100.0	2.9	23.5	52.9	20.6	2.9	2.9	35.3



上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	取組状況			ハラスメント防止					取組内容（複数回答）				ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）			
	事業所数	取組組んでいない		事業所数	就業規則等に 防止策について 記載する	管理職・従業員 に対する研修を行う	ポストター・パ ンフレットなど の啓発資料の 作成・配布 をする	相談窓口や相 当部署など苦 情処理機関を 設置する	その他	事業所数	言葉も内容も 知っている	聞いたことは あるが、内容は 知らない	言葉も内容も 知らない			
		取組組んでいる	取り組んでいない											事業所数	割合	割合
計	778	501	277	501	325	224	137	281	30	778	386	263	129			
	100.0	64.4	35.6	100.0	64.9	44.7	27.3	56.1	6.0	100.0	49.6	33.8	16.6			
5～29人	620	370	250	370	231	161	98	193	24	620	277	221	122			
	100.0	59.7	40.3	100.0	62.4	43.5	26.5	52.2	6.5	100.0	44.7	35.6	19.7			
30～99人	121	96	25	96	68	48	29	61	5	121	73	41	7			
	100.0	79.3	20.7	100.0	70.8	50.0	30.2	63.5	5.2	100.0	60.3	33.9	5.8			
100～299人	28	26	2	26	17	9	7	19	1	28	27	1	0			
	100.0	92.9	7.1	100.0	65.4	34.6	26.9	73.1	3.8	100.0	96.4	3.6	0.0			
300人以上	9	9	0	9	9	6	3	8	0	9	9	0	0			
	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	66.7	33.3	88.9	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0			
建設業	73	35	38	35	21	12	5	13	0	73	17	29	27			
	100.0	47.9	52.1	100.0	60.0	34.3	14.3	37.1	0.0	100.0	23.3	39.7	37.0			
製造業	62	28	34	28	19	10	5	11	2	62	27	25	10			
	100.0	45.2	54.8	100.0	67.9	35.7	17.9	39.3	7.1	100.0	43.5	40.3	16.1			
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	0	3	2	3	2	3	0	3	3	0	0			
	100.0	100.0	0.0	100.0	66.7	100.0	66.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0			
情報通信業	10	6	4	6	4	3	2	2	1	10	5	5	0			
	100.0	60.0	40.0	100.0	66.7	50.0	33.3	33.3	16.7	100.0	50.0	50.0	0.0			
運輸業、郵便業	42	29	13	29	18	16	10	14	1	42	17	20	5			
	100.0	69.0	31.0	100.0	62.1	55.2	34.5	48.3	3.4	100.0	40.5	47.6	11.9			
卸売業、小売業	185	127	58	127	84	54	31	71	13	185	88	64	33			
	100.0	68.6	31.4	100.0	66.1	42.5	24.4	55.9	10.2	100.0	47.6	34.6	17.8			
金融業、保険業	28	25	3	25	23	19	18	20	1	28	23	3	2			
	100.0	89.3	10.7	100.0	92.0	76.0	72.0	80.0	4.0	100.0	82.1	10.7	7.1			
不動産業、物品賃貸業	7	4	3	4	1	1	2	3	0	7	3	2	2			
	100.0	57.1	42.9	100.0	25.0	25.0	50.0	75.0	0.0	100.0	42.9	28.6	28.6			
学術研究、専門・技術サービス業	22	10	12	10	7	6	2	6	0	22	10	8	4			
	100.0	45.5	54.5	100.0	70.0	60.0	20.0	60.0	0.0	100.0	45.5	36.4	18.2			
宿泊業、飲食サービス業	78	47	31	47	23	20	15	27	1	78	35	27	16			
	100.0	60.3	39.7	100.0	48.9	42.6	31.9	57.4	2.1	100.0	44.9	34.6	20.5			
生活関連サービス業、娯楽業	25	17	8	17	9	6	4	12	1	25	11	8	6			
	100.0	68.0	32.0	100.0	52.9	35.3	23.5	70.6	5.9	100.0	44.0	32.0	24.0			
教育、学習支援業	19	13	6	13	8	7	2	8	0	19	13	4	2			
	100.0	68.4	31.6	100.0	61.5	53.8	15.4	61.5	0.0	100.0	68.4	21.1	10.5			
医療、福祉	175	122	53	122	82	45	24	68	8	175	99	55	21			
	100.0	69.7	30.3	100.0	67.2	36.9	19.7	55.7	6.6	100.0	56.6	31.4	12.0			
複合サービス業	13	12	1	12	11	10	9	11	0	13	10	2	1			
	100.0	92.3	7.7	100.0	91.7	83.3	75.0	91.7	0.0	100.0	76.9	15.4	7.7			
サービス業(他に分類されないもの)	36	23	13	23	13	12	6	12	2	36	25	11	0			
	100.0	63.9	36.1	100.0	56.5	52.2	26.1	52.2	8.7	100.0	69.4	30.6	0.0			



事業所規模別産業別	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）											Nびかの知名度				
	取り組んでいない理由（回答3つ以内）											事務所数	知っている	知らない		
事業所数	従業員から の要望がな いから	人手不足だ から	労務管理が 複雑になる から	代替要員の 確保が困難 だから	従業員の負 担や不公平 感が増大す るから	業務の特性 上、残業や 休日出勤が 多くなる	コストがか かる	生産性・売 り上げが減 少する	メリットが あるかわか らない	どういふも のかかわら ないから	行政の支援 が不足して いるから	その他	事務所数	知っている	知らない	
計	162	49	51	7	11	13	14	5	2	18	53	3	19	778	150	628
	100.0	30.2	31.5	4.3	6.8	8.0	8.6	3.1	1.2	11.1	32.7	1.9	11.7	100.0	19.3	80.7
5～29人	156	48	46	6	9	11	13	4	2	16	51	3	19	620	97	523
	100.0	30.8	29.5	3.8	5.8	7.1	8.3	2.6	1.3	10.3	32.7	1.9	12.2	100.0	15.6	84.4
30～99人	6	1	5	1	2	2	1	1	0	2	2	0	0	121	32	89
	100.0	16.7	83.3	16.7	33.3	33.3	16.7	16.7	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	100.0	26.4	73.6
100～299人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	17	11
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	60.7	39.3
300人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	4	5
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	44.4	55.6
建設業	28	11	7	1	1	1	1	0	0	2	9	1	0	73	10	63
	100.0	39.3	25.0	3.6	3.6	3.6	3.6	0.0	0.0	7.1	32.1	3.6	0.0	100.0	13.7	86.3
製造業	17	5	4	0	0	1	1	0	0	0	7	0	2	62	15	47
	100.0	29.4	23.5	0.0	0.0	5.9	5.9	0.0	0.0	0.0	41.2	0.0	11.8	100.0	24.2	75.8
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	2
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	33.3	66.7
情報通信業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	10	3	7
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0	30.0	70.0
運輸業、郵便業	7	2	3	0	0	1	2	0	0	2	3	0	1	42	6	36
	100.0	28.6	42.9	0.0	0.0	14.3	28.6	0.0	0.0	28.6	42.9	0.0	14.3	100.0	14.3	85.7
卸売業、小売業	36	12	13	2	3	2	2	2	1	4	13	1	2	185	22	163
	100.0	33.3	36.1	5.6	8.3	5.6	5.6	5.6	2.8	11.1	36.1	2.8	5.6	100.0	11.9	88.1
金融業、保険業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	28	18	10
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	100.0	64.3	35.7
不動産業、物品賃貸業	2	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	7	0	7
	100.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	8	5	2	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	22	4	18
	100.0	62.5	25.0	0.0	12.5	0.0	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	0.0	12.5	100.0	18.2	81.8
宿泊業、飲食サービス業	23	3	12	1	3	2	3	1	0	4	12	0	5	78	15	63
	100.0	12.0	48.0	4.0	12.0	8.0	12.0	4.0	0.0	16.0	48.0	0.0	20.0	100.0	19.2	80.8
生活関連サービス業、娯楽業	8	1	4	0	0	1	2	0	0	0	1	0	3	25	3	22
	100.0	12.5	50.0	0.0	0.0	12.5	25.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	37.5	100.0	12.0	88.0
教育、学習支援業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	4	15
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	21.1	78.9
医療、福祉	19	6	5	2	2	3	0	0	0	3	4	0	4	175	40	135
	100.0	31.6	26.3	10.5	10.5	15.8	0.0	0.0	0.0	15.8	21.1	0.0	21.1	100.0	22.9	77.1
複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	4	9
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	30.8	69.2
サービス業(他に分類されないもの)	7	3	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	1	36	5	31
	100.0	42.9	14.3	0.0	0.0	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	100.0	13.9	86.1

事業所規模別産業別	年次有給休暇												
	事業所数 (人)	労働者数 (人)		年間延べ 付与日数 (日)		年間延べ 取得日数 (日)		一人当たり					
		うち 女性	うち 女性	A	B	うち 女性	うち 女性	付与日数 (日)	取得日数 (日)	うち女性	取得日数 (日)	うち女性	取得率 B/A (%)
計	696	14,178	6,130	212,820	90,963	105,372	51,444	15.0	14.8	7.4	8.4	49.5	56.6
5～29人	548	5,082	2,299	70,070	30,864	33,622	17,100	13.8	13.4	6.6	7.4	48.0	55.4
30～99人	111	3,871	1,486	60,069	21,739	26,836	11,058	15.5	14.6	6.9	7.4	44.7	50.9
100～299人	28	3,039	1,414	45,651	21,533	25,608	12,918	15.0	15.2	8.4	9.1	56.1	60.0
300人以上	9	2,186	931	37,030	16,827	19,306	10,368	16.9	18.1	8.8	11.1	52.1	61.6
建設業	65	1,023	126	13,152	1,447	5,528	728	12.9	11.5	5.4	5.8	42.0	50.3
製造業	57	1,706	388	27,438	6,218	17,812	4,153	16.1	16.0	10.4	10.7	64.9	66.8
電気・ガス・熱供給・水道業	3	112	11	2,140	220	1,489	109	19.1	20.0	13.3	9.9	69.6	49.5
情報通信業	10	124	46	2,151	737	833	367	17.3	16.0	6.7	8.0	38.7	49.8
運輸業、郵便業	40	974	71	16,244	1,192	6,667	591	16.7	16.8	6.8	8.3	41.0	49.6
卸売業、小売業	156	2,257	855	33,228	12,557	11,439	4,943	14.7	14.7	5.1	5.8	34.4	39.4
金融業、保険業	28	246	103	3,918	1,557	2,260	945	15.9	15.1	9.2	9.2	57.7	60.7
不動産業、物品賃貸業	6	37	28	756	588	164	130	20.4	21.0	4.4	4.6	21.7	22.1
学術研究、専門・技術サービス業	22	178	59	2,267	635	1,362	409	12.7	10.8	7.7	6.9	60.1	64.4
宿泊業、飲食サービス業	56	1,217	724	17,088	10,066	8,827	6,033	14.0	13.9	7.3	8.3	51.7	59.9
生活関連サービス業、娯楽業	21	255	86	3,538	975	1,336	460	13.9	11.3	5.2	5.3	37.8	47.2
教育、学習支援業	16	251	152	3,907	2,024	1,509	1,043	15.6	13.3	6.0	6.9	38.6	51.5
医療、福祉	170	4,194	3,165	64,414	48,483	36,765	28,847	15.4	15.3	8.8	9.1	57.1	59.5
複合サービス事業	13	385	129	3,614	979	2,309	702	9.4	7.6	6.0	5.4	63.9	71.7
サービス業(他に分類されないもの)	33	1,219	187	18,965	3,285	7,072	1,984	15.6	17.6	5.8	10.6	37.3	60.4



事業所規模別産業別	年次有給休暇												
	時間単位取得制度に取り組みない理由					取得促進のための取組							
	事業所数	従業員が同時に仕事をしなけれはならず、取得が困難だから	時間単位取得には可能だが、従業員からの要望がないため行っていない	その他	事業所数	実施している	年(月)初めの計画書の提出	事業所全体の二斉付与	時間・半日単位の分割付与	管理・監督者の率先取得	残日数を社員に通知	その他	実施していない
計	486	206	159	121	778	598	140	121	309	90	341	64	180
	100.0	42.4	32.7	24.9	100.0	76.9	23.4	20.2	51.7	15.1	57.0	10.7	23.1
5～29人	386	169	125	92	620	461	102	92	240	61	254	55	159
	100.0	43.8	32.4	23.8	100.0	74.4	22.1	20.0	52.1	13.2	55.1	11.9	25.6
30～99人	81	28	32	21	121	102	30	23	47	24	64	7	19
	100.0	34.6	39.5	25.9	100.0	84.3	29.4	22.5	46.1	23.5	62.7	6.9	15.7
100～299人	15	7	1	7	28	26	6	2	16	3	19	2	2
	100.0	46.7	6.7	46.7	100.0	92.9	23.1	7.7	61.5	11.5	73.1	7.7	7.1
300人以上	4	2	1	1	9	9	2	4	6	2	4	0	0
	100.0	50.0	25.0	25.0	100.0	100.0	22.2	44.4	66.7	22.2	44.4	0.0	0.0
建設業	51	28	14	9	73	45	7	12	20	6	28	4	28
	100.0	54.9	27.5	17.6	100.0	61.6	15.6	26.7	44.4	13.3	62.2	8.9	38.4
製造業	46	23	13	10	62	46	11	14	20	2	24	1	16
	100.0	50.0	28.3	21.7	100.0	74.2	23.9	30.4	43.5	4.3	52.2	2.2	25.8
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	0	1	3	3	1	1	2	0	2	0	0
	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	33.3	33.3	66.7	0.0	66.7	0.0	0.0
情報通信業	5	0	3	2	10	8	1	2	3	1	6	1	2
	100.0	0.0	60.0	40.0	100.0	80.0	12.5	25.0	37.5	12.5	75.0	12.5	20.0
運輸業、郵便業	33	12	13	8	42	29	8	4	8	2	21	3	13
	100.0	36.4	39.4	24.2	100.0	69.0	27.6	13.8	27.6	6.9	72.4	10.3	31.0
卸売業、小売業	122	54	42	26	185	139	44	24	68	21	73	13	46
	100.0	44.3	34.4	21.3	100.0	75.1	31.7	17.3	48.9	15.1	52.5	9.4	24.9
金融業、保険業	19	1	3	15	28	25	6	3	20	3	6	12	3
	100.0	5.3	15.8	78.9	100.0	89.3	24.0	12.0	80.0	12.0	24.0	48.0	10.7
不動産業、物品賃貸業	4	2	1	1	7	4	1	0	2	1	2	1	3
	100.0	50.0	25.0	25.0	100.0	57.1	25.0	0.0	50.0	25.0	50.0	25.0	42.9
学術研究、専門・技術サービス業	8	3	2	3	22	19	2	9	11	2	8	2	3
	100.0	37.5	25.0	37.5	100.0	86.4	10.5	47.4	57.9	10.5	42.1	10.5	13.6
宿泊業、飲食サービス業	56	21	24	11	78	49	6	4	17	11	26	6	29
	100.0	37.5	42.9	19.6	100.0	62.8	12.2	8.2	34.7	22.4	53.1	12.2	37.2
生活関連サービス業、娯楽業	17	9	5	3	25	19	5	5	6	5	11	1	6
	100.0	52.9	29.4	17.6	100.0	76.0	26.3	26.3	31.6	26.3	57.9	5.3	24.0
教育、学習支援業	13	3	4	6	19	17	3	5	9	5	8	5	2
	100.0	23.1	30.8	46.2	100.0	89.5	17.6	29.4	52.9	29.4	47.1	29.4	10.5
医療、福祉	87	41	25	21	175	152	27	31	95	20	100	13	23
	100.0	47.1	28.7	24.1	100.0	86.9	17.8	20.4	62.5	13.2	65.8	8.6	13.1
複合サービス事業	1	0	1	0	13	11	8	0	10	3	9	0	2
	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	84.6	72.7	0.0	90.9	27.3	81.8	0.0	15.4
サービス業(他に分類されないもの)	23	9	9	5	36	32	10	7	18	8	17	2	4
	100.0	39.1	39.1	21.7	100.0	88.9	31.3	21.9	56.3	25.0	53.1	6.3	11.1

事業所規模別産業別	週休制について													
	週休2日制度(適用労働者割合)						週休2日制度(事業所割合)							
	労働者数	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休2日制	完全週休2 日制より実 質的に少な い	完全週休2 日制 多い	事業所数	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休2日制	完全週休2 日制より実 質的に少な い	完全週休2 日制 多い	事業所数	完全週休2 日制より 多い	完全週休2日制に移行できない理由	
計	14,311	1,743	11,500	5,651	5,849	1,068	167	522	216	306	49	290	22	79
	100.0	12.2	80.4	39.5	40.9	7.5	1.2	36.5	15.1	21.3	0.3	2.0	1.5	0.5
5～29人	5,038	1,131	3,618	1,537	2,081	289	146	405	165	240	32	232	22	62
	100.0	22.4	71.8	30.5	41.3	5.7	2.5	69.5	28.3	41.2	5.5	73.4	7.0	19.6
30～99人	3,971	569	3,096	1,260	1,836	306	20	86	34	52	12	42	0	12
	100.0	14.3	78.0	31.7	46.2	7.7	16.9	72.9	28.8	44.1	10.2	77.8	0.0	22.2
100～299人	3,054	43	2,655	1,330	1,325	356	1	24	12	12	3	11	0	5
	100.0	1.4	86.9	43.5	43.4	11.7	3.6	85.7	42.9	42.9	10.7	68.8	0.0	31.3
300人以上	2,248	0	2,131	1,524	607	117	0	7	5	2	2	5	0	0
	100.0	0.0	94.8	67.8	27.0	5.2	0.0	77.8	55.6	22.2	22.2	100.0	0.0	0.0
建設業	1,144	278	865	639	226	1	28	43	28	15	0	55	37	6
	100.0	24.3	75.6	55.9	19.8	0.1	2.4	37.6	25.3	13.1	0.0	48.1	3.2	0.5
製造業	1,819	349	1,449	573	876	21	16	41	25	16	1	39	22	6
	100.0	19.2	79.7	31.5	48.2	1.2	0.9	22.5	14.3	8.8	0.1	21.5	1.2	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	103	0	103	0	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	125	0	125	14	111	0	0	10	10	9	0	2	1	0
	100.0	0.0	100.0	11.2	88.8	0.0	0.0	8.0	8.0	7.2	0.0	1.6	0.0	0.0
運輸業、郵便業	949	241	688	601	87	20	40	15	23	16	7	30	24	0
	100.0	25.4	72.5	63.3	9.2	2.1	4.2	15.8	16.6	16.6	1.7	31.6	2.5	0.0
卸売業、小売業	2,210	199	1,614	960	684	367	34	114	59	55	22	96	82	2
	100.0	9.0	74.4	43.4	31.0	16.6	20.0	67.1	34.7	32.4	12.9	43.0	37.0	0.9
金融業、保険業	278	6	260	8	252	12	28	25	1	24	2	2	0	1
	100.0	2.2	93.5	2.9	90.6	4.3	10.1	9.0	0.4	8.6	7.1	100.0	0.0	50.0
不動産業、物品賃貸業	51	22	22	11	11	7	2	4	1	3	1	3	2	0
	100.0	43.1	43.1	21.6	21.6	13.7	3.9	7.7	2.0	5.8	1.9	5.9	3.8	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	184	25	153	61	92	6	22	19	8	11	1	10	4	0
	100.0	13.6	83.2	33.2	50.0	3.3	12.0	10.4	4.3	6.0	0.5	5.5	2.2	0.0
宿泊業、飲食サービス業	1,356	168	954	734	220	234	70	41	19	22	6	45	32	5
	100.0	12.4	70.4	54.1	16.2	17.3	5.1	30.2	13.3	16.2	0.4	33.2	2.3	0.4
生活関連サービス業、娯楽業	237	56	178	58	120	3	4	19	9	10	1	15	13	2
	100.0	23.6	75.1	24.5	50.6	1.3	1.7	79.2	37.5	41.7	4.2	63.3	5.5	5.1
教育、学習支援業	265	63	129	36	93	73	16	11	3	8	2	6	5	0
	100.0	23.8	48.7	13.6	35.1	27.5	6.0	41.5	18.8	50.0	12.5	83.3	0.0	16.7
医療、福祉	3,904	249	3,350	1,189	2,161	305	31	131	38	93	9	72	55	0
	100.0	6.4	85.8	30.5	55.4	7.8	0.8	33.0	22.2	54.4	5.3	18.4	1.4	0.0
複合サービス事業	369	0	369	19	350	0	13	13	2	11	0	2	0	0
	100.0	0.0	100.0	5.1	94.9	0.0	3.5	3.5	0.0	3.0	0.0	100.0	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	1,317	87	1,211	748	463	19	35	25	6	19	2	14	11	0
	100.0	6.6	92.0	56.8	35.2	1.4	2.6	19.0	17.1	14.3	5.7	10.6	0.8	0.8





事業所規模別産業別	労働時間について																			
	所定内労働時間の縮減の検討有無					所定外（時間外）労働時間が長くなる要因（複数回答）														
事業所数	縮減について検討中	従業員が少なくともおのれに検討していない	従業員からの要望がないため検討していない	その他	事業所数	人手不足だから	所定内労働時間では対応できない仕事だから	一部の人に仕事が偏るため	従業員の技術不足だから	業績、成果主義により従業員が熱心に取り組むようになったため	仕事上の業務や休日労働などでない仕事であるから	組織又は個人の進捗などに無効か少ないから	取引先との関係で必要があるから	従業員が機手当てや体罰を正当化しているから	従業員が上司や同僚等から	長い時間働かされることについて従業員が不満を言っているから	より悪い条件を上げたいと考えている従業員がいないから	突発的な業務が生じることがあるから	その他	
計	778	105	526	107	40	693	326	160	162	77	161	30	165	54	19	23	31	264	68	
100.0	13.5	67.6	13.8	5.1	100.0	47.0	23.1	23.4	11.1	23.2	2.7	4.3	23.8	7.8	2.7	3.3	4.5	38.1	9.8	
5～29人	620	81	425	82	32	541	228	120	107	59	126	24	134	34	16	15	24	204	61	
100.0	13.1	68.5	13.2	5.2	100.0	42.1	22.2	19.8	10.9	23.3	3.5	4.4	24.8	6.3	3.0	2.8	4.4	37.7	11.3	
30～99人	121	20	77	19	5	115	71	30	37	14	24	6	24	16	1	4	4	46	6	
100.0	16.5	63.6	15.7	4.1	100.0	61.7	26.1	32.2	12.2	20.9	0.0	5.2	20.9	13.9	0.9	3.5	3.5	40.0	5.2	
100～299人	28	2	19	5	2	28	23	7	11	3	8	0	5	3	1	3	2	9	1	
100.0	7.1	67.9	17.9	7.1	100.0	82.1	25.0	39.3	10.7	21.4	0.0	0.0	17.9	10.7	3.6	10.7	7.1	32.1	3.6	
300人以上	9	2	5	1	1	9	4	3	7	1	3	0	2	1	1	1	1	5	0	
100.0	22.2	55.6	11.1	11.1	100.0	44.4	33.3	77.8	11.1	33.3	0.0	0.0	22.2	11.1	11.1	11.1	11.1	55.6	0.0	
建設業	73	14	38	18	3	61	36	13	10	10	13	2	24	6	1	1	4	27	2	
100.0	19.2	52.1	24.7	4.1	100.0	59.0	21.3	16.4	16.4	3.3	21.3	3.3	39.3	9.8	1.6	1.6	6.6	44.3	3.3	
製造業	62	8	38	12	4	57	23	15	14	9	21	0	16	3	1	0	4	19	6	
100.0	12.9	61.3	19.4	6.5	100.0	40.4	26.3	24.6	15.8	15.8	36.8	0.0	28.1	5.3	1.8	0.0	7.0	33.3	10.5	
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0	1	1	1	3	1	1	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	3	0
100.0	0.0	33.3	33.3	33.3	100.0	33.3	33.3	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	100.0	0.0	
情報通信業	10	1	7	2	0	8	3	1	4	1	3	0	5	0	0	0	0	5	0	
100.0	10.0	70.0	20.0	0.0	100.0	37.5	12.5	50.0	12.5	37.5	0.0	0.0	62.5	0.0	0.0	0.0	12.5	62.5	0.0	
運輸業、郵便業	42	6	27	4	5	40	20	11	6	3	15	0	15	2	0	0	4	14	4	
100.0	14.3	64.3	9.5	11.9	100.0	50.0	27.5	15.0	7.5	37.5	2.5	0.0	37.5	5.0	0.0	0.0	10.0	35.0	10.0	
卸売業、小売業	185	32	119	22	12	163	93	35	39	21	38	8	47	18	4	7	6	65	6	
100.0	17.3	64.3	11.9	6.5	100.0	57.1	21.5	23.9	12.9	23.3	2.5	19.0	28.8	11.0	2.5	4.3	3.7	39.9	3.7	
金融業、保険業	28	0	27	1	0	28	5	5	3	1	1	1	5	0	2	0	2	5	14	
100.0	0.0	96.4	3.6	0.0	100.0	17.9	17.9	10.7	3.6	3.6	10.7	3.6	17.9	0.0	7.1	0.0	7.1	17.9	50.0	
不動産業、物品賃貸業	7	1	5	1	0	7	4	3	0	2	0	0	1	0	0	0	0	4	0	
100.0	14.3	71.4	14.3	0.0	100.0	57.1	42.9	0.0	28.6	2	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	57.1	0.0	
学術研究、専門・技術サービス業	22	3	16	3	0	19	7	7	6	2	8	2	9	2	0	1	1	9	0	
100.0	13.6	72.7	13.6	0.0	100.0	36.8	36.8	31.6	10.5	42.1	5.3	10.5	47.4	10.5	0.0	5.3	5.3	47.4	0.0	
宿泊業、飲食サービス業	78	16	48	12	2	71	48	18	23	10	16	5	8	9	3	5	1	18	2	
100.0	20.5	61.5	15.4	2.6	100.0	67.6	25.4	32.4	14.1	22.5	2.8	7.0	11.3	12.7	4.2	7.0	1.4	25.4	2.8	
生活関連サービス業、娯楽業	25	5	17	3	0	24	14	4	3	2	6	2	4	4	1	2	2	9	3	
100.0	20.0	68.0	12.0	0.0	100.0	58.3	16.7	12.5	8.3	25.0	0.0	8.3	16.7	16.7	4.2	8.3	8.3	37.5	12.5	
教育、学習支援業	19	1	15	1	2	15	3	6	5	2	5	0	3	3	0	0	0	5	2	
100.0	5.3	78.9	5.3	10.5	100.0	20.0	40.0	33.3	13.3	33.3	6.7	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	6.7	33.3	13.3	
医療、福祉	175	12	132	22	9	150	55	33	36	12	19	8	8	3	5	5	2	60	27	
100.0	6.9	75.4	12.6	5.1	100.0	36.7	22.0	24.0	8.0	12.7	0.7	5.3	5.3	2.0	3.3	3.3	1.3	40.0	18.0	
複合サービス事業	13	1	11	1	0	13	5	2	2	4	1	3	0	0	1	0	0	8	1	
100.0	7.7	84.6	7.7	0.0	100.0	38.5	15.4	15.4	15.4	30.8	7.7	23.1	46.2	0.0	7.7	0.0	7.7	61.5	7.7	
サービス業(他に分類されないもの)	36	5	25	4	2	34	9	6	10	0	10	1	13	4	1	1	2	13	1	
100.0	13.9	69.4	11.1	5.6	100.0	26.5	17.6	29.4	0.0	29.4	8.8	2.9	38.2	11.8	2.9	2.9	5.9	38.2	2.9	

事業所規模別産業別	育児休業制度について														出席者数					
	事業所数	規定あり	規定なし	事業所数	原則1歳、一定の場合1歳6か月まで	無条件に1歳6か月まで	取得期間			それ以上	期間限度なし	事業所数	出席者計	有期契約労働者数		男(歳)	有期契約労働者数			
							2歳まで	3歳まで	それ以上					有期契約労働者数	有期契約労働者数		有期契約労働者数	有期契約労働者数		
計	778	557	221	557	436	21	41	35	3	21	210	458	155	121	263	96	195	35	25	
5～29人	620	409	211	409	320	15	32	23	1	18	121	194	85	56	115	67	46	79	18	10
30～99人	121	111	10	111	88	6	7	6	2	2	58	118	41	39	56	29	62	12	10	
100～299人	28	28	0	28	23	0	2	2	0	1	23	83	17	14	46	12	9	37	5	5
300人以上	9	9	0	9	5	0	0	4	0	0	8	63	12	12	46	12	17	0	0	
建設業	73	39	34	39	28	3	2	3	0	3	15	26	9	7	2	3	4	24	6	3
製造業	62	41	21	41	35	2	4	0	0	0	16	50	28	17	16	18	12	34	10	5
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	0	3	1	0	2	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	2	0	0
情報通信業	10	5	5	5	3	1	0	0	0	1	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0
運輸業、郵便業	42	34	8	34	20	4	3	2	1	4	7	15	2	1	2	1	13	1	0	0
卸売業、小売業	185	137	48	137	105	3	10	12	1	6	51	92	31	31	59	22	33	9	9	9
金融業、保険業	28	26	2	26	21	1	3	1	0	0	11	14	2	2	6	2	8	0	0	0
不動産業、物品賃貸業	7	5	2	5	4	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
学術研究、専門・技術サービス業	22	13	9	13	8	2	0	1	0	2	9	13	2	2	5	1	8	1	1	1
宿泊業、飲食サービス業	78	44	34	44	40	0	1	2	0	1	12	34	19	4	25	19	4	9	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	25	16	9	16	12	0	1	0	1	2	6	11	5	5	7	5	4	0	0	0
教育、学習支援業	19	14	5	14	10	0	3	1	0	0	3	9	0	0	3	0	6	0	0	0
医療、福祉	175	146	29	146	126	5	10	4	0	1	61	155	48	44	126	46	43	29	2	1
複合サービス事業	13	13	0	13	6	0	0	7	0	0	4	13	6	6	7	1	6	5	5	5
サービス業(他に分類されないもの)	36	21	15	21	17	0	1	2	0	1	10	20	3	2	5	2	15	1	1	1
	100.0	58.3	41.7	100.0	81.0	0.0	4.8	9.5	0.0	4.8	100.0	100.0	15.0	10.0	25.0	40.0	75.0	6.7	6.7	6.7



上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	育児休業制度															育児休業業者が生じた際の対応					育児休業における復職時の対応																			
	育児休業利用期間(男性)															事業所数	事業所内 の他の事業 所から人員 を異動させ た	新たに正社 員を雇用し た	派遣労働者 やアルバイト などをして 代替として 雇用した	その他	事業所数	原則として 休業前と同 等の職場に 職種復帰 させた	本人の希望 を考慮して 部門に配置 した	会社の人事 管理職の 指示により 部門に配置 した																
	1週間 未満	1週間 1か月 未満	1か月 3か月 未満	3か月 6か月 未満	6か月 1年未満	1年 1年半 未満	1年半 2年未満	2年 3年未満	3年以上	合計	退職者																													
計	3	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	136	62	21	19	28	6	136	125	5	6	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0	45.6	15.4	14.0	20.6	4.4	100.0	91.9	3.7	4.4
5~29人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73	29	9	13	18	4	73	68	3	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	39.7	12.3	17.8	24.7	5.5	100.0	93.2	4.1	2.7	
30~99人	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	40	25	4	3	7	1	40	36	1	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	62.5	10.0	7.5	17.5	2.5	100.0	90.0	2.5	7.5	
100~299人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	6	4	2	3	0	15	15	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	40.0	26.7	13.3	20.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	
300人以上	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	2	4	1	0	0	8	6	1	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	25.0	50.0	12.5	0.0	12.5	75.0	12.5	12.5		
建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	2	2	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0		
製造業	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	3	2	0	1	0	6	6	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	33.3	0.0	16.7	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
運輸業、郵便業	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
卸売業、小売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	14	5	6	12	2	39	35	2	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	35.9	12.8	15.4	30.8	5.1	100.0	89.7	5.1	5.1	
金融業、保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	3	0	0	0	5	3	1	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	60.0	0.0	40.0	0.0	100.0	60.0	20.0	20.0	
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	1	0	3	3	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	66.7	0.0	33.3	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0		
宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	5	3	1	4	0	13	13	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	38.5	23.1	7.7	30.8	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	
生活関連サービス業、娯楽業	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	4	0	0	1	0	5	5	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	80.0	0.0	0.0	20.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	
教育、学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	2	2	2	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	50.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0		
医療、福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	29	7	8	6	4	54	50	2	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	53.7	13.0	14.8	11.1	7.4	100.0	92.6	3.7	3.7	
複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	0	1	3	3	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	
サービス業(他に分類されないもの)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	2	2	1	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0	50.0	0.0	0.0		

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	男性の育児休暇取得について											
	男性の育児休業が進まない理由（複数回答）					取得促進について（複数回答）						
	事業所数	男性に育児休業支援は、会社として行う必要はないと考える	業務に影響するため種々の理由により取得を勧まない	周囲に迷惑がかかるため、男性従業員が取得をためらう	個人のキャリアアップに資しないため、男性従業員が取得をためらう	収入が減るため、男性従業員が取得をためらう	本人への公的な経済的支援が欲しい	法律などで取得を義務付ける必要	代替などで代替要員を確保し、会社への公的支援を充実させる	会社側の対応方法として、人事課等の公的支援を充実させる	現状のままでよい	その他
計	687	41	194	402	122	353	379	222	280	47	125	37
100.0	6.0	28.2	58.5	17.8	51.4	11.8	55.2	32.3	40.8	6.8	18.2	5.4
5～29人	540	31	166	316	98	269	295	169	225	39	100	32
100.0	5.7	30.7	58.5	18.1	49.8	11.1	54.5	31.2	41.6	7.2	18.5	5.9
30～99人	111	9	21	60	18	63	58	37	38	6	25	5
100.0	8.1	18.9	54.1	16.2	56.8	11.7	52.7	33.6	34.5	5.5	22.7	4.5
100～299人	27	1	7	20	6	16	20	13	13	1	0	0
100.0	3.7	25.9	74.1	22.2	59.3	18.5	100.0	74.1	48.1	3.7	0.0	0.0
300人以上	9	0	0	6	0	5	3	9	4	1	0	0
100.0	0.0	0.0	66.7	0.0	55.6	33.3	100.0	66.7	44.4	11.1	0.0	0.0
建設業	65	5	29	29	9	30	37	13	18	2	17	3
100.0	7.7	44.6	44.6	13.8	46.2	4.6	100.0	57.8	28.1	3.1	26.6	4.7
製造業	55	7	16	37	6	24	31	16	18	4	13	4
100.0	12.7	29.1	67.3	10.9	43.6	14.5	100.0	57.4	29.6	33.3	24.1	7.4
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0	0	2	1	1	3	1	3	1	0	0
100.0	0.0	0.0	66.7	33.3	33.3	33.3	100.0	33.3	100.0	33.3	0.0	0.0
情報通信業	9	1	5	6	4	6	7	1	2	1	0	0
100.0	11.1	55.6	66.7	44.4	66.7	11.1	100.0	77.8	11.1	22.2	11.1	0.0
運輸業、郵便業	37	2	11	27	4	21	36	19	18	1	7	4
100.0	5.4	29.7	73.0	10.8	56.8	16.2	100.0	52.8	50.0	2.8	19.4	11.1
卸売業、小売業	168	13	56	107	34	80	170	80	64	17	36	8
100.0	7.7	33.3	63.7	20.2	47.6	7.1	100.0	47.1	40.0	37.6	21.2	4.7
金融業、保険業	28	0	4	13	2	18	27	7	9	0	12	0
100.0	0.0	14.3	46.4	7.1	64.3	7.1	100.0	25.9	33.3	33.3	44.4	0.0
不動産業、物品賃貸業	6	1	2	4	1	3	6	4	4	0	0	0
100.0	16.7	33.3	66.7	16.7	50.0	0.0	100.0	66.7	66.7	0.0	0.0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	20	0	9	15	5	6	20	10	11	3	1	3
100.0	0.0	45.0	75.0	25.0	30.0	5.0	100.0	50.0	55.0	15.0	5.0	15.0
宿泊業、飲食サービス業	63	3	16	39	8	29	65	45	20	30	7	3
100.0	4.8	25.4	61.9	12.7	46.0	9.5	100.0	69.2	30.8	46.2	10.8	4.6
生活関連サービス業、娯楽業	21	0	7	12	5	11	22	12	9	3	5	0
100.0	0.0	33.3	57.1	23.8	52.4	14.3	100.0	54.5	40.9	13.6	22.7	0.0
教育、学習支援業	16	0	1	8	4	12	16	12	6	7	0	1
100.0	0.0	6.3	50.0	25.0	75.0	12.5	100.0	75.0	37.5	43.8	0.0	6.3
医療、福祉	154	7	30	77	32	87	152	89	42	73	12	19
100.0	4.5	19.5	50.0	20.8	56.5	19.5	100.0	58.6	27.6	48.0	7.9	12.5
複合サービス業	12	1	3	7	4	10	12	8	3	5	2	1
100.0	8.3	25.0	58.3	33.3	83.3	0.0	100.0	66.7	25.0	41.7	8.3	8.3
サービス業(他に分類されないもの)	30	1	5	19	3	15	31	17	13	11	2	6
100.0	3.3	16.7	63.3	10.0	50.0	20.0	100.0	54.8	41.9	35.5	19.4	0.0

上段：事業所数 下段：％ 上段：人数 下段：％

事業所規模別産業別	介護休業制度										介護休業利用期間（女性）								
	事業所数		取得期間		期間短縮なし		事業所数		1週間未満		1週間～1か月未満		3か月～6か月未満		6か月～1年以上		合計		
	規定あり	規定なし	93日まで	6か月まで	1年まで	1年以上	期間短縮なし	事業所数	1週間未満	1週間～1か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年以上	1年以上	合計	退職者				
計	778	512	266	418	20	36	9	29	8	2	1	2	0	3	0	8	1	100.0	12.5
5～29人	620	371	249	300	15	28	3	25	5	1	1	1	0	2	0	5	1	100.0	20.0
30～99人	121	104	17	104	4	5	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0
100～299人	28	28	0	28	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	100.0	0.0
300人以上	9	9	0	9	5	1	2	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	100.0	0.0
建設業	73	34	39	26	1	2	0	5	1	1	0	0	0	0	0	1	0	100.0	0.0
製造業	62	39	23	39	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	0	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0
情報通信業	10	5	5	5	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0
運輸業、郵便業	42	32	10	32	20	2	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0
卸売業、小売業	185	122	63	122	91	6	12	6	7	2	0	0	0	2	0	2	0	100.0	0.0
金融業、保険業	28	25	3	25	20	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0
不動産業、物品賃貸業	7	5	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	22	10	12	10	6	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0
宿泊業、飲食サービス業	78	39	39	39	1	1	0	2	2	0	0	0	0	1	0	2	1	100.0	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	25	15	10	15	12	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	50.0
教育、学習支援業	19	14	5	14	13	0	0	1	6	7	6	7	0	0	0	0	0	100.0	0.0
医療、福祉	175	136	39	136	125	4	3	0	4	0	0	0	0	0	0	3	0	100.0	0.0
複合サービス業	13	12	1	12	7	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	36	21	15	21	19	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0
	100.0	58.3	41.7	100.0	90.5	4.8	0.0	0.0	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

事業所規模別産業別	介護休業制度										介護休業制度					介護休業における復職時の対応			下段：%																																										
	介護休業利用期間（男性）										介護休業業者が生じた際の対応					介護休業業者が生じた際の対応				介護休業業者が生じた際の対応																																									
	1週間未満		1週間～1か月未満		1か月～3か月未満		3か月～6か月未満		6か月～1年未満		1年以上		合計		退職者		事業所数					事業所数			事業所数																																				
	1週間未満	1週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年以上	合計	退職者	事業所数			事業所数			事業所数			事業所数			事業所数																																								
計	5	14.3	42.9	14.3	14.3	0.0	14.3	0.0	100.0	0.0	7	0	11	6	54.5	0.0	0.0	1	1	3	27.3	9.1	10	11	100.0	90.9	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0																													
5～29人	4	1	0	1	1	0	1	4	0	8	4	0	1	4	0	0	0	1	1	2	25.0	12.5	8	100.0	87.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0																										
30～99人	1	0	3	0	0	0	0	3	0	3	0	0	1	1	100.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																								
100～299人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																						
300人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	1	0	0	0	1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																				
建設業	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	1	0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																				
製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																				
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																			
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																		
運輸業、郵便業	1	0	3	0	0	0	0	3	0	1	0	1	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0															
卸売業、小売業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	2	66.7	0.0	3	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0														
金融業、保険業	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0													
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0	0	1	50.0	0.0	2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0										
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											
教育、学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
医療、福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0	0	1	50.0	0.0	2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								
複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
サービス業(他に分類されないもの)	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	子の看護休暇制度										子の年齢の限度				時間単位の取得		
	事業所数	規定あり	規定なし	取得日数限度			日数制限なし			事業所数	法定期間 小学校 就学前	法定を超える期間		年齢制限 なし	事業所数	できる	できない
				法定期間 5日 以上 10日 まで	法定を超える 14日 以上 14日 まで	法定を超える 14日 以上 14日 まで	日数制限 なし	法定期間 小学生 まで	中学生 以上								
計	778	399	379	399	375	9	3	12	399	366	13	1	19	399	194	205	
	100.0	51.3	48.7	100.0	94.0	2.3	0.8	3.0	100.0	91.7	3.3	0.3	4.8	100.0	48.6	51.4	
5～29人	620	288	332	288	272	6	1	9	288	263	10	1	14	288	142	146	
	100.0	46.5	53.5	100.0	94.4	2.1	0.3	3.1	100.0	91.3	3.5	0.3	4.9	100.0	49.3	50.7	
30～99人	121	79	42	79	74	1	1	3	79	75	0	0	4	79	36	43	
	100.0	65.3	34.7	100.0	93.7	1.3	1.3	3.8	100.0	94.9	0.0	0.0	5.1	100.0	45.6	54.4	
100～299人	28	24	4	24	24	0	0	0	24	23	1	0	0	24	13	11	
	100.0	85.7	14.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	95.8	4.2	0.0	0.0	100.0	54.2	45.8	
300人以上	9	8	1	8	5	2	1	0	8	5	2	0	1	8	3	5	
	100.0	88.9	11.1	100.0	62.5	25.0	12.5	0.0	100.0	62.5	25.0	0.0	12.5	100.0	37.5	62.5	
建設業	73	25	48	25	24	0	1	0	25	23	1	0	1	25	12	13	
	100.0	34.2	65.8	100.0	96.0	0.0	4.0	0.0	100.0	92.0	4.0	0.0	4.0	100.0	48.0	52.0	
製造業	62	23	39	23	22	1	0	0	23	22	1	0	0	23	11	12	
	100.0	37.1	62.9	100.0	95.7	4.3	0.0	0.0	100.0	95.7	4.3	0.0	0.0	100.0	47.8	52.2	
電気・ガス・熱供給・水道業	3	2	1	2	2	0	0	0	2	1	1	0	0	2	0	2	
	100.0	66.7	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	
情報通信業	10	6	4	6	5	0	0	1	6	5	0	0	1	6	4	2	
	100.0	60.0	40.0	100.0	83.3	0.0	0.0	16.7	100.0	83.3	0.0	0.0	16.7	100.0	66.7	33.3	
運輸業、郵便業	42	18	24	18	17	0	0	1	18	16	0	0	2	18	8	10	
	100.0	42.9	57.1	100.0	94.4	0.0	0.0	5.6	100.0	88.9	0.0	0.0	11.1	100.0	44.4	55.6	
卸売業、小売業	185	91	94	91	86	2	0	3	91	81	5	0	5	91	44	47	
	100.0	49.2	50.8	100.0	94.5	2.2	0.0	3.3	100.0	89.0	5.5	0.0	5.5	100.0	48.4	51.6	
金融業、保険業	28	23	5	23	23	0	0	0	23	22	1	0	0	23	4	19	
	100.0	82.1	17.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	95.7	4.3	0.0	0.0	100.0	17.4	82.6	
不動産業、物品賃貸業	7	4	3	4	4	0	0	0	4	4	0	0	0	4	2	2	
	100.0	57.1	42.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	50.0	
学術研究、専門・技術サービス業	22	7	15	7	5	1	0	1	7	5	1	0	1	7	4	3	
	100.0	31.8	68.2	100.0	71.4	14.3	0.0	14.3	100.0	71.4	14.3	0.0	14.3	100.0	57.1	42.9	
宿泊業、飲食サービス業	78	36	42	36	32	0	1	3	36	32	0	0	4	36	17	19	
	100.0	46.2	53.8	100.0	88.9	0.0	2.8	8.3	100.0	88.9	0.0	0.0	11.1	100.0	47.2	52.8	
生活関連サービス業、娯楽業	25	10	15	10	10	0	0	0	10	10	0	0	0	10	5	5	
	100.0	40.0	60.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	50.0	
教育、学習支援業	19	11	8	11	10	1	0	0	11	11	0	0	0	11	4	7	
	100.0	57.9	42.1	100.0	90.9	9.1	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	36.4	63.6	
医療、福祉	175	114	61	114	108	4	0	2	114	108	2	1	3	114	59	55	
	100.0	65.1	34.9	100.0	94.7	3.5	0.0	1.8	100.0	94.7	1.8	0.9	2.6	100.0	51.8	48.2	
複合サービス事業	13	10	3	10	10	0	0	0	10	10	0	0	0	10	8	2	
	100.0	76.9	23.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	80.0	20.0	
サービス業(他に分類されないもの)	36	19	17	19	17	0	1	1	19	16	1	0	2	19	12	7	
	100.0	52.8	47.2	100.0	89.5	0.0	5.3	5.3	100.0	84.2	5.3	0.0	10.5	100.0	63.2	36.8	



上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	介護休暇制度										
	事業所数	規定あり	規定なし	取得期間				日数制限なし	時間単位の取得		
				事業所数	法定期間 5日以下 (2人以上は 10日まで)	法定期間 5日を超え 14日を超 える期間	法定期間 14日を超 える期間		事業所数	できる	できない
計	778	416	362	416	380	9	13	14	416	207	209
5～29人	620	300	46.5	100.0	91.3	2.2	3.1	3.4	100.0	49.8	50.2
30～99人	121	82	39	82	79	0	2	1	82	41	41
100～299人	100.0	67.8	32.2	100.0	96.3	0.0	2.4	1.2	100.0	50.0	50.0
300人以上	9	9	0	9	5	2	2	0	9	3	6
建設業	73	26	47	26	23	0	3	0	26	13	13
製造業	62	23	39	23	22	0	1	0	23	11	12
電気・ガス・熱供給・水道業	3	2	1	2	2	0	0	0	2	0	2
情報通信業	10	5	5	5	4	0	0	0	5	3	2
運輸業,郵便業	42	19	23	19	17	0	0	2	19	8	11
卸売業,小売業	185	97	88	97	84	4	5	4	97	47	50
金融業,保険業	28	25	3	25	24	0	1	0	25	6	19
不動産業,物品賃貸業	7	4	3	4	4	0	0	0	4	2	2
学術研究,専門・技術サービス業	22	8	14	8	4	1	0	3	8	4	4
宿泊業,飲食サービス業	78	37	41	37	33	0	2	2	37	17	20
生活関連サービス業,娯楽業	25	11	14	11	11	0	0	0	11	5	6
教育,学習支援業	19	11	8	11	11	0	0	0	11	4	7
医療,福祉	175	118	57	118	113	4	0	1	118	66	52
複合サービス事業	13	10	3	10	10	0	0	0	10	8	2
サービス業(他に分類されないもの)	36	20	16	20	18	0	1	1	20	13	7
	100.0	55.6	44.4	100.0	90.0	0.0	5.0	5.0	100.0	65.0	35.0

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	高齢者の雇用状況																			
	改正高齢者雇用安定法への対応																			
	対応																			
事業所数	年齢別雇用者数							70歳以上(人)	事業所数	定年廃止	定年引上げ	継続雇用制度導入	事業所数	同水準	90%台	80%台	70%台	60%台	50%台	50%未満
	全体(人)	60歳未満(人)	60～64歳(人)	65～69歳(人)	70歳以上(人)	事業所数	定年廃止													
計	778	22,904	18,811	2,093	1,392	608	626	55	8.8	14.4	76.8	100.0	714	397	38	71	78	81	26	23
		100.0	82.1	9.1	6.1	2.7	100.0	8.8	14.4	76.8	100.0	714	397	38	71	78	81	26	23	
5～29人	620	8,337	6,970	707	442	218	484	50	69	365	562	100.0	562	326	27	49	56	63	22	19
		100.0	83.6	8.5	5.3	2.6	100.0	10.3	14.3	75.4	100.0	562	326	27	49	56	63	22	19	
30～99人	121	6,630	5,568	526	357	179	106	4	20	82	115	100.0	115	60	8	16	12	13	3	3
		100.0	84.0	7.9	5.4	2.7	100.0	3.8	18.9	77.4	100.0	115	60	8	16	12	13	3	3	
100～299人	28	4,415	3,485	470	349	111	27	1	1	25	28	100.0	28	8	4	7	4	1	1	1
		100.0	78.9	10.6	7.9	2.5	100.0	3.7	3.7	92.6	100.0	28	8	4	7	4	1	1	1	
300人以上	9	3,522	2,788	390	244	100	9	0	0	9	9	100.0	9	3	0	2	3	1	0	0
		100.0	79.2	11.1	6.9	2.8	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	9	9	3	0	2	3	1	0	
建設業	73	1,385	1,148	130	79	28	57	12	13	32	65	100.0	65	42	3	9	8	2	1	0
		100.0	82.9	9.4	5.7	2.0	100.0	21.1	22.8	56.1	100.0	65	42	3	9	8	2	1	0	
製造業	62	2,542	2,150	215	130	47	48	1	4	43	60	100.0	60	33	7	5	9	3	1	2
		100.0	84.6	8.5	5.1	1.8	100.0	2.1	8.3	89.6	100.0	60	33	7	5	9	3	1	2	
電気・ガス・熱供給・水道業	3	113	110	3	0	0	3	0	0	3	2	100.0	2	0	0	0	0	2	0	0
		100.0	97.3	2.7	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	2	0	0	0	0	0	2	0	
情報通信業	10	173	166	6	1	0	8	0	2	6	8	100.0	8	2	1	1	1	1	1	1
		100.0	96.0	3.5	0.6	0.0	100.0	0.0	25.0	75.0	100.0	8	2	1	1	1	1	1	1	
運輸業、郵便業	42	1,241	875	188	129	49	40	2	9	29	41	100.0	41	26	3	0	5	6	0	1
		100.0	70.5	15.1	10.4	3.9	100.0	5.0	22.5	72.5	100.0	41	26	3	0	5	6	0	1	
卸売業、小売業	185	4,706	3,944	412	255	95	144	13	19	112	171	100.0	171	94	12	13	24	18	7	3
		100.0	83.8	8.8	5.4	2.0	100.0	9.0	13.2	77.8	100.0	171	94	12	13	24	18	7	3	
金融業、保険業	28	360	330	20	8	2	27	0	1	26	26	100.0	26	3	0	1	14	2	5	
		100.0	91.7	5.6	2.2	0.6	100.0	0.0	3.7	96.3	100.0	26	3	0	1	14	2	5		
不動産業、物品賃貸業	7	91	79	8	3	1	5	1	0	4	6	100.0	6	4	0	0	0	0	1	
		100.0	86.8	8.8	3.3	1.1	100.0	20.0	0.0	80.0	100.0	6	4	0	0	0	0	0	1	
学術研究、専門・技術サービス業	22	233	205	22	2	4	16	0	3	13	19	100.0	19	8	1	3	1	5	1	
		100.0	88.0	9.4	0.9	1.7	100.0	0.0	18.8	81.3	100.0	19	8	1	3	1	5	1		
宿泊業、飲食サービス業	78	2,760	2,439	179	91	51	57	11	5	41	68	100.0	68	51	2	7	4	2	1	
		100.0	88.4	6.5	3.3	1.8	100.0	19.3	8.8	71.9	100.0	68	51	2	7	4	2	1		
生活関連サービス業、娯楽業	25	707	605	48	35	19	21	3	3	15	23	100.0	23	12	0	3	3	4	1	
		100.0	85.6	6.8	5.0	2.7	100.0	14.3	14.3	71.4	100.0	23	12	0	3	3	4	1		
教育、学習支援業	19	453	398	28	22	5	16	2	1	13	18	100.0	18	8	1	3	1	3	1	
		100.0	87.9	6.2	4.9	1.1	100.0	12.5	6.3	81.3	100.0	18	8	1	3	1	3	1		
医療、福祉	175	5,815	4,849	479	329	158	145	8	25	112	163	100.0	163	99	6	20	15	14	5	
		100.0	83.4	8.2	5.7	2.7	100.0	5.5	17.2	77.2	100.0	163	99	6	20	15	14	5		
複合サービス業	13	408	391	14	3	0	12	0	2	10	10	100.0	10	0	0	0	3	2	4	
		100.0	95.8	3.4	0.7	0.0	100.0	0.0	16.7	83.3	100.0	10	0	0	0	3	2	4		
サービス業(他に分類されないもの)	36	1,917	1,122	341	305	149	27	2	3	22	34	100.0	34	15	2	6	2	5	1	
		100.0	58.5	17.8	15.9	7.8	100.0	7.4	11.1	81.5	100.0	34	15	2	6	2	5	1		

事業所規模別産業別		高齢者の雇用状況																	
		賃金引下げ時の変更内容							雇用維持評価										
		勤務日数・勤務時間の短縮	仕事量の軽減	職務責任の軽減	その他	現行のまま変更していない	事業所数	メリットが大きい	ややメリットが大きい	メリットが大きい	ややメリットが大きい	どちらともいえない	事業所数	熟練技術・専門技術を保持・伝承できるから	若手の教育・育成負担を軽減できるから	技術の社外流出を防止できるから	若年・壮年従業員の士気があがるから	その他	
計	333 100.0	89 26.7	120 36.0	200 60.1	20 6.0	71 21.3	778 100.0	219 28.1	259 33.3	11 1.4	42 5.4	247 31.7	478 100.0	336 70.3	403 84.3	118 24.7	17 3.6	79 16.5	2 0.4
5～29人	250 100.0	71 28.4	82 32.8	138 55.2	16 6.4	64 21.6	620 100.0	158 25.5	207 33.4	9 1.5	36 5.8	210 33.9	365 100.0	257 70.4	303 83.0	87 23.8	10 2.7	57 15.6	2 0.5
30～99人	58 100.0	11 19.0	28 48.3	43 74.1	4 6.9	11 19.0	100.0	33.9	33.1	2 1.7	4.1	27.3	100.0	70.4	86.4	26	7	15	0
100～299人	19 100.0	6 31.6	8 42.1	14 73.7	0 0.0	3 15.8	100.0	60.7	28.6	0	0.0	10.7	100.0	76.0	92.0	20.0	0.0	12.0	0
300人以上	6 100.0	1 16.7	2 33.3	5 83.3	0 0.0	3 50.0	100.0	33.3	44.4	0	11.1	11.1	100.0	42.9	100.0	0.0	0.0	57.1	0
建設業	22 100.0	5 22.7	8 36.4	13 59.1	0 0.0	5 22.7	100.0	32.9	30.1	3	2.7	22	46	42	30	13	5	8	0
製造業	28 100.0	7 25.0	17 60.7	17 60.7	1 3.6	11 39.3	100.0	35.5	29.0	0	8.1	27.4	40	29	33	7	1	8	0
電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	100.0	33.3	66.7	0	0.0	0.0	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	33.3	0
情報通信業	6 100.0	2 33.3	2 33.3	2 33.3	0 0.0	2 33.3	100.0	20.0	40.0	0	0.0	40.0	100.0	100.0	16.7	33.3	0.0	16.7	0
運輸業、郵便業	17 100.0	5 29.4	8 47.1	8 47.1	1 5.9	6 35.3	100.0	23.8	38.1	0	16.7	21.4	26	14	100.0	23.1	3.8	15.4	0
卸売業、小売業	83 100.0	15 18.1	28 33.7	59 71.1	2 2.4	15 18.1	100.0	26.5	30.8	4	12	63	106	66	91	31	5	16	0
金融業、保険業	24 100.0	4 16.7	7 29.2	11 45.8	12 50.0	1 4.2	100.0	10.7	60.7	0	3.6	25.0	20	18	95.0	5.0	0.0	10.0	5.0
不動産業、物品賃貸業	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	100.0	28.6	42.9	0	0.0	28.6	100.0	60.0	80.0	20.0	0.0	20.0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	11 100.0	2 18.2	2 18.2	7 63.6	0 0.0	4 36.4	100.0	40.9	27.3	0	4.5	27.3	15	11	60.0	20.0	3	2	0
宿泊業、飲食サービス業	20 100.0	9 45.0	8 40.0	8 40.0	0 0.0	3 15.0	100.0	25.6	29.5	2.6	2.6	39.7	43	27	37	15	1	2	0
生活関連サービス業、娯楽業	12 100.0	4 33.3	7 58.3	7 58.3	0 0.0	1 8.3	100.0	40.0	20.0	0	0.0	40.0	15	12	93.3	26.7	6.7	13.3	0
教育、学習支援業	10 100.0	4 40.0	5 50.0	5 50.0	1 10.0	3 30.0	100.0	15.8	42.1	0	5.3	36.8	11	9	81.8	45.5	0.0	18.2	0
医療、福祉	68 100.0	24 35.3	28 41.2	41 60.3	3 4.4	15 22.1	100.0	28.0	34.9	2	9	54	110	74	99	21	2	25	1
複合サービス事業	11 100.0	2 18.2	5 45.5	11 100.0	0 0.0	0 0.0	100.0	23.1	38.5	0	7.7	30.8	8	5	100.0	37.5	0.0	12.5	0
サービス業(他に分類されないもの)	17 100.0	6 35.3	7 41.2	8 47.1	0 0.0	5 29.4	100.0	33.3	33.3	0	2.8	30.6	24	17	87.5	20.8	0.0	16.7	0

事業所規模別産業別	高年齢者の雇用状況																	
	改正高年齢者雇用安定法への対応						導入済・導入予定制度等について											
	事業所数	人事費等が増加するから	若手の採用抑制の効果が低くなるから	営業・販売などの職力が低下するから	身体的な表えにより作業能力が低下するから	職種転換が困難であるから	その他	事業所数	60歳以上の人員を抑制	ワークシェアリングの実施	新卒者の採用抑制	中途採用の抑制	雇用時の勤務内容に際して弾力的に設定	福利厚生を見直し	各種手当の廃止・縮小	60歳までの人員を削減	その他	制度変更を行っていない
計	53	5	12	6	46	12	0	730	256	114	17	28	165	31	47	10	35	309
	100.0	9.4	22.6	11.3	86.8	22.6	0.0	100.0	35.1	15.6	2.3	3.8	22.6	4.2	6.4	1.4	4.8	42.3
5～29人	45	3	8	5	41	9	0	578	191	86	14	22	126	28	30	7	30	256
	100.0	6.7	17.8	11.1	91.1	20.0	0.0	100.0	33.0	14.9	2.4	3.8	21.8	4.8	5.2	1.2	5.2	44.3
30～99人	7	2	3	1	4	2	0	116	45	22	3	5	31	2	12	3	5	41
	100.0	28.6	42.9	14.3	57.1	28.6	0.0	100.0	38.8	19.0	2.6	4.3	26.7	1.7	10.3	2.6	4.3	35.3
100～299人	0	0	0	0	0	0	0	27	17	4	0	1	4	1	3	0	0	9
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	63.0	14.8	0.0	3.7	14.8	3.7	11.1	0.0	0.0	33.3
300人以上	1	0	1	0	1	1	0	9	3	2	0	0	4	0	2	0	0	3
	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	33.3	22.2	0.0	0.0	44.4	0.0	22.2	0.0	0.0	33.3
建設業	5	1	1	0	5	3	0	66	20	3	0	3	10	4	6	2	4	32
	100.0	20.0	20.0	0.0	100.0	60.0	0.0	100.0	30.3	4.5	0.0	4.5	15.2	6.1	9.1	3.0	6.1	48.5
製造業	5	1	3	0	3	2	0	60	18	7	2	5	10	4	4	1	2	32
	100.0	20.0	60.0	0.0	60.0	40.0	0.0	100.0	30.0	11.7	3.3	8.3	16.7	6.7	6.7	1.7	3.3	53.3
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	9	5	1	0	0	1	0	0	0	0	4
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	55.6	11.1	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	44.4
運輸業、郵便業	7	2	1	0	7	2	0	41	13	6	1	1	9	3	7	0	1	15
	100.0	28.6	14.3	0.0	100.0	28.6	0.0	100.0	31.7	14.6	2.4	2.4	22.0	7.3	17.1	0.0	2.4	36.6
卸売業、小売業	16	0	3	2	15	3	0	174	60	26	4	6	35	6	11	1	5	78
	100.0	0.0	18.8	12.5	93.8	18.8	0.0	100.0	34.5	14.9	2.3	3.4	20.1	3.4	6.3	0.6	2.9	44.8
金融業、保険業	1	0	1	1	0	0	0	27	9	2	1	0	5	0	2	0	13	5
	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	33.3	7.4	3.7	0.0	18.5	0.0	7.4	0.0	48.1	18.5
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	6	1	0	0	0	1	0	0	0	0	4
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7
学術研究、専門・技術サービス業	1	0	0	0	1	0	0	19	10	4	0	0	4	3	1	1	0	7
	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	52.6	21.1	0.0	0.0	21.1	15.8	5.3	0.0	0.0	36.8
宿泊業、飲食サービス業	4	0	0	2	2	1	0	72	17	17	0	4	16	2	3	1	0	33
	100.0	0.0	0.0	50.0	50.0	25.0	0.0	100.0	23.6	23.6	0.0	5.6	22.2	2.8	4.2	1.4	0.0	45.8
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0	0	0	0	23	8	7	0	0	7	2	2	0	1	10
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	34.8	30.4	0.0	0.0	30.4	8.7	8.7	0.0	4.3	43.5
教育、学習支援業	1	1	1	0	0	0	0	18	9	3	3	2	3	0	2	1	0	5
	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	16.7	16.7	11.1	16.7	0.0	11.1	5.6	0.0	27.8
医療、福祉	11	0	1	0	11	0	0	168	59	36	4	5	50	7	7	2	6	67
	100.0	0.0	9.1	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	35.1	21.4	2.4	3.0	29.8	4.2	4.2	1.2	3.6	39.9
複合サービス事業	1	0	0	1	1	0	0	12	9	1	0	0	7	0	1	0	0	2
	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	75.0	8.3	0.0	0.0	58.3	0.0	8.3	0.0	0.0	16.7
サービス業(他に分類されないもの)	1	0	1	0	1	1	0	32	15	1	2	2	7	0	1	0	2	15
	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	46.9	3.1	6.3	6.3	21.9	0.0	3.1	0.0	6.3	46.9

令和元年度 労働条件等実態調査 統計表－Ⅶ－16－② 県合 計 上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	高齢者の雇用状況													
	導入済・導入予定制度等について													
	事業所向け のアドバンス機能の充 実	高齢者活 用システム の普及	職場課業の 整備に 関する 支援	働きやすい 職場や設備 の提供 等 の 支援	働きやすい 職場や設備 の提供 等 の 支援	求人情報等 の提供	職業相談・ 職業紹介	職業訓練の 充実	職業訓練受 取のための 給付金等の 充実	個人向け職 業生活の相 談・アドバ ンス機能の 充実	年齢に関わ りなく働け る社会の支 援に向けた 啓発活動	その他	現状は必要 ない	
計	742	72	193	154	349	121	85	66	55	50	215	30	107	
100.0	8.1	9.7	26.0	20.8	47.0	16.3	11.5	8.9	7.4	6.7	29.0	4.0	14.4	
5～29人	590	51	136	122	276	90	66	55	46	38	176	20	91	
100.0	8.6	9.5	23.1	20.7	46.8	15.3	11.2	9.3	7.8	6.4	29.8	3.4	15.4	
30～99人	116	6	11	40	52	24	14	7	7	11	32	10	14	
100.0	5.2	9.5	34.5	19.0	44.8	20.7	12.1	6.0	6.0	9.5	27.6	8.6	12.1	
100～299人	27	3	4	13	8	19	5	3	2	1	4	0	1	
100.0	11.1	14.8	48.1	29.6	70.4	18.5	14.8	11.1	7.4	3.7	14.8	0.0	3.7	
300人以上	9	0	1	4	2	2	1	1	0	0	3	0	1	
100.0	0.0	11.1	44.4	22.2	22.2	22.2	11.1	11.1	0.0	0.0	33.3	0.0	11.1	
建設業	67	6	3	10	37	4	3	6	9	1	17	2	13	
100.0	9.0	4.5	14.9	23.9	55.2	6.0	4.5	9.0	13.4	1.5	25.4	3.0	19.4	
製造業	61	3	5	14	12	24	5	2	1	2	15	2	13	
100.0	4.9	8.2	23.0	19.7	39.3	8.2	8.2	3.3	1.6	3.3	24.6	3.3	21.3	
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	0	0	
100.0	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	66.7	33.3	33.3	33.3	33.3	66.7	0.0	0.0	
情報通信業	9	0	1	3	3	2	1	3	1	0	4	1	0	
100.0	0.0	11.1	11.1	33.3	33.3	22.2	11.1	33.3	11.1	0.0	44.4	11.1	0.0	
運輸業、郵便業	42	1	0	16	9	24	8	2	3	1	8	0	6	
100.0	2.4	0.0	38.1	21.4	57.1	19.0	4.8	4.8	7.1	2.4	19.0	0.0	14.3	
卸売業、小売業	174	15	15	38	81	27	15	14	11	13	52	3	26	
100.0	8.6	8.6	21.8	18.4	46.6	15.5	8.6	8.0	6.3	7.5	29.9	1.7	14.9	
金融業、保険業	27	1	6	2	7	1	4	2	1	2	3	13	2	
100.0	3.7	22.2	7.4	3.7	25.9	3.7	14.8	7.4	3.7	7.4	11.1	48.1	7.4	
不動産業、物品賃貸業	7	1	1	3	1	5	1	2	3	1	5	0	0	
100.0	14.3	14.3	42.9	14.3	71.4	14.3	14.3	28.6	42.9	14.3	71.4	0.0	0.0	
学術研究、専門・技術サービス業	20	1	0	8	9	2	2	2	2	0	6	0	2	
100.0	5.0	0.0	40.0	25.0	45.0	10.0	10.0	10.0	10.0	0.0	30.0	0.0	10.0	
宿泊業、飲食サービス業	75	6	6	22	17	37	15	6	7	3	15	2	11	
100.0	8.0	8.0	29.3	22.7	49.3	20.0	12.0	8.0	9.3	4.0	20.0	2.7	14.7	
生活関連サービス業、娯楽業	23	2	1	8	13	2	1	1	1	0	8	0	3	
100.0	8.7	4.3	34.8	34.8	56.5	8.7	4.3	4.3	4.3	0.0	34.8	0.0	13.0	
教育、学習支援業	19	2	4	5	2	9	3	2	2	2	7	1	1	
100.0	10.5	21.1	26.3	10.5	47.4	15.8	21.1	10.5	10.5	10.5	36.8	5.3	5.3	
医療、福祉	171	20	27	53	39	85	42	29	11	19	57	3	20	
100.0	11.7	15.8	31.0	22.8	49.7	24.6	17.0	11.7	6.4	11.1	33.3	1.8	11.7	
複合サービス事業	10	0	1	3	6	3	1	0	1	4	6	0	0	
100.0	0.0	10.0	30.0	60.0	30.0	10.0	20.0	0.0	10.0	40.0	60.0	0.0	0.0	
サービス業(他に分類されないもの)	34	1	1	9	2	11	6	3	1	1	10	3	10	
100.0	2.9	2.9	26.5	5.9	32.4	17.6	17.6	8.8	2.9	2.9	29.4	8.8	29.4	

## 4. 調 査 票

規模	事業所番号	市町村番号	産業分類番号

(※この欄には記入しないでください)

# 令和元年度長崎県労働条件等実態調査 調査票



## I 事業所の現況

### 問1 事業所の現況について

調査事業所名 (調査票が送付された事業所名)					
調査事業所の所在地	〒				
記入担当者氏名	担当者	電話番号	( )		
		FAX番号	( )		
事業分類 (○で囲んでください)	① 建設業 ② 製造業 ③ 電気・ガス・熱供給・水道業 ④ 情報通信業 ⑤ 運輸業, 郵便業 ⑥ 卸売業, 小売業 ⑦ 金融業, 保険業 ⑧ 不動産業, 物品賃貸業 ⑨ 学術研究, 専門・技術サービス業 ⑩ 宿泊業, 飲食サービス業 ⑪ 生活関連サービス業, 娯楽業 ⑫ 教育, 学習支援業 ⑬ 医療, 福祉 ⑭ 複合サービス事業 ⑮ サービス業 (他に分類されないもの)				
調査事業所の事業内容					
調査事業所の 雇用者数 (R1.6.30 現在)		男性	女性	計	
	会社などの役員	人	人	人	
	正規の職員・従業員	人	人	人	
	非 正 規 雇 用	パート	人	人	人
		アルバイト	人	人	人
		派遣社員	人	人	人
		契約社員	人	人	人
		嘱託	人	人	人
その他	人	人	人		
合計	人	人	人		
就業規則の有無 (○で囲んでください)	有 ・ 無				

※上記には、臨時、日雇いを除く雇用者数を記入してください。

- (注) 1. 「会社などの役員」とは、会社の社長、取締役、監査役、各種団体の理事、監事などの役職にある者  
 2. 「正規の職員・従業員」とは、一般職員又は正社員などと呼ばれている者  
 3. 「パート」とは、就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」又はそれらに近い名称で呼ばれている者  
 4. 「アルバイト」とは、就業の時間や日数に関係なく、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者  
 5. 「派遣社員」とは、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者  
 6. 「派遣社員」とは、専門的職種に従事されることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある者  
 7. 「嘱託」とは、労働条件や契約期間に関係なく、嘱託職員又はそれに近い名称で呼ばれている者  
 8. 「その他」とは、上記以外の呼称の場合

## Ⅱ 雇用と取組

### 問2 採用状況について

貴事業所における平成31年4月の採用者数を「新規学卒者」・「中途採用者」ごと男女別・雇用形態別に記入してください。【数値を記入】

\* 「**新規学卒者**」とは平成31年3月に学校等を卒業した者、「**中途採用者**」とは新規学卒者以外の者をさします。

\* 該当者がいない場合は「0」をご記入ください。

平成31年4月の採用者数		男 性		女 性	
			うち高卒		うち高卒
新規学卒者	正規の職員・従業員	人	人	人	人
	非正規雇用	人	人	人	人
中途採用者	正規の職員・従業員	人	人	人	人
	非正規雇用	人	人	人	人

### 問3 配置状況

① 貴事業所では現在、女性労働者の配置がない部署がありますか。【○印は1つ】

女性の配置がない部署（○で囲んでください。）	1 有      ・      2 無
------------------------	---------------------

② ①で「1.有」とされた事業所に伺います。その部門で男性のみ配置している理由で該当するものすべてに○をつけてください。【○印はいくつでも】

1	技能や資格を持つ女性がいらないため
2	女性の適任者がいないため
3	当該部門が女性の配置を希望しないため
4	女性が配置を希望しないため
5	出張、転勤があることに配慮するため
6	家事・保育などのため就業時間に制約があるため
7	深夜業や時間外労働が多いため
8	重量物を取り扱う業務や有害物を発散する場所での業務 <sup>(注)</sup> があるため
9	労働基準法上の就業制限業務ではないが体力・筋力を必要とする業務であるため
10	その他（具体的に _____ ）

(注) **重量物を取り扱う業務**とは、断続作業30kg、継続作業20kg以上の重量物を取り扱う業務をいいます。

**有害物を発散する場所での業務**とは、鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務をいいます。



#### 問4 管理職等について

① 貴事業所には係長以上の管理職及び女性管理職は何人いますか。【数値を記入】

\* 該当者がいない場合は「0」をご記入ください。

管理職区分	管理職の人数	
	管理職の人数	うち女性の人数
部長相当職	人	人
課長相当職	人	人
係長相当職	人	人

\* ここでの「管理職等」とは、

- ・ 企業の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。
- ・ 部長・課長等の役職名を採用していない場合など、貴事業所の実態によりどの管理職区分に該当するか適宜判断してください。

② ①で、女性の管理職が1割未満、あるいは全くいない管理職区分が1つでもある場合、該当する理由に○をつけてください。【○印はいくつでも】

1	必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいなため
2	将来就く可能性のある者はいるが、現在役職に就くための在職年数等を満たしている女性がいなため
3	勤続年数が短く、管理職になるまでに退職してしまう女性が多いため
4	時間外労働が多い、または深夜業を敬遠する女性が多いため
5	出張、転勤等に対応できない女性が多いため
6	女性にとって仕事内容が体力的・精神的にきついため
7	女性が希望しないため
8	女性従業員が少ない又はいないから
9	その他（具体的に )

#### 問5 女性の活躍の推進状況について

① 女性の活躍推進のための取組として貴事業所で実施しているものはありますか。

取組事項ごとに該当番号に○をつけてください。【各々○印は1つ】

取組事項	取組状況		
	実施している	実施なし、今後の実施を検討	実施なし、実施予定なし
性別により評価することがないよう人事考課基準を明確に定める	1	2	3
仕事と家庭との両立のための制度を整備し、制度の活用を促進する	1	2	3
女性の能力発揮促進に関する担当者や責任者を選任するなどの体制を整備する	1	2	3
女性がいな又は少ない職務・役職に女性が従事するための教育訓練を行って女性の登用を推進する	1	2	3
女性の体力面での差を補う器具・設備の導入（例：渉外用バイクをスクーターに替える、作業用の踏み台を設置するなど）	1	2	3
女性の能力発揮の状況や能力発揮にあたっての問題点の調査分析	1	2	3
管理職や同僚の男性に女性の能力発揮の重要性についての啓発を行う	1	2	3
女性従業員の活躍をホームページや社内報で紹介する	1	2	3
その他（具体的に )			

② 貴事業所における女性の活躍推進のための取組の目的を2つまで選んでください。

【○印は2つ以内】

1	従業員の職業意識や価値観の多様化に対応するため
2	企業イメージ向上のためなど、企業戦略として
3	商品開発やマーケティング等、顧客のニーズに対応するため
4	企業の社会的責任であるから
5	人的資源を有効に活用し、労働力を確保するため
6	職場風土の改善により組織を活性化させるため
7	その他（具体的に _____ ）

③ 貴事業所が女性従業員に強く望むことを2つまで選んでください。【○印は2つ以内】

1	転勤や配置転換に応じてほしい
2	妊娠・出産後も辞めずに働き続けてほしい
3	新たな業務にも積極的に取り組んでほしい
4	管理職の昇進に積極的にチャレンジしてほしい
5	時間外労働を敬遠しないでほしい
6	その他（具体的に _____ ）
7	現状は特に望むことはない

## 問6 ハラスメント防止について

① 貴事業所では、職場におけるハラスメント<sup>(注)</sup>防止対策に取り組んでいますか。

1 取り組んでいる	2 取り組んでいない
-----------	------------

(注) **職場におけるハラスメント**とは、職場において、労働者の意に反する言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けることや、また、職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じることです。ハラスメントの中にはセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントなどがあります。

② ①で「1 取り組んでいる」と回答した事業所に伺います。職場におけるハラスメント防止対策の取組内容について、該当番号に○印をつけてください。【○印はいくつでも】

1	就業規則等に防止策について記載する
2	管理職・従業員に対する研修を行う
3	ポスター・パンフレットなど啓発資料の作成・配布をする
4	相談窓口や担当部署など、苦情処理機関を設置する
5	その他（具体的に _____ ）

## Ⅲ ワーク・ライフ・バランス （仕事と生活の調和）

### 問7 ワーク・ライフ・バランスについて

① ワーク・ライフ・バランスという言葉をご存知ですか。  
（経営者・管理者・人事担当者などあなたが答えになっても構いません）

【○印は1つ】

1	言葉も内容も知っている
2	聞いたことはあるが、内容は知らない
3	言葉も内容も知らない

(注) **ワーク・ライフ・バランス**とは、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できることをいいます。企業が、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、優秀な人材の確保と定着、生産性、顧客満足度、業績、社員のやる気の向上など様々なメリットをもたらします。

② 貴事業所ではワーク・ライフ・バランスに取り組んでいますか。【○印は1つ】

1 取り組んでいる	2 取り組んでいない
-----------	------------

③ ②で「1. 取り組んでいる」とされた事業所に伺います。ワーク・ライフ・バランスに関して、導入もしくは実施している制度等がありますか。該当番号に○をつけてください。【○印はいくつでも】  
また、項目1、2、5、6で法定を上回る内容の規定をされている場合は、上乘せして実施している取組の内容を記入してください。

1	育児休業制度 <sup>(注1)</sup> (法定を上回る規定の場合、上乘せして実施している取組 )
2	子の看護休暇制度 <sup>(注2)</sup> (法定を上回る規定の場合、上乘せして実施している取組 )
3	事業所内託児施設の設置
4	育児に関する経済的支援 (保育料の補助等)
5	介護休業制度 <sup>(注3)</sup> (法定を上回る規定の場合、上乘せして実施している取組 )
6	介護休暇制度 <sup>(注4)</sup> (法定を上回る規定の場合、上乘せして実施している取組 )
7	介護に関する経済的支援 (介護サービス費用の補助等)
8	復職への支援 (社内報等による休業中の情報提供、復職後の研修等)
9	所定外労働の免除
10	育児介護など事情に応じた短時間勤務制度 <sup>(注5)</sup> (労基法に基づく育児時間を除く)
11	ICT <sup>(注6)</sup> を活用するなどの在宅勤務制度
12	取引先からモバイル端末で社内のデータにアクセスしたり、テレビ会議で会議に参加したり、いつでもどこでも業務が可能なモバイルワークを実施
13	フレックスタイム制度 <sup>(注7)</sup>
14	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ <sup>(注8)</sup>
15	業務体制・分担の見直しによる仕事の効率化
16	休暇取得の促進 (特別休暇制度の拡充等)
17	残業の削減 (ノー残業デーの設置等)
18	地域における子育て支援活動への労働者の積極的な参加の支援等、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施
19	産業医によるカウンセリング機会の設定
20	従業員の健康づくり、病気の予防措置・治療等に対する支援 <sup>(注9)</sup>
21	健康に関する管理職研修や従業員への講話の機会の設定
22	その他 (具体的に )

(注1) **(法定) 育児休業制度**とは、労働者がその事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまで(両親ともに取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に1年間)の間、育児休業をすることができる制度。子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで育児休業をすることができます。

(注2) **(法定) 子の看護休暇制度**とは、小学校入学までの子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、小学校就学前の子が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得することができる制度。

(注3) **(法定) 介護休業制度**とは、労働者は、その事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき通算して93日まで、3回を上限として、介護休業を分割して取得することができる制度。

(注4) **(法定) 介護休暇制度**とは、要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、その事業主に申し出ることにより、要介護状態の対象家族が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、介護のために、休暇を取得することができる制度。

(注5) **短時間勤務制度**とは、所定労働時間を通常より短くする制度。育児・介護休業法では、3歳未満の子を養育する労働者が希望する場合、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含む制度を設けることを事業主に義務付けています。

(注6) **ICT**とは、情報処理および情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称です。

(注7) **フレックスタイム制**とは、一日の労働時間帯を、必ず勤務すべき時間帯(コアタイム)と、その時間帯の中であればいつでも出社または退社してもよい時間帯(フレキシブルタイム)とに分け、出社、退社の時刻を労働者の決定に委ねる制度です。

(注8) **始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ**とは、一日の所定労働時間を変更することなく、始業又は終業時刻を繰上げ又は繰下げる制度です。

(注9) **従業員の健康づくり、病気の予防措置・治療等に対する支援**とは、法定の健康診断は除きます。

- ④ ②で「2. 取り組んでいない」とされた事業所に伺います。ワーク・ライフ・バランスに取り組まない（取り組めない）理由の該当番号に○をつけてください。【○印は3つまで】

1	従業員からの要望がないから
2	人手不足だから
3	労務管理が複雑になるから
4	育児休業などによる代替要員の確保が困難だから
5	従業員の負担や不公平感が増大するから
6	業務の特性上、残業や休日出勤が多くなることが避けられないから
7	コストがかかるから
8	生産性や売り上げが減少するから
9	ワーク・ライフ・バランスを推進することに、どのようなメリットがあるかわからないから
10	そもそもワーク・ライフ・バランスがどういうものかわからないから
11	行政の支援が不足しているから
12	その他（具体的に _____）

- ⑤ 長崎県では、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の認証制度（誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度「Nぴか」）を推進しています。この「Nぴか」を知っていますか。

【○印は1つ】

1 知っている	2 知らない
---------	--------

#### IV 労働時間

##### 問8 年次有給休暇について

- ① 平成30年（又は平成29会計年度）1年間における、**常用労働者**<sup>(注1)</sup>（パートタイム労働者<sup>(注2)</sup>は除く）への年次有給休暇<sup>(注3)</sup>について記入してください。【数値を記入】

平成30年(又は平成29会計年度)中に 取得資格のある労働者数	人	うち女性	人
年間延べ付与日数 <sup>(注4)</sup> (前年繰越日数を除く) (取得資格のある労働者全員の合計日数)	日	うち女性	日
年間延べ取得(消化)日数 <sup>(注5)</sup> (取得資格のある労働者全員の合計日数)	日	うち女性	日

(注1) **常用労働者**とは、期間を定めずに雇われている労働者です。

(注2) **パートタイム労働者**とは、1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者又は1日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者と同じであっても1週の所定労働時間が少ない労働者をいいます。

(注3) **年次有給休暇**とは、労働者が休日以外に賃金をもらいながら希望する日に休みを取ることができる労働基準法で定められた制度です。

(注4) **年間延べ付与日数**とは、1年間に新たに付与された年次休暇の日数の合計です。(前年繰越分は除きます)

(注5) **年間延べ取得日数**とは、1年間に実際に取得(消化)した年次有給休暇の日数の合計です。

※時間単位で取得した分は、合計して日数に換算し、端数は四捨五入

- ② 貴事業所では年次有給休暇の休暇取得日を割り振ることができる制度（計画的付与制度<sup>(注)</sup>）がありますか。【○印は1つ】

制度がある	1	→ 年間を通じて、計画的に付与する年次有給休暇は一人当たり何日ですか。	日
制度がない	2		

(注) **計画的付与制度**とは、年次有給休暇のうち、5日を超える分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。(例)一斉付与(事業場休業)、班別の交代制付与、年次有給休暇取得計画表による個人別付与など。

③ 貴事業所では年次有給休暇を時間単位で取得できますか。【○印は1つ】

取得できる	1	→ 年間を通じて、時間単位で取得できる年次有給休暇は一人当たり何日ですか。	□
取得できない	2		

③-1 ③で「取得できない」とされた事業所に伺います。時間単位で取得できる制度に取り組まない(取り組めない)理由の該当番号に○をつけてください。【○印は1つまで】

1	業種的に従業員が同時に仕事をしなければならず、時間単位での取得が困難だから
2	時間単位の取得は可能であるが、従業員からの要望がないため行っていない
3	その他(具体的に )

④ 貴事業所では年次有給休暇の取得促進のための取組を実施していますか。実施している取組について該当番号に○をつけてください。【○印はいくつでも】

1	年(月)初めの計画書の提出
2	事業所全体の一斉付与
3	時間・半日単位の分割付与
4	管理・監督者の率先取得
5	年次有給休暇の残日数を社員に通知
6	その他(具体的に )
7	実施していない

## 問9 週休制について

① 貴事業所における常用労働者(パートタイム労働者は除く)の週休制の形態別に適用労働者数を記入してください。【数値を記入】

週休制の形態		適用労働者数
週休1日制又は週休1日半制		人
何らかの週休2日制	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度(注)	人
	完全週休2日制	人
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度(月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等)		人
計		人

(注) 完全週休2日制より少ないとは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制のほか、3勤1休、4勤1休等をいいます。

② ①で週休1日制又は週休1日半制または完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度の週休制の形態とされた事業所に伺います。完全週休2日制に移行できない理由の該当番号に○をつけてください。【○印は1つまで】

1	業種的に営業日が決まっており、完全週休2日制への移行が困難だから
2	完全週休2日制への移行は可能であるが、従業員からの要望がないため行っていない
3	その他(具体的に )

## 問10 労働時間について

① 貴事業所では週所定労働時間は何時間ですか。【○印は1つまで】

1	38時間以下
2	38時間超40時間未満
3	40時間
4	40時間超44時間以下(注)

(注) 労働基準法施行規則第25条の2第1項で定める特例措置対象事業場(※1)のみ適用。但し1年単位又は1週間単位の変形労働時間制を採用している場合は3の40時間を選択してください。

※1 常時使用する労働者が10人未満で以下の業種に該当する事業場(労働基準法別表第1 8号、10号、13号、14号の事業)

- ・商業(卸売業、小売業、理美容業、倉庫業、不動産管理業、出版業(印刷部門を除く)、その他の商業)
- ・映画・演劇業(映画の映写(映画の製作の事業を除く)、演劇、その他興行の事業)
- ・保健衛生業(病院、診療所、保育園、社会福祉施設、浴場業、その他の保健衛生業)
- ・接客娯楽業(旅館業、飲食店、ゴルフ場、公園・遊園地、その他の接客娯楽業)

② 貴事業所では労働時間短縮のための取組を実施していますか。

1	実施している	2	実施していない
---	--------	---	---------

③ ②で「1 実施している」と回答した事業所に伺います。労働時間短縮のために実施している取組の該当番号に○をつけてください。【○印はいくつでも】

1	所定内労働時間の短縮
2	所定外労働時間の削減
3	変形労働時間制の導入・活用
4	週休制の改善
5	年次有給休暇の付与日数の増加
6	年次有給休暇の計画的付与制度の実施 <sup>(注1)</sup>
7	連続休暇制度の導入・拡大
8	ノー残業デー、ノー残業ウィークの設定 <sup>(注2)</sup>
9	従業員の増員
10	その他（具体的に )

(注1) 選択項目6に○をつけた場合、P6の間8②にも該当します。

(注2) 選択項目8に○をつけた場合、P5の間7③の選択項目16にも該当します。

④ 貴事業所における所定内労働時間の縮減の検討の有無について、該当番号に○をつけて下さい。

【○印は1つまで】

1	縮減について検討中
2	営業日、営業時間が決まっており縮減は検討していない
3	従業員からの要望がないため縮減は検討していない
4	その他（具体的に )

④ 貴事業所における所定外(時間外)労働時間が長くなる要因について、該当番号に○をつけて下さい。

【○印はいくつでも】

1	人手不足だから
2	所定内労働時間では対応できない仕事量だから
3	一部の人に仕事が偏ることがあるため
4	従業員の技術不足により時間がかかるから
5	事業活動の繁閑の差が大きいから
6	業績、成果主義により従業員が熱心に取り組むようになったため
7	仕事の性質上、残業や休日出勤などでないとできない仕事であるから
8	組織又は個人の進め方に無駄が多いから
9	取引先の都合に時間を合わせる必要があるから
10	従業員が残業手当や休日手当を当てにしているから
11	従業員が上司や同僚等の残業に付き合う雰囲気があるから
12	長い時間働くことで評価されると考えている従業員がいるから
13	より高い成果を上げたいと考える従業員がいるから
14	突発的な業務がしばしば発生するから
15	その他（具体的に )

## V 育児休業・介護休業制度

### 問 1 1 育児休業制度・介護休業制度の規定について

① 貴事業所には育児・介護休業を就業規則に規定していますか。該当番号に○をつけてください。

【育児休業・介護休業各々○印は1つ】

育児休業制度	1 規定あり → ②へ	2 規定なし
介護休業制度	1 規定あり → ③へ	2 規定なし

\*制度内容については、問7③参照。

なお、「1. 規定あり」と回答した場合、P5の問7③の項目番号「1. 育児休業制度」、「5. 介護休業制度」にも該当します。

② 育児休業の規定がある事業所に伺います。

貴事業所では、子が何歳になるまで育児休業を取得することができますか。【○印は1つ】

法定期間	法定を超える期間				期間に限度はなく、 必要日数を取得できる
原則は1歳だが、 一定の場合は1歳6か月	無条件に 1歳6か月	満2歳 まで	満3歳 まで	それ以上	
1	2	3	4	5	6

③ 介護休業の規定がある事業所に伺います。

貴事業所では、対象家族1人につきどのくらいの介護休業を取得することができますか。

【○印は1つ】

法定期間	法定を超える期間			期間に限度はなく、 必要日数を取得できる
93日まで	6か月まで	1年まで	1年超以上	
1	2	3	4	5

### 問 1 2 育児休業制度・介護休業制度の利用状況について

\*問11①の「規定あり」「規定なし」にかかわらず、育児・介護休業の利用状況についてお答えください。

① 貴事業所における、平成29年7月1日から平成30年6月30日までの出産者数（男性の場合は配偶者が出産した者の数）【数値を記入】\*該当者がいない場合は「0」をご記入ください。

出 産 者 数					
女 性			男 性（配偶者が出産した男性）		
出産者計	うち有期契約労働者数（注1）		配偶者出産者計	うち有期契約労働者数（注1）	
	うち育児休業制度の対象となる有期契約労働者数（注2）			うち育児休業制度の対象となる有期契約労働者数（注2）	
人	人	人	人	人	人

（注1）有期契約労働者とは、一定の期間を定めて使用者から直接雇用されている労働者です。

（注2）育児休業制度の対象となる有期契約労働者とは、次のいずれにも該当する労働者です。

① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること。

② 子が1歳6か月になる日の前日までに、労働契約の期間が満了することが明らかでないこと。

② ①のうち、令和元年6月30日までに育児休業を開始した者の数（育児休業開始予定の申出をしている者を含む）

育 児 休 業 者			
女 性		男 性	
女性育児休業者計		男性育児休業者計	
うち有期契約労働者数		うち有期契約労働者数	
人	人	人	人

- ③ ②で育児休業を開始した者の利用期間（取得中の場合は利用予定期間）別人数と、そのうち利用期間中及び利用後の退職者数について記入してください。【数値を記入】

育 児 休 業											
期間 性別	1 週 間 未 満	1 週 間～ 1 か 月 未 満	1 か 月 ～ 3 か 月 未 満	3 か 月 ～ 6 か 月 未 満	6 か 月 ～ 1 年 未 満	1 年～ 1 年 半 未 満	1 年 半 ～ 2 年 未 満	2 年～ 3 年 未 満	3 年 以 上	合 計	うち利用期間 中及び利用後 の退職者数
	女 性	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男 性	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

\*該当者のあった欄のみ記入してください。

\*同一労働者が期間内に2回以上利用した場合は、2人としてそれぞれの取得期間に計上してください。ただし同一労働者が期間を継続延長した場合は、1人として計上してください。

\*育児休業の「利用期間」とは、子の月齢ではなく実際に育児休業を利用した期間をいい、労働基準法に規定する産前産後休業期間は含みません。

- ④ 貴事業所における、平成30年7月1日から令和元年6月30日までの介護休業の利用期間（取得中の場合は利用予定期間）別人数と、そのうち利用期間中及び利用後の退職者数について記入してください。【数値を記入】

介 護 休 業									
期間 性別	1 週 間 未 満	1 週 間 ～ 1 か 月 未 満	1 か 月 ～ 3 か 月 未 満	3 か 月 ～ 6 か 月 未 満	6 か 月 ～ 1 年 未 満	1 年 以 上	合 計	うち利用期間 中及び利用後 の退職者数	
	女 性	人	人	人	人	人	人	人	人
男 性	人	人	人	人	人	人	人	人	人

\*同一労働者が期間内に2回以上利用した場合は、2人としてそれぞれの取得期間に計上してください。ただし同一労働者が期間を継続延長した場合は、1人として計上してください。

- ⑤ ③と④で育児休業・介護休業の利用者があった事業所に伺います。育児休業・介護休業の利用者があった際にどのような対応をされましたか。【○印は1つ】

※複数ある場合は、最も多くの取得者に採用したものをご回答ください。

対応の内容	育児休業	介護休業
1 代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	1	2
2 事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた	1	2
3 新たに正社員を雇用した	1	2
4 派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した	1	2
5 その他(具体的に )	1	2

- ⑥ ⑤で育児休業利用時の対応として「1. 代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」と回答した事業所については、代替要員の補充を行わなかった理由を記入してください。

[ ]



- ⑦ ③と④で育児休業・介護休業の利用者があった事業所に伺います。育児休業・介護休業終了後に復職した（する）場合、どのような対応をされましたか。【○印は1つ】

※複数ある場合は、最も多くの取得者に採用したものの、育児休業・介護休業が終了していない場合は、対応予定でご回答ください。

対応の内容	育児休業	介護休業
1 原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた	1	2
2 本人の希望を考慮し他部門に配置した	1	2
3 会社の人事管理等の都合により他部門に配置した	1	2

### 問 1 3 男性の育児休業取得について

本県の男性の育児休業取得率は女性に比べると非常に低い状況となっています。

**男性 1.9%、女性 86.9%** (平成 30 年度長崎県労働条件等実態調査)

- ① 男性の育児休業の取得が進まない理由についてどのように考えますか。【○印はいくつでも】

1	男性に対する育児支援は、会社として行う必要はないと考える
2	仕事が滞ったり取引先に迷惑がかかるなど、業務に影響するため積極的には取得を勧めない
3	同僚の負担が増加するなど、周囲に迷惑がかかるため、男性従業員が取得をためらう
4	育児休業をすれば個人のキャリアに空白が生じるため、男性従業員が取得をためらう
5	育児休業をすれば収入が減るため、男性従業員が取得をためらう
6	その他（具体的に )

- ② 男性が育児休業を取りやすくするためには、どのようにしたらよいとお考えになりますか。近いものを選んでください。【○印はいくつでも】

1	育児休業を取得しても本人が経済的に困らないように、公的な経済的支援を充実してほしい
2	男性の取得が一般的なこととなるよう、法律などで取得を義務付ける等の制度化が必要である
3	育児休業取得者の代替要員人件費等の負担について、会社に対する公的支援 <sup>(注)</sup> を充実してほしい
4	相談窓口や担当課など、会社の対処方法を指導してくれる行政機関の部署を明確にしてほしい
5	特にそういうことをする必要はない(現状のままでよい)
6	その他（具体的に )

(注) 厚生労働省：両立支援等助成金（育児休業等支援コース【代替要員確保時】）・・・育児休業取得者の代替要員人件費については、要件を満たせば、育児休業取得者1人当たり47.5万円の助成を受けることができます。

## VI 子の看護休暇・介護休暇制度

### 問 1 4 子の看護休暇制度・介護休暇制度の規定について

- ① 貴事業所には子の看護休暇制度や介護休暇制度を就業規則に規定していますか。該当番号に○をつけてください。【○印は1つ】

子の看護休暇制度	1 規定あり → 設問②へ	2 規定なし
介護休暇制度	1 規定あり → 設問③へ	2 規定なし

\* 制度内容については、問 7 ③参照。

なお、「1. 規定あり」と回答した場合、P 5の問 7 ③の項目番号「2. 子の看護休暇制度」、「6. 介護休暇制度」も該当します。

- ② 子の看護休暇制度の規定がある事業所に伺います。  
 子の看護休暇制度について、取得日数の限度・子の年齢の限度・時間単位取得の可否をお答えください。  
 【それぞれ○印は1つ】

取得日数	法定期間	法定を超える期間		日数制限なく 必要日数を取得できる
	5日まで (2人以上は10日まで)	5日を超え14日まで	14日を超える期間	
	1	2	3	4

子の年齢	法定年齢	法定を超える年齢		年齢制限なく 取得できる
	小学校就学前の子	小学生まで	中学生以上	
	1	2	3	4

時間取得	時間単位の取得	
	できる	できない
	1	2

- ③ 介護休暇制度の規定がある事業所に伺います。  
 介護休暇制度について、対象家族1人につき1回あたり取得できる期間と時間単位取得の可否をお答えください。【それぞれ○印は1つ】

取得日数	法定期間	法定を超える期間		日数制限なく 必要日数を取得できる
	5日まで (2人以上は10日まで)	5日を超え14日まで	14日を超える期間	
	1	2	3	4

時間取得	時間単位の取得	
	できる	できない
	1	2

## VII 高年齢者の雇用状況

※該当者がいない場合でも、ご回答ください。

### 問15 改正高年齢者雇用安定法<sup>(注)</sup>への対応について

- ① 貴事業所における高年齢者の雇用者数を年齢別に記入してください。

60～64歳	人
65～69歳	人
70歳以上	人

※該当者がいない場合は「0」と記入ください。

(注) **改正高年齢者雇用安定法**とは、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)の一部が改正され、平成25年4月1日より施行されました。

主な改正点は次のとおりです。

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組の廃止
2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

- ② 貴事業所では、改正高年齢者雇用安定法への対応として、どのような対応をされていますか。  
 ※複数該当する場合は、最も多くの雇用者へ適用しているもの。【○印は1つ】

定年廃止	定年引上げ	継続雇用制度導入	未実施
1	2	3	4

- ③ 貴事業所における60歳以降の賃金水準は、60歳到達時と比べてどの程度となっていますか。  
 【○印は1つ】

1	同水準	設問 ④ へ
2	90%台	
3	80%台	
4	70%台	
5	60%台	
6	50%台	
7	50%未満	

※ 複数の割合を適用している場合は、平均でご回答ください。

- ④ ③で2から7の回答をされた事業所に伺います。60歳以降の賃金の引き下げの際に、労働条件等で変更したものについて、該当するものに○をつけてください。【○印はいくつでも】

1	勤務日数、勤務時間の短縮
2	仕事量の軽減
3	職務責任の軽減
4	その他（具体的に ）
5	現行のまま変更していない

- ⑤ 貴事業所では、高年齢者の雇用維持についてどう評価しますか。【○印は1つ】

1	メリットが大きい	設問 ⑥ へ
2	ややメリットが大きい	
3	デメリットが大きい	設問 ⑦ へ
4	ややデメリットが大きい	
5	どちらともいえない	問16へ

- ⑥ ⑤で、「1 メリットが大きい」、「2 ややメリットが大きい」とされた事業所に伺います。メリットと考える具体的な理由に○をつけてください。【○印はいくつでも】

1	熟練技術・専門技術を保持・伝承できるから
2	労働力の安定確保ができるから
3	若手の教育・育成負担を軽減できるから
4	技術の社外流出を防止できるから
5	雇用制度が充実することで若年・壮年従業員の士気があがるから
6	その他（具体的に ）

⑦ ⑤で、「3 デメリットが大きい」、「4 ややデメリットが大きい」とされた事業所に伺います。デメリットと考える具体的な理由に○をつけてください。【○印はいくつでも】

1	人件費等のコストが増加するから
2	若手の採用抑制により組織の活力が低下するから
3	営業・販売などの戦力が低下するから
4	身体的（視力・記憶力・持久力など）な衰えにより作業能率が低下するから
5	職種（配置）転換が困難であるから
6	その他（具体的に _____ ）

### 問16 高齢者雇用に関して導入済または導入予定の制度等について

① 貴事業所では、60歳以上の高齢者を雇用する上で、どのような制度等を導入済または導入予定ですか。【○印はいくつでも】

1	60歳以後の人件費を抑制
2	短時間や週2回勤務などによるワークシェアリング <sup>(注)</sup> の実施
3	新卒者の採用抑制
4	中途採用の抑制
5	再雇用時の勤務内容に応じて弾力的に設定
6	福利・厚生の見直し
7	各種手当の廃止・縮小
8	60歳までの人件費を削減
9	その他（具体的に _____ ）
10	制度変更を行っていない

(注) ワークシェアリングとは、従業員一人当たりの労働時間を短くし、その分従業員を増やすことで全体の仕事量を変化させることなく雇用を増大、あるいは維持するという雇用調整の方法です。

② 社会全体で60歳以上の高齢者の雇用を維持するためには、どのような支援が必要だと考えますか。【○印はいくつでも】

1	事業所向けのアドバイス機能の充実
2	高齢者活用モデル企業の情報発信
3	職場環境の整備に関する支援
4	働きやすい機械や設備の開発や導入支援
5	高齢者の活用を進めるための人件費等の経費助成
6	求人情報等の提供
7	職業相談・職業紹介
8	職業訓練の充実
9	職業訓練受講のための給付金等の充実
10	個人向け職業生活の相談・アドバイス機能の充実
11	年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた啓発活動
12	その他（ _____ ）
13	現状は必要ない

——アンケートはこれで終わりです。ご回答いただき誠にありがとうございました。——

同封の返信用封筒をご使用になり、9月13日（金）までに投函くださいますようお願いいたします。

## 第2章 労働事情の全国比較

# 目 次

<b>I. 労働力人口</b>	
1. 労働力状態の推移	77
2. 年齢別労働力人口	78
3. 産業大分類別就業者数	79
4. 就業状態・雇用形態別就業者数	80
5. 市町別労働力人口	81
<b>II. 就業形態別の平均年齢・平均勤続年数</b>	82
<b>III. 賃金・労働時間</b>	
1. 賃金	
(1) 本県及び全国の年平均の月間賃金の推移	83
(2) 就業形態別平成30年平均の月間現金給与額	84
(3) 産業別平成30年平均の月間定期給与額	85
(4) 男女別平成30年平均の月間定期給与額	86
2. 労働時間	
(1) 本県及び全国の年平均の月間労働時間、出勤日数の推移	87
(2) 就業形態別平成30年平均の月間労働時間	88
(3) 産業別平成30年平均の月間労働時間	89
(4) 労働者1人平均年次有給休暇の取得状況	90
(5) 主な週休制の形態別企業割合	91
(6) 週休制の適用労働者割合	92
<b>IV. 労使関係</b>	
1. 労働組合組織状況	
① 県内の組合数及び組合員数の推移	93
② 産業別組合数・組合員数	93
<b>V. 高年齢者雇用確保措置実施状況</b>	
1. 雇用確保措置実施状況(31人以上規模企業)	94
2. 65歳以上雇用確保措置企業の比率等の推移	94
3. 70歳以上まで働ける企業の状況(31人以上規模企業)	95
4. 60歳定年企業における定年到達者等の状況	95
5. 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況	95

# I. 労働力人口

## 1. 労働力状態の推移

(単位:人、%)

男女、年次	15歳以上人口総数		労働力人口				非労働力人口 (e)	労働力率 注2) (b)÷(a)'	就業率 (c)÷(a)	完全失業率 (d)÷(b)	
	注1)		総数		就業者 (c)	完全失業者 (d)					
	(a)	増減数	(b)	増減数							
総数	平成7年	1,267,118	21,789	757,787	25,748	725,810	31,977	507,702	59.9	57.3	4.2
	12	1,272,563	5,445	737,915	△ 19,872	702,091	35,824	530,772	58.2	55.2	4.9
	17	1,262,044	△ 10,519	726,965	△ 10,950	679,847	47,118	525,208	58.1	53.9	6.5
	22	1,226,706	△ 35,338	697,279	△ 29,686	650,972	46,307	516,248	57.5	53.1	6.6
	27	1,189,548	△ 37,158	673,891	△ 23,388	644,154	29,737	500,903	57.4	54.2	4.4
27年全国総数 (単位:千人)		(109,754)	(△523)	(61,523)	(△2,176)	(58,919)	(2,604)	(41,022)	60.0	53.7	4.2
男	平成7年	584,415	10,513	436,948	10,612	416,273	20,675	146,474	74.9	71.2	4.7
	12	587,194	2,779	418,945	△ 18,003	396,804	22,141	165,584	71.7	67.6	5.3
	17	580,434	△ 6,760	407,844	△ 11,101	377,529	30,315	166,078	71.1	65.0	7.4
	22	563,269	△ 17,165	388,635	△ 19,209	357,622	31,013	168,653	69.7	63.5	8.0
	27	549,090	△ 14,179	368,413	△ 20,222	349,353	19,060	173,144	68.0	63.6	5.2
27年全国総数 (単位:千人)		(52,880)	(△275)	(34,772)	(△2,053)	(33,078)	(1,694)	(14,284)	70.9	62.6	4.9
女	平成7年	682,703	11,276	320,839	15,136	309,537	11,302	361,228	47.0	45.3	3.5
	12	685,369	2,666	318,970	△ 1,869	305,287	13,683	365,188	46.6	44.5	4.3
	17	681,610	△ 3,759	319,121	151	302,318	16,803	359,130	47.1	44.4	5.3
	22	663,437	△ 18,173	308,644	△ 10,477	293,350	15,294	347,595	47.0	44.2	5.0
	27	640,458	△ 22,979	305,478	△ 3,166	294,801	10,677	327,759	48.2	46.0	3.5
27年全国総数 (単位:千人)		(56,874)	(△249)	(26,751)	(△123)	(25,841)	(910)	(26,739)	50.0	45.4	3.4

(出典:国勢調査)

注 1) 15歳以上人口総数には「不詳」が含まれるため、15歳以上人口総数(a)は労働力人口(b)と非労働力人口(e)を足した合計とは一致しない。

2) 15才以上人口総数に占める労働力人口の割合。分母から労働力状態「不詳」を除いて集計している。

## 2. 年齢別労働力人口

### ①長崎県の年齢別労働力人口

(単位:人)

年齢階層区分	15歳以上人口総数(A) 注1)	労働力人口(B)	労働力人口		非労働力人口(無業者数)(E)	労働力率(G) B/A(※) ×100 注2)	就業率(H) C/A ×100	完全失業率(I) D/B ×100
			就業者数(C)	完全失業者数(D)				
15~19	64,833	8,206	7,335	871	54,993	13.0%	11.3%	10.6%
20~24	54,663	38,935	36,189	2,746	13,291	74.6%	66.2%	7.1%
25~29	58,845	50,792	47,772	3,020	6,819	88.2%	81.2%	5.9%
30~34	69,135	58,505	55,675	2,830	9,264	86.3%	80.5%	4.8%
35~39	77,525	65,696	62,950	2,746	10,421	86.3%	81.2%	4.2%
40~44	88,361	76,059	73,010	3,049	10,849	87.5%	82.6%	4.0%
45~49	82,389	71,166	68,292	2,874	10,060	87.6%	82.9%	4.0%
50~54	85,399	72,683	69,971	2,712	11,847	86.0%	81.9%	3.7%
55~59	94,118	75,758	72,680	3,078	17,578	81.2%	77.2%	4.1%
60~64	109,594	71,031	67,624	3,407	37,864	65.2%	61.7%	4.8%
65~69	110,560	47,323	45,577	1,746	62,737	43.0%	41.2%	3.7%
70~74	81,539	19,802	19,391	411	61,418	24.4%	23.8%	2.1%
75~79	75,576	10,877	10,721	156	64,377	14.5%	14.2%	1.4%
80~84	65,948	5,081	5,020	61	60,581	7.7%	7.6%	1.2%
85~	71,063	1,977	1,947	30	68,804	2.8%	2.7%	1.5%
合計	1,189,548	673,891	644,154	29,737	500,903	57.4%	54.2%	4.4%

(出典:平成27年国勢調査)

### ②全国の年齢別労働力人口

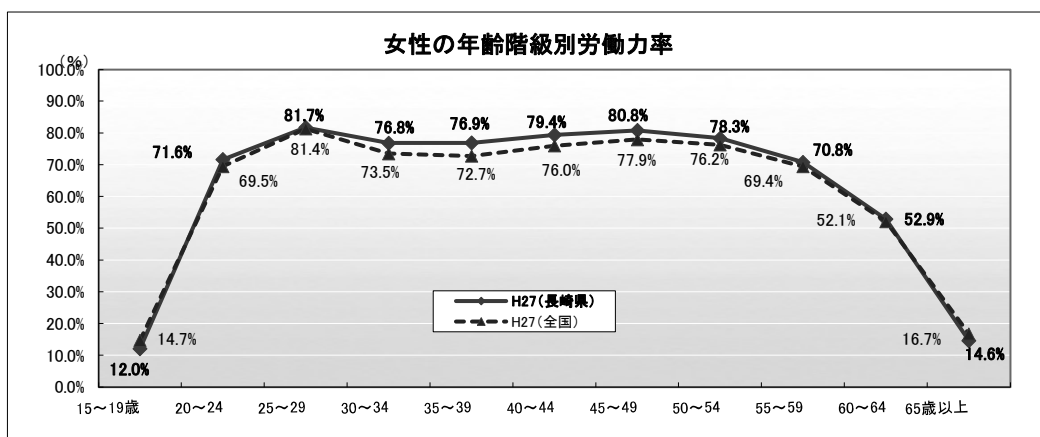
(単位:人)

年齢階層区分	15歳以上人口総数(A) 注1)	労働力人口(B)	労働力人口		非労働力人口(無業者数)(E)	労働力率(G) B/A(※) ×100 注2)	就業率(H) C/A ×100	完全失業率(I) D/B ×100
			就業者数(C)	完全失業者数(D)				
15~19	6,008,388	844,545	784,923	59,622	4,740,023	15.1%	13.1%	7.1%
20~24	5,968,127	3,691,408	3,442,012	249,396	1,627,359	69.4%	57.7%	6.8%
25~29	6,409,612	4,952,329	4,658,104	294,225	674,727	88.0%	72.7%	5.9%
30~34	7,290,878	5,527,699	5,261,166	266,533	970,435	85.1%	72.2%	4.8%
35~39	8,316,157	6,403,243	6,140,102	263,141	1,142,574	84.9%	73.8%	4.1%
40~44	9,732,218	7,720,429	7,425,829	294,600	1,216,080	86.4%	76.3%	3.8%
45~49	8,662,804	6,975,155	6,713,249	261,906	1,034,320	87.1%	77.5%	3.8%
50~54	7,930,296	6,405,538	6,184,499	221,039	1,049,247	85.9%	78.0%	3.5%
55~59	7,515,246	5,845,879	5,639,654	206,225	1,324,655	81.5%	75.0%	3.5%
60~64	8,455,010	5,380,923	5,143,919	237,004	2,757,208	66.1%	60.8%	4.4%
65~69	9,643,867	4,160,262	3,996,078	164,184	5,146,124	44.7%	41.4%	3.9%
70~74	7,695,811	1,998,698	1,943,543	55,155	5,409,747	27.0%	25.3%	2.8%
75~79	6,276,856	980,595	959,115	21,480	5,043,094	16.3%	15.3%	2.2%
80~84	4,961,420	445,257	438,287	6,970	4,323,256	9.3%	8.8%	1.6%
85~	4,887,487	191,367	188,556	2,811	4,563,607	4.0%	3.9%	1.5%
合計	109,754,177	61,523,327	58,919,036	2,604,291	41,022,456	60.0%	53.7%	4.2%

(出典:平成27年国勢調査)

注 1)15歳以上人口総数には労働力状態「不詳」が含まれるため、15歳以上人口総数(A)は労働力人口(B)と非労働力人口(E)を足した合計とは一致しない。

2)労働力率とは、15才以上人口総数に占める労働力人口の割合。分母から労働力状態「不詳」を除いて集計している。





### 3. 産業大分類別就業者数

①産業大分類別就業者数の比較(長崎県・全国)

(単位:人、%)

項目	長崎県	全国	前回からの増減率		構成比		全国との 構成比差
			長崎県	全国	長崎県	全国	
産業大分類別就業者数	644,154	58,919,036	△ 1.0	△ 1.2	100.0	100.0	-
第一次産業 1)	47,812	2,221,699	△ 7.5	△ 6.7	7.7	4.0	3.7
A 農業	36,645	2,067,952	△ 5.9	△ 6.2	5.7	3.5	2.2
うち農業	36,049	2,004,289	△ 5.8	△ 6.2	5.6	3.4	2.2
B 漁業	11,167	153,747	△ 12.4	△ 13.1	1.7	0.3	1.5
第二次産業 1)	125,674	13,920,834	△ 1.2	△ 1.4	20.1	25.0	△ 4.8
C 鉱業、採石業、砂利採取業	281	22,281	△ 5.7	0.6	0.0	0.0	0.0
D 建設業	53,234	4,341,338	△ 1.8	△ 3.0	8.3	7.4	0.9
E 製造業	72,159	9,557,215	△ 0.7	△ 0.7	11.2	16.2	△ 5.0
第三次産業 1)	450,488	39,614,567	△ 0.1	△ 0.1	72.2	71.0	1.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3,263	283,193	5.8	△ 0.4	0.5	0.5	0.0
G 情報通信業	6,276	1,680,205	0.8	3.3	1.0	2.9	△ 1.9
H 運輸業、郵便業	27,037	3,044,741	△ 12.7	△ 5.4	4.2	5.2	△ 1.0
I 卸売・小売業	96,475	9,001,414	△ 8.6	△ 8.2	15.0	15.3	△ 0.3
J 金融・保険業	15,076	1,428,710	△ 4.5	△ 5.6	2.3	2.4	△ 0.1
K 不動産業、物品賃貸業	8,199	1,197,560	11.3	7.5	1.3	2.0	△ 0.8
L 学術研究、専門・技術サービス業	16,486	1,919,125	10.1	0.9	2.6	3.3	△ 0.7
M 宿泊業、飲食サービス業	37,777	3,249,190	△ 3.1	△ 5.1	5.9	5.5	0.3
N 生活関連サービス業、娯楽業	22,831	2,072,228	△ 7.0	△ 5.7	3.5	3.5	0.0
O 教育、学習支援業	30,526	2,661,560	△ 0.7	1.0	4.7	4.5	0.2
P 医療、福祉	107,282	7,023,950	11.4	14.6	16.7	11.9	4.7
Q 複合サービス事業	8,013	483,014	22.2	28.1	1.2	0.8	0.4
R サービス業(他に分類されないもの)	34,740	3,543,689	1.7	4.1	5.4	6.0	△ 0.6
S 公務(他に分類されるものを除く)	36,507	2,025,988	2.8	0.5	5.7	3.4	2.2
T 分類不能の産業	20,180	3,161,936	△ 5.4	△ 8.6	3.1	5.4	△ 2.2

(出典:平成27年国勢調査)

②長崎県の産業大分類別就業者数の動き

(単位:人、%)

項目	平成27年	平成22年	前回との比較		構成比		
			実数	増減率	平成27年	平成22年	増減ポイント
産業大分類別就業者数	644,154	650,972	△ 6,818	△ 1.0	100.0	100.0	-
第一次産業 1)	47,812	51,695	△ 3,883	△ 7.5	7.7	8.2	△ 0.5
A 農業、林業	36,645	38,948	△ 2,303	△ 5.9	5.7	6.0	△ 0.3
うち農業	36,049	38,267	△ 2,218	△ 5.8	5.6	5.9	△ 0.3
B 漁業	11,167	12,747	△ 1,580	△ 12.4	1.7	2.0	△ 0.2
第二次産業 1)	125,674	127,183	△ 1,509	△ 1.2	20.1	20.2	△ 0.1
C 鉱業、採石業、砂利採取業	281	298	△ 17	△ 5.7	0.0	0.0	△ 0.0
D 建設業	53,234	54,210	△ 976	△ 1.8	8.3	8.3	△ 0.1
E 製造業	72,159	72,675	△ 516	△ 0.7	11.2	11.2	0.0
第三次産業 1) 2)	450,488	450,757	△ 269	△ 0.1	72.2	71.6	0.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3,263	3,083	180	5.8	0.5	0.5	0.0
G 情報通信業	6,276	6,225	51	0.8	1.0	1.0	0.0
H 運輸業、郵便業	27,037	30,976	△ 3,939	△ 12.7	4.2	4.8	△ 0.6
I 卸売・小売業	96,475	105,580	△ 9,105	△ 8.6	15.0	16.2	△ 1.2
J 金融・保険業	15,076	15,789	△ 713	△ 4.5	2.3	2.4	△ 0.1
K 不動産業、物品賃貸業	8,199	7,368	831	11.3	1.3	1.1	0.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	16,486	14,972	1,514	10.1	2.6	2.3	0.3
M 宿泊業、飲食サービス業	37,777	38,987	△ 1,210	△ 3.1	5.9	6.0	△ 0.1
N 生活関連サービス業、娯楽業	22,831	24,543	△ 1,712	△ 7.0	3.5	3.8	△ 0.2
O 教育、学習支援業	30,526	30,750	△ 224	△ 0.7	4.7	4.7	0.0
P 医療、福祉	107,282	96,264	11,018	11.4	16.7	14.8	1.9
Q 複合サービス事業	8,013	6,555	1,458	22.2	1.2	1.0	0.2
R サービス業(他に分類されないもの)	34,740	34,153	587	1.7	5.4	5.2	0.1
S 公務(他に分類されるものを除く)	36,507	35,512	995	2.8	5.7	5.5	0.2
T 分類不能の産業	20,180	21,337	△ 1,157	△ 5.4	3.1	3.3	△ 0.1

(出典:平成27年国勢調査)

注 1) 割合は分母から「分類不能の産業」を除いて計算している。

#### 4. 就業状態・雇用形態別就業者数

①就業内訳 (単位:千人、%)

	長崎県		全国		全国比較
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
雇人のある事業主	17	2.6	1,155	2.0	0.6
雇人のない事業主	54	8.4	3,942	6.7	1.7
会社役員	25	3.9	2,884	4.9	▲ 1.0
雇用者	500	77.6	46,605	79.1	▲ 1.5
正規	334	51.9	30,333	51.5	0.4
非正規	166	25.8	16,272	27.6	▲ 1.8
家族従事者	33	5.1	1,947	3.3	1.8
家庭内職者	0	0.0	100	0.2	▲ 0.2
地位「不詳」	15	2.3	2,286	3.9	▲ 1.6
合計	644	100.0	58,919	100.0	-

(出典:平成27年国勢調査)

②非正規の内訳 (単位:千人、%)

	長崎県		全国		全国比較
	人数(千人)	構成比(%)	人数(千人)	構成比(%)	
パート・アルバイト・その他	157	94.6	14,728	90.5	4.1
派遣	9	5.4	1,544	9.5	▲ 4.1
合計	166	100	16,272	100	-

(出典:平成27年国勢調査)

③男女別非正規割合(雇用者) (単位:千人、%)

男女別	長崎県			全国			全国比較
	雇用者数	非正規数	非正規割合	雇用者数	非正規数	非正規割合	
男	258	44	17.1	25,162	4,577	18.2	▲ 1.1
女	243	122	50.2	21,443	11,695	54.5	▲ 4.3
合計	500	166	33.2	46,605	16,272	34.9	▲ 1.7

(出典:平成27年国勢調査)

## 5. 市町別労働力人口

(単位:人、%)

市 町	15歳以上 人口総数 ※	労働力人口			完全 失業率	非労働力 人口
		総数	就業者	完全失業者		
県 計	1,189,548	673,891	644,154	29,737	4.4	500,903
長 崎 市	372,575	205,127	195,850	9,277	4.5	160,772
佐 世 保 市	219,855	123,069	116,734	6,335	5.1	93,282
島 原 市	39,530	22,526	21,637	889	3.9	16,627
諫 早 市	119,133	69,402	66,165	3,237	4.7	49,403
大 村 市	77,325	46,124	44,093	2,031	4.4	29,691
平 戸 市	28,190	15,789	15,212	577	3.7	12,314
松 浦 市	20,303	11,935	11,413	522	4.4	8,222
対 馬 市	27,326	15,479	14,807	672	4.3	11,840
壱 岐 市	23,364	13,552	13,029	523	3.9	9,792
五 島 市	33,063	17,030	16,236	794	4.7	15,768
西 海 市	24,845	14,396	13,934	462	3.2	10,328
雲 仙 市	38,537	23,876	23,096	780	3.3	14,276
南 島 原 市	40,984	23,516	22,666	850	3.6	17,306
市 計	1,065,030	601,821	574,872	26,949	4.5	449,621
長 与 町	35,905	20,951	20,192	759	3.6	14,380
時 津 町	24,975	14,698	14,062	636	4.3	10,024
東 彼 杵 町	7,365	4,458	4,283	175	3.9	2,894
川 棚 町	12,067	6,990	6,714	276	3.9	4,944
波 佐 見 町	12,823	8,314	8,065	249	3.0	4,462
小 値 賀 町	2,331	1,239	1,211	28	2.3	1,092
佐 々 町	11,421	6,865	6,609	256	3.7	4,439
新上五島町	17,631	8,555	8,146	409	4.8	9,047
町 計	124,518	72,070	69,282	2,788	3.9	51,282

※労働力状態「不詳」を含む。

(資料:平成27年国勢調査)

## Ⅱ. 就業形態別の平均年齢・平均勤続年数

(単位: 歳、年)

		平均年齢				平均勤続年数			
		長崎県		全国		長崎県		全国	
		H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29
労働者	計	43.9	43.1	42.9	42.5	11.9	11.6	12.4	12.1
	男性	44.7	44.0	43.6	43.3	12.9	12.9	13.7	13.5
	女性	42.8	41.8	41.4	41.1	10.7	9.7	9.7	9.4
短時間労働者	計	47.8	47.1	46.3	45.8	6.6	6.0	6.0	5.8
	男性	45.3	47.7	44.6	44.4	4.7	5.3	5.3	5.2
	女性	48.6	46.9	46.9	46.4	7.2	6.2	6.3	6.1

(出典: 賃金構造基本統計調査)

- 注 1) 「一般労働者」とは、常用労働者のうち、短時間労働者以外の労働者をいう。
- 2) 「短時間労働者」とは、1日の所定労働時間が一般労働者よりも短い、又は1日の所定労働時間が一般労働者と同じでも1週の所定労働時間が一般労働者よりも少ない労働者をいう。
- 3) 「平均勤続年数」とは、労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数。  
(全産業、全年代の平均)

### Ⅲ. 賃金・労働時間

#### 1. 賃金

##### (1) 本県及び全国の年平均の月間賃金の推移

(単位:円、%)

			現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与
				対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
5 人 以 上	長 崎 県	平成 26年	252,310	1.1	214,089	0.8	199,191	0.3	38,221
		27年	262,115	3.0	220,579	2.1	204,976	2.0	41,536
		28年	257,767	△ 1.7	217,999	△ 1.2	202,895	△ 1.1	39,768
		29年	263,738	2.3	220,483	1.1	204,327	0.7	43,255
		30年	264,870	0.4	221,336	0.3	205,691	0.7	43,534
	全 国	平成 26年	319,171	0.5	262,834	0.0	242,961	△ 0.3	56,337
		27年	315,859	0.1	260,582	0.3	240,829	0.3	55,277
		28年	317,871	0.6	261,194	0.2	241,532	0.3	56,677
		29年	319,442	0.4	262,400	0.5	242,641	0.5	57,042
		30年	323,547	1.4	264,570	0.9	244,670	0.8	58,977
3 0 人 以 上	長 崎 県	平成 26年	286,197	2.6	238,185	1.7	218,715	0.7	48,012
		27年	301,272	3.4	247,421	2.1	225,545	1.3	53,851
		28年	304,285	1.0	247,945	0.2	226,478	0.4	56,340
		29年	305,610	0.5	248,937	0.4	227,246	0.4	56,673
		30年	299,838	△ 1.9	244,043	△ 2.0	223,659	△ 1.6	55,795
	全 国	平成 26年	367,942	1.1	294,665	0.3	268,881	0.0	73,277
		27年	361,684	0.1	290,940	0.5	265,540	0.6	70,744
		28年	365,804	1.1	292,593	0.6	267,210	0.6	73,211
		29年	367,951	0.5	294,010	0.4	268,736	0.6	73,941
		30年	372,162	1.2	295,944	0.7	270,694	0.7	76,218

(出典:毎月勤労統計調査)

- 注 1) 「現金給与総額」とは、「定期給与」と「特別給与」との合計額である。
- 2) 「定期給与」とは、労働協約、給与規則等により、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであり「超過労働給与」を含む。
- 3) 「所定内給与」とは、「定期給与」から「超過労働給与」を差し引いた額である。
- 4) 「特別給与」とは、調査期間内に一時的または突発的理由に基づいて、あらかじめ定められている契約や規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与、賞与等のことであり、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても非常にまれに支給があったり、支給事由の発生が不確定であるものも含まれる。
- 5) 対前年増減率は、事業所抽出替えによるギャップを修正した指数により算出しているため、実数値から算出される増減率とは一致しない場合がある。

## (2)就業形態別平成30年平均の月間現金給与額

①長崎県 一事業所規模5人以上

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
一般労働者	調査産業計	339,683	3.2	278,183	3.0	256,661	3.3	61,500	3.4
	製造業	358,137	△ 1.9	283,622	△ 1.7	247,582	△ 2.4	74,515	△ 1.9
	卸売業,小売業	300,647	1.5	257,218	2.5	238,797	2.4	43,429	△ 4.0
	医療,福祉	325,583	7.6	265,708	5.2	254,991	4.9	59,875	18.2
パートタイム労働者	調査産業計	93,912	△ 5.0	91,431	△ 4.7	89,215	△ 4.5	2,481	△ 10.1
	製造業	117,913	△ 5.6	113,207	△ 6.0	107,897	△ 5.3	4,706	6.9
	卸売業,小売業	91,947	△ 8.3	89,748	△ 7.3	87,509	△ 6.5	2,199	△ 34.7
	医療,福祉	97,962	△ 0.7	93,183	△ 0.7	91,890	△ 1.3	4,779	4.9

②全国 一事業所規模5人以上

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
一般労働者	調査産業計	423,468	1.6	339,258	1.0	311,934	1.0	84,210	3.7
	製造業	431,922	1.4	339,049	0.9	300,825	0.8	92,873	2.8
	卸売業,小売業	433,713	3.5	343,902	2.4	324,733	2.5	89,811	8.0
	医療,福祉	379,272	△ 0.7	314,082	△ 0.4	294,093	△ 0.5	65,190	△ 1.9
パートタイム労働者	調査産業計	99,817	1.3	97,341	1.2	94,065	1.4	2,476	4.1
	製造業	121,009	1.4	116,484	1.5	110,032	1.6	4,525	0.5
	卸売業,小売業	95,984	0.7	93,793	0.8	91,293	0.6	2,191	△ 1.0
	医療,福祉	119,195	△ 1.3	114,578	△ 1.4	112,112	△ 1.4	4,617	0.6

③長崎県 一事業所規模30人以上

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		超過労働給与		特別給与	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
一般労働者	調査産業計	371,888	2.2	296,565	1.7	269,601	2.0	26,964	△ 0.3	75,323	3.8
	製造業	383,711	0.8	298,051	0.4	258,291	0.5	39,760	△ 0.2	85,660	2.7
	卸売業,小売業	332,125	△ 0.2	276,610	1.5	249,520	△ 0.1	27,090	19.1	55,515	△ 5.2
	医療,福祉	357,244	4.0	287,190	1.4	274,672	1.2	12,518	7.7	70,054	16.2
パートタイム労働者	調査産業計	102,551	△ 7.6	100,227	△ 6.7	97,858	△ 5.5	2,369	△ 38.4	2,324	△ 36.0
	製造業	124,318	△ 7.3	120,069	△ 7.0	113,878	△ 5.5	6,191	△ 29.4	4,249	△ 13.2
	卸売業,小売業	96,187	△ 15.1	93,930	△ 13.6	92,715	△ 9.9	1,215	△ 78.5	2,257	△ 51.9
	医療,福祉	111,008	0.6	107,025	1.4	105,892	1.3	1,133	8.2	3,983	△ 17.7

④全国 一事業所規模30人以上

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		超過労働給与		特別給与	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
一般労働者	調査産業計	459,433	1.1	358,732	0.6	326,530	0.6	32,202	△ 0.1	100,701	3.1
	製造業	457,388	1.0	351,412	0.7	308,733	0.7	42,679	0.2	105,976	2.1
	卸売業,小売業	503,338	5.9	378,678	3.5	357,115	3.6	21,563	2.9	124,660	14.4
	医療,福祉	408,888	△ 1.0	335,361	△ 0.7	310,897	△ 0.7	24,464	△ 1.8	73,527	△ 1.5
パートタイム労働者	調査産業計	111,656	1.4	108,521	1.5	104,024	1.7	4,497	△ 0.7	3,135	△ 0.4
	製造業	131,866	1.7	126,609	1.9	117,209	1.9	9,400	0.9	5,257	△ 1.3
	卸売業,小売業	105,738	1.0	102,674	1.3	99,981	1.2	2,693	3.3	3,064	△ 5.3
	医療,福祉	142,355	1.2	136,623	1.1	132,898	1.1	3,725	2.5	5,732	0.7

(出典:毎月勤労統計調査)

注 1) 「一般労働者」とは、「常用労働者(※)」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

2) 「パートタイム労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者。

※「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

① 期間を定めず、または1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者。

② 日々または1ヶ月以内の期間を限って雇用された人のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇用された者。

3) 全国、長崎県の就業形態別超過労働給与、特別給与の賃金指数は作成していないため、「対前年増減率」は、実数をもとに算定している。

### (3) 産業別平成30年平均の月間定期給与額

(単位:円)

事業所規模 産 業	5人以上			30人以上		
	長崎県		全 国	長崎県		全 国
	実 額	格 差 全国=100	実 額	実 額	格 差 全国=100	実 額
調 査 産 業 計	221,336	83.7	264,570	244,043	82.5	295,944
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	304,471	X	X	383,596
建 設 業	277,499	83.8	331,331	307,664	81.7	376,728
製 造 業	259,642	83.6	310,689	281,473	85.7	328,552
電気・ガス・熱供給・水道業	355,903	81.7	435,659	325,516	70.3	463,352
情 報 通 信 業	332,414	86.2	385,684	332,414	82.5	403,000
運 輸 業 , 郵 便 業	244,501	81.9	298,453	241,743	78.0	309,767
卸 売 業 , 小 売 業	170,160	72.5	234,649	158,244	60.8	260,367
金 融 業 , 保 険 業	290,169	78.7	368,831	289,728	71.9	402,857
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	189,473	66.2	286,110	110,150	34.7	317,329
学術研究,専門・技術サービス業	324,533	88.1	368,377	345,724	86.2	401,136
宿泊業,飲食サービス業	109,929	93.1	118,124	130,681	93.5	139,839
生活関連サービス業,娯楽業	191,115	102.5	186,392	182,019	93.2	195,290
教 育 , 学 習 支 援 業	297,680	99.9	297,899	314,084	94.4	332,635
医 療 , 福 祉	223,790	88.9	251,842	255,610	88.2	289,651
複 合 サ ー ビ ス 事 業	280,856	94.0	298,745	272,434	89.1	305,820
サービス業(他に分類されないもの)	194,137	86.9	223,440	172,901	81.8	211,391

「X」・・・調査対象が少ないため掲載しないもの。

(出典:毎月勤労統計調査)

#### (4)男女別平成30年平均の月間定期給与額

##### ①事業所規模5人以上

(単位:円)

項目 産業	長崎県			全国		
	男性	女性	格差 男性=100	男性	女性	格差 男性=100
調査産業計	281,348	166,796	59.3	333,251	184,453	55.3
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	329,663	182,353	55.3
建設業	295,536	173,272	58.6	356,186	214,344	60.2
製造業	308,894	154,959	50.2	358,033	192,166	53.7
電気・ガス・熱供給・水道業	361,880	270,989	74.9	457,025	303,878	66.5
情報通信業	421,567	206,604	49.0	424,413	282,569	66.6
運輸業,郵便業	252,564	180,983	71.7	329,722	185,786	56.3
卸売業,小売業	233,697	120,281	51.5	318,362	152,408	47.9
金融業,保険業	420,905	221,091	52.5	499,764	263,177	52.7
不動産業,物品賃貸業	210,841	159,611	75.7	338,004	195,833	57.9
学術研究,専門・技術サービス業	361,069	202,791	56.2	419,744	252,928	60.3
宿泊業,飲食サービス業	159,813	90,943	56.9	153,738	95,728	62.3
生活関連サービス業,娯楽業	243,916	147,009	60.3	237,464	146,852	61.8
教育,学習支援業	346,012	253,874	73.4	353,325	247,038	69.9
医療,福祉	316,548	198,685	62.8	353,206	218,120	61.8
複合サービス事業	319,055	202,908	63.6	352,004	216,666	61.6
サービス業(他に分類されないもの)	227,865	135,264	59.4	274,380	161,163	58.7

(出典:毎月勤労統計調査)

##### ②事業所規模30人以上

(単位:円)

項目 産業	長崎県			全国		
	男性	女性	格差 男性=100	男性	女性	格差 男性=100
調査産業計	304,766	183,901	60.3	364,391	207,428	56.9
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	396,410	284,392	71.7
建設業	325,552	194,736	59.8	399,683	244,451	61.2
製造業	329,932	163,059	49.4	372,669	206,340	55.4
電気・ガス・熱供給・水道業	332,263	236,116	71.1	485,072	332,149	68.5
情報通信業	421,567	206,604	49.0	439,030	298,142	67.9
運輸業,郵便業	251,590	173,017	68.8	342,058	193,857	56.7
卸売業,小売業	234,268	109,263	46.6	367,437	164,508	44.8
金融業,保険業	445,410	231,014	51.9	549,285	275,926	50.2
不動産業,物品賃貸業	116,557	103,982	89.2	374,763	212,826	56.8
学術研究,専門・技術サービス業	372,740	236,930	63.6	444,338	277,225	62.4
宿泊業,飲食サービス業	181,985	104,934	57.7	186,164	109,395	58.8
生活関連サービス業,娯楽業	218,977	156,280	71.4	252,492	151,452	60.0
教育,学習支援業	355,436	251,729	70.8	385,865	273,119	70.8
医療,福祉	351,643	223,781	63.6	387,798	249,672	64.4
複合サービス事業	308,612	188,928	61.2	351,533	205,213	58.4
サービス業(他に分類されないもの)	216,554	121,819	56.3	261,926	158,690	60.6

「X」…調査対象が少ないため掲載しないもの。

(出典:毎月勤労統計調査)



## 2. 労働時間

### (1) 本県及び全国の年平均の月間労働時間、出勤日数の推移

(単位: 時間、日)

			総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数
				対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
5人以上	長崎県	平成26年	149.5	0.9	139.1	0.4	10.4	9.0	19.6
		27年	153.1	△ 0.3	142.9	△ 0.2	10.2	△ 2.2	19.9
		28年	152.1	△ 0.6	142.1	△ 0.5	10.0	△ 1.3	19.9
		29年	152.1	△ 0.1	142.0	△ 0.1	10.1	0.2	19.9
		30年	148.2	△ 2.5	138.3	△ 2.5	9.9	△ 1.5	19.5
	全国	平成26年	145.1	△ 0.3	134.1	△ 0.7	11.0	4.1	18.8
		27年	144.5	△ 0.3	133.5	△ 0.3	11.0	△ 1.0	18.7
		28年	143.7	△ 0.5	132.9	△ 0.4	10.8	△ 1.7	18.6
		29年	143.3	△ 0.2	132.4	△ 0.4	10.9	1.1	18.5
		30年	142.2	△ 0.8	131.4	△ 0.8	10.8	△ 1.5	18.4
30人以上	長崎県	平成26年	150.7	2.3	138.0	2.1	12.7	4.3	19.3
		27年	158.4	0.0	145.4	△ 0.3	13.0	2.7	20.0
		28年	157.8	△ 0.4	145.4	0.0	12.4	△ 4.7	19.9
		29年	157.6	△ 0.1	144.9	△ 0.3	12.7	2.4	19.8
		30年	150.9	△ 4.2	139.6	△ 3.7	11.3	△ 10.7	19.4
	全国	平成26年	149.1	△ 0.2	136.3	△ 0.5	12.8	3.9	18.9
		27年	148.7	△ 0.2	135.8	△ 0.1	12.9	△ 1.0	18.8
		28年	148.5	△ 0.1	135.8	0.0	12.7	△ 1.7	18.8
		29年	148.4	△ 0.1	135.7	△ 0.1	12.7	△ 0.1	18.7
		30年	147.4	△ 0.7	134.9	△ 0.6	12.5	△ 1.1	18.6

(出典: 毎月勤労統計調査)

- 注 1) 「総実労働時間」とは、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計である。
- 2) 「所定内労働時間」とは、事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と就業時刻との間の実労働時間のことである。
- 3) 「所定外労働時間」とは、早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤の労働時間のことである。
- 4) 「出勤日数」とは、調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことで、事業所に出勤しない日は有給でも出勤日にはならないが、1時間でも就業すれば出勤日となる。
- 5) 対前年増減率は、事業所抽出替えによるギャップを修正した指数により算出しているため、実数値から算出される増減率とは一致しない場合がある。

## (2)就業形態別平成30年平均の月間労働時間

①長崎県 一事業所規模5人以上

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 差(日)	
一般労働者	調査産業計	172.1	0.3	158.9	0.3	13.2	1.2	20.8	△ 0.1
	製造業	174.8	△ 1.8	155.1	△ 1.7	19.7	△ 3.4	20.3	△ 0.4
	卸売業,小売業	178.5	1.8	165.9	1.3	12.6	9.8	21.8	0.4
	医療,福祉	163.3	0.0	159.3	△ 0.4	4.0	14.7	20.5	△ 0.1
パートタイム労働者	調査産業計	93.7	△ 9.5	91.2	△ 9.4	2.5	△ 10.5	16.5	△ 0.9
	製造業	120.3	△ 8.0	115.6	△ 6.9	4.7	△ 30.5	18.2	△ 1.1
	卸売業,小売業	101.3	△ 10.5	98.0	△ 10.9	3.3	2.8	17.3	△ 1.8
	医療,福祉	86.6	△ 3.4	85.9	△ 3.7	0.7	47.3	15.6	△ 0.5

②全国 一事業所規模5人以上

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 差(日)	
一般労働者	調査産業計	167.5	△ 0.6	153.1	△ 0.6	14.4	△ 1.2	20.0	△ 0.2
	製造業	170.8	△ 0.2	152.7	△ 0.3	18.1	1.2	19.8	0.0
	卸売業,小売業	167.7	△ 0.9	156.2	△ 0.9	11.5	△ 0.6	20.3	△ 0.1
	医療,福祉	160.1	0.4	153.0	0.4	7.1	0.7	20.0	0.0
パートタイム労働者	調査産業計	85.4	△ 0.9	82.8	△ 1.0	2.6	△ 2.3	14.8	△ 0.1
	製造業	113.3	△ 0.9	108.5	△ 0.7	4.8	△ 5.1	17.4	△ 0.1
	卸売業,小売業	91.2	△ 1.3	88.8	△ 1.5	2.4	6.3	16.0	△ 0.3
	医療,福祉	79.2	△ 0.5	78.0	△ 0.5	1.2	3.5	14.0	△ 0.1

③長崎県 一事業所規模30人以上

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 差(日)	
一般労働者	調査産業計	170.5	△ 1.4	156.0	△ 0.9	14.5	△ 6.2	20.3	△ 0.2
	製造業	174.3	△ 2.0	153.4	△ 1.4	20.9	△ 6.2	20.0	△ 0.4
	卸売業,小売業	177.9	△ 0.4	160.9	△ 2.4	17.0	23.6	20.7	△ 0.6
	医療,福祉	162.6	△ 0.9	158.6	△ 1.1	4.0	14.9	20.1	0.0
パートタイム労働者	調査産業計	97.6	△ 8.1	94.9	△ 7.6	2.7	△ 21.3	16.9	△ 0.5
	製造業	123.2	△ 7.6	118.0	△ 4.8	5.2	△ 43.1	18.4	△ 1.4
	卸売業,小売業	104.0	△ 11.4	101.8	△ 10.1	2.2	△ 48.7	18.4	△ 1.0
	医療,福祉	96.6	△ 0.3	95.9	△ 0.4	0.7	17.4	16.2	△ 0.4

④全国 事業所規模30人以上

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 差(日)	
一般労働者	調査産業計	166.1	△ 0.6	150.5	△ 0.6	15.6	△ 0.6	19.7	△ 0.1
	製造業	170.2	△ 0.1	150.9	△ 0.2	19.3	0.5	19.5	0.0
	卸売業,小売業	164.3	△ 1.2	152.4	△ 1.5	11.9	1.3	19.7	△ 0.2
	医療,福祉	160.6	0.4	153.0	0.5	7.6	△ 0.5	19.9	0.0
パートタイム労働者	調査産業計	91.6	△ 1.0	88.4	△ 0.8	3.2	△ 5.8	15.4	△ 0.2
	製造業	120.3	△ 0.8	113.5	△ 0.6	6.8	△ 5.0	17.6	0.0
	卸売業,小売業	99.9	△ 0.7	97.3	△ 0.7	2.6	2.7	17.4	△ 0.2
	医療,福祉	86.9	△ 0.2	85.4	△ 0.2	1.5	0.0	14.5	△ 0.1

(出典:毎月勤労統計調査)

注 1) 「一般労働者」とは、「常用労働者(※)」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことである。

2) 「パートタイム労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者。

※「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

① 期間を定めず、または1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者。

② 日々または1ヶ月以内の期間を限って雇用された人のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇用された者。

### (3) 産業別平成30年平均の月間労働時間

①事業所規模5人以上

(単位:時間)

項目 産業	長崎県			全国		
	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
調査産業計	148.2	138.3	9.9	142.2	131.4	10.8
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	161.2	147.3	13.9
建設業	176.6	162.1	14.5	170.1	155.9	14.2
製造業	167.2	149.6	17.6	163.4	147.0	16.4
電気・ガス・熱供給・水道業	155.3	146.7	8.6	155.9	141.4	14.5
情報通信業	153.6	140.0	13.6	156.1	142.5	13.6
運輸業,郵便業	181.6	152.5	29.1	168.7	145.4	23.3
卸売業,小売業	138.4	130.6	7.8	134.3	126.8	7.5
金融業,保険業	150.5	140.3	10.2	147.7	136.8	10.9
不動産業,物品賃貸業	152.8	145.3	7.5	149.4	137.9	11.5
学術研究,専門・技術サービス業	166.2	147.8	18.4	156.2	142.2	14.0
宿泊業,飲食サービス業	111.9	107.2	4.7	98.9	93.1	5.8
生活関連サービス業,娯楽業	156.4	144.9	11.5	128.6	121.9	6.7
教育,学習支援業	136.4	126.5	9.9	125.9	116.5	9.4
医療,福祉	144.6	141.4	3.2	134.9	129.6	5.3
複合サービス事業	153.7	146.0	7.7	151.6	141.9	9.7
サービス業(他に分類されないもの)	147.4	136.8	10.6	142.5	131.5	11.0

(出典:毎月勤労統計調査)

②事業所規模30人以上

(単位:時間)

項目 産業	長崎県			全国		
	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
調査産業計	150.9	139.6	11.3	147.4	134.9	12.5
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	165.3	147.9	17.4
建設業	171.2	156.7	14.5	173.0	153.8	19.2
製造業	169.6	150.1	19.5	165.1	147.1	18.0
電気・ガス・熱供給・水道業	157.7	149.5	8.2	157.2	141.1	16.1
情報通信業	153.6	140.0	13.6	156.4	142.1	14.3
運輸業,郵便業	184.6	150.5	34.1	167.2	143.8	23.4
卸売業,小売業	130.0	122.6	7.4	136.7	128.8	7.9
金融業,保険業	143.8	131.4	12.4	147.6	135.4	12.2
不動産業,物品賃貸業	118.5	111.0	7.5	147.0	134.8	12.2
学術研究,専門・技術サービス業	168.8	147.5	21.3	156.8	141.0	15.8
宿泊業,飲食サービス業	128.5	118.5	10.0	108.7	101.3	7.4
生活関連サービス業,娯楽業	147.9	132.1	15.8	128.7	120.7	8.0
教育,学習支援業	126.2	123.4	2.8	128.2	118.8	9.4
医療,福祉	151.1	147.6	3.5	143.6	137.4	6.2
複合サービス事業	152.2	140.5	11.7	153.6	141.6	12.0
サービス業(他に分類されないもの)	136.0	126.3	9.7	139.7	128.3	11.4

「X」・・・調査対象が少ないため掲載しないもの。

(出典:毎月勤労統計調査)

#### (4)労働者1人平均年次有給休暇の取得状況

##### ①長崎県

企業規模	付与日数 <sup>1)</sup> (日)	取得日数 <sup>2)</sup> (日)	取得率 <sup>3)</sup> (%)
計(5人以上)	15.0	7.4	49.5
計(30人以上)	15.7	7.9	50.3
5～29人	13.8	6.6	48.0
30～99人	15.5	6.9	44.7
100～299人	15.0	8.4	56.1
300人以上	16.9	8.8	52.1

(出典:県雇用労働政策課「令和元年度労働条件等実態調査」)

##### ②全国

企業規模	付与日数 <sup>1)</sup> (日)	取得日数 <sup>2)</sup> (日)	取得率 <sup>3)</sup> (%)
計	18.0	9.4	52.4
30～99人	17.3	8.2	47.2
100～299人	17.7	8.7	49.4
300～999人	18.0	9.0	49.8
1,000人以上	18.6	10.9	58.6

(出典:厚生労働省「平成31年就労条件総合調査」)

注 1) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。

2) 「取得日数」は、平成30年(又は平成29年会計年度)1年間に実施に取得した日数である。

3) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

4) 調査対象は、県:常用労働者5人以上の事業所、全国:常用労働者30人以上の事業所である。

## (5) 主な週休制<sup>1)</sup>の形態別企業割合

### ①長崎県

(単位: %)

企業規模	全企業 <sup>2)</sup>		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 <sup>3)</sup>		完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 <sup>4)</sup>
計(5人以上)	[100.0]	100.0	22.6	70.7	29.3	41.5	6.6	
計(30人以上)	[ 21.0]	100.0	13.2	75.5	32.9	42.6	11.0	
5~29人	[ 79.0]	100.0	25.0	69.5	28.3	41.2	5.5	
30~99人	[ 16.1]	100.0	16.9	72.9	28.8	44.1	10.2	
100~299人	[ 3.7]	100.0	3.6	85.7	42.9	42.9	10.7	
300人以上	[ 1.2]	100.0	0.0	77.8	55.6	22.2	22.2	

(出典: 県雇用労働政策課「令和元年度労働条件等実態調査」)

### ②全国

(単位: %)

企業規模	全企業 <sup>2)</sup>		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 <sup>3)</sup>		完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 <sup>4)</sup>
計	[100.0]	100.0	10.2	82.1	37.8	44.3	7.7	
30 ~ 99人	[69.3]	100.0	12.1	80.1	39.8	40.3	7.7	
100~299人	[21.4]	100.0	6.7	86.3	35.4	51.0	7.0	
300~999人	[ 7.1]	100.0	3.9	87.2	30.9	56.3	8.9	
1,000人以上	[ 2.2]	100.0	3.0	86.1	22.5	63.6	10.9	

(出典: 厚生労働省「平成31年就労条件総合調査」)

注 1) 「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

2) [ ]内の数値は、回答のあった全企業に対する企業規模別の企業割合である。

3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。

4) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

5) 調査対象は、県: 常用労働者5人以上の事業所、全国: 常用労働者30人以上の事業所である。

## (6) 週休制の適用労働者割合

### ①長崎県

(単位:%)

企業規模	全企業 <sup>1)</sup>		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 <sup>2)</sup>	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 <sup>3)</sup>
計(5人以上)	[100.0]	100.0	12.2	80.4	39.5	40.9	7.5
計(30人以上)	[64.8]	100.0	6.6	85.0	44.4	40.6	8.4
5~29人	[35.2]	100.0	22.4	71.8	30.5	41.3	5.7
30~99人	[27.7]	100.0	14.3	78.0	31.7	46.2	7.7
100~299人	[21.3]	100.0	1.4	86.9	43.5	43.4	11.7
300人以上	[15.7]	100.0	0.0	94.8	67.8	27.0	5.2

(出典: 県雇用労働政策課「令和元年度労働条件等実態調査」)

### ②全国

(単位:%)

企業規模	全企業 <sup>1)</sup>		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 <sup>2)</sup>	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 <sup>3)</sup>
計	[100.0]	100.0	4.5	85.3	28.3	57.0	10.2
30 ~ 99人	[22.3]	100.0	9.7	81.5	39.9	41.7	8.8
100~299人	[20.9]	100.0	5.8	85.9	35.7	50.2	8.3
300~999人	[20.4]	100.0	3.0	86.7	30.0	56.7	10.3
1,000人以上	[36.4]	100.0	1.3	86.7	15.5	71.2	12.1

(出典: 厚生労働省「平成31年就労条件総合調査」)

注 1) [ ]内の数値は、回答のあった全企業に対する企業規模別の企業割合である。

2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。

3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

4) 調査対象は、県: 常用労働者5人以上の事業所、全国: 常用労働者30人以上の事業所である。

## IV. 労使関係

### 1. 労働組合組織状況(令和元年6月30日現在)

#### ①県内の組合数及び組合員数の推移

	組合数			組合員数		
	組合	対前年増減数	増減率	人	対前年増減数	増減率
	組合	組合	%	人	人	%
平成15年	704	△ 41	△ 5.5	82,169	△ 4,780	△ 5.5
16	669	△ 35	△ 5.0	80,134	△ 2,035	△ 2.5
17	638	△ 31	△ 4.6	77,715	△ 2,419	△ 3.0
18	607	△ 31	△ 4.9	77,271	△ 444	△ 0.6
19	586	△ 21	△ 3.5	77,126	△ 145	△ 0.2
20	580	△ 6	△ 1.0	75,960	△ 1,166	△ 1.5
21	548	△ 32	△ 5.5	75,541	△ 419	△ 0.6
22	541	△ 7	△ 1.3	74,328	△ 1,213	△ 1.6
23	535	△ 6	△ 1.1	73,076	△ 1,252	△ 1.7
24	522	△ 13	△ 2.4	71,812	△ 1,264	△ 1.7
25	510	△ 12	△ 2.3	69,629	△ 2,183	△ 3.0
26	508	△ 2	△ 0.4	68,314	△ 1,315	△ 1.9
27	500	△ 8	△ 1.6	66,899	△ 1,415	△ 2.1
28	493	△ 7	△ 1.4	65,977	△ 922	△ 1.4
29	487	△ 6	△ 1.2	65,706	△ 271	△ 0.4
30	482	△ 5	△ 1.0	65,395	△ 311	△ 0.5
令和元年	474	△ 8	△ 1.7	64,540	△ 855	△ 1.3

#### ②産業別組合数・組合員数

区分	組合数			組合員数	
	組合	対前年増減数	構成比	人	構成比
	組合	組合	%	人	%
農業, 林業	1	0	0.2	29	0.0
漁業	2	0	0.4	26	0.0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	0	0.2	7	0.0
建設業	23	0	4.9	7,556	11.7
製造業	69	0	14.6	11,460	17.8
電気・ガス・熱供給・水道業	20	0	4.2	1,387	2.1
情報通信業	17	△ 1	3.6	1,177	1.8
運輸業, 郵便業	84	0	17.7	5,568	8.6
卸売業, 小売業	37	0	7.8	6,905	10.7
金融業, 保険業	40	0	8.4	5,675	8.8
不動産業, 物品賃貸業	2	0	0.4	8	0.0
学術研究, 専門・技術サービス業	9	0	1.9	708	1.1
宿泊業, 飲食サービス業	4	0	0.8	36	0.1
生活関連サービス業, 娯楽業	7	△ 1	1.5	2,628	4.1
教育, 学習支援業	36	0	7.6	1,110	1.7
医療, 福祉	24	0	5.1	4,387	6.8
複合サービス事業	16	0	3.4	3,696	5.7
サービス業	10	0	2.1	973	1.5
公務	66	0	13.9	10,776	16.7
分類不能	6	0	1.3	428	0.7

(出典: 県雇用労働政策課「労働組合基礎調査」)

## V. 高年齢者雇用確保措置実施状況

※R元. 6. 1現在（長崎労働局調べ）

（集計結果は、雇用状況を報告した従業員31人以上の企業の状況をまとめたもの）

### 1. 雇用確保措置実施状況（31人以上規模企業）

#### 1-1 雇用確保措置実施状況

（単位：社）

確保措置区分	県		全国	
	企業数	全体に占める割合	企業数	全体に占める割合
企業数(31人以上規模)	1,775	100.0%	161,378	100.0%
定年制の廃止	45	2.6%	4,297	2.7%
定年の引上げ	360	20.5%	31,319	19.4%
継続雇用制度の導入	1,354	77.0%	125,501	77.9%
雇用確保措置済み計	1,759	99.1%	161,117	99.8%

#### 1-2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

（単位：社）

確保措置区分	県		全国	
	企業数	全体に占める割合	企業数	全体に占める割合
雇用確保措置計 （うち、希望者全員）	1,759 (1,368)	99.1% (77.1%)	161,117 (127,213)	99.8% (78.8%)

#### ■雇用確保措置義務化について（段階的な年齢の引き上げ）

I 平成18年4月1日から平成19年3月31日…62歳

II 平成19年4月1日から平成22年3月31日…63歳

III 平成22年4月1日から平成25年3月31日…63歳

IV 平成25年4月1日以降 …65歳

### 2. 65歳以上雇用確保措置企業の比率等の推移

（単位：社）

	県		全国	
	企業数	割合	企業数	割合
10年(基準)	142	15.9%	—	—
22年	1,333	84.4%	119,876	86.8%
23年	1,336	84.0%	120,227	86.9%
24年	1,436	88.6%	125,722	89.6%
25年	1,347	82.5%	132,067	92.3%
26年	1,592	96.4%	143,179	98.1%
27年	1,649	97.8%	147,740	99.2%
28年	1,700	98.6%	152,275	99.5%
29年	1,663	98.9%	155,638	99.7%
30年	1,763	99.7%	156,607	99.8%
令和元年	1,759	99.1%	161,117	99.8%

※18年以降は、常用労働者51人以上で、65歳以上までの雇用確保措置実施企業(希望者全員ではない)のデータ

※21年以降は、常用労働者31人以上で、65歳以上までの雇用確保措置実施企業(希望者全員ではない)のデータ



### 3. 70歳以上まで働ける企業の状況（31人以上規模企業）

（単位：社）

確保措置区分	県		全国	
	企業数	全体に占める割合	企業数	全体に占める割合
企業数(31人以上規模)	1,775	100.0%	161,378	100.0%
①定年制の廃止	45	2.5%	4,297	2.7%
②70歳以上定年	26	1.5%	2,164	1.3%
③希望者全員70歳以上	161	9.1%	10,440	6.5%
④基準該当者70歳以上	176	9.9%	15,930	9.9%
⑤その他の制度で70歳以上まで雇用	139	7.8%	13,827	8.6%
70歳以上雇用確保措置実施企業計(①+②+③+④+⑤)	547	30.8%	46,658	28.9%

### 4. 60歳定年企業における定年到達者等の状況

（単位：人）

確保措置区分	県		全国	
	人数	割合	人数	割合
過去1年間に定年を迎えた人	2,972	100.0%	362,232	100.0%
うち、	-	-	-	-
・継続雇用者	2,636	88.7%	306,949	84.7%
・継続雇用を希望しない者	333	11.2%	54,714	15.1%
・継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者	3	0.1%	569	0.2%

※過去1年間(平成29年6月1日から平成30年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者について集計。

### 5. 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況

（単位：人）

確保措置区分	県		全国	
	人数	全体に占める割合	人数	全体に占める割合
基準適用年齢(63歳)到達者	655	100.0%	80,301	100.0%
うち、	-	-	-	-
・継続雇用者(基準に該当し、継続雇用)	612	93.4%	73,855	92.0%
・継続雇用を希望しない者	25	3.8%	5,227	6.5%
・基準に該当せず離職した者	18	2.7%	1,219	1.5%

※平成30年6月1日から令和元年5月31日に経過措置適用企業(60歳、61歳、62歳定年企業)において基準適用年齢に到達した者について集計。